

# 阿見町議会会議録

令和2年第1回定例会

(令和2年2月19日～3月6日)

阿見町議会

## 令和2年第1回阿見町議会定例会会議録目次

◎招集告示	1
◎会期日程	2
◎第1号(2月19日)	5
○出席, 欠席議員	5
○出席説明員及び会議書記	5
○議事日程第1号	7
○開 会	9
・ 会議録署名議員の指名	9
・ 会期の決定	9
・ 諸般の報告	10
・ 議案第1号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	11
・ 議案第2号から議案第13号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	12
・ 議案第14号から議案第20号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	16
・ 議案第21号から議案第26号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	19
・ 阿見町予算特別委員会の委員長, 副委員長の互選結果報告	38
・ 議案第27号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	39
・ 議案第28号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	40
・ 議案第29号から議案第30号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	41
・ 議案第31号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	42
○散 会	43
◎第2号(2月20日)	45
○出席, 欠席議員	45
○出席説明員及び会議書記	45
○議事日程第2号	47
○一般質問通告事項一覧	48
○開 議	49
・ 一般質問	49
樋口 達哉	49
川畑 秀慈	58

野口 雅弘	66
紙井 和美	70
○散 会	88
◎第3号（2月21日）	89
○出席, 欠席議員	89
○出席説明員及び会議書記	89
○議事日程第3号	91
○一般質問通告事項一覧	92
○開 議	93
・一般質問	93
海野 隆	93
永井 義一	112
栗原 宜行	125
・議案第28号の撤回	147
・休会の件	147
○散 会	148
◎第4号（3月6日）	149
○出席, 欠席議員	149
○出席説明員及び会議書記	149
○議事日程第4号	151
○開 議	153
・議案第1号（委員長報告, 討論, 採決）	153
・議案第2号から議案第13号（委員長報告, 討論, 採決）	154
・議案第14号から議案第20号（委員長報告, 討論, 採決）	160
・議案第21号から議案第26号（委員長報告, 討論, 採決）	165
・議案第27号（委員長報告, 討論, 採決）	173
・議案第29号から議案第30号（委員長報告, 討論, 採決）	174
・議案第31号（委員長報告, 討論, 採決）	175
・阿見町選挙管理委員及び補充員の選挙	176
・土地利用調査	177

・議会運営委員会及び常任委員会の閉会中における所管事務調査	179
○閉 会	179

# 第 1 回 定例会

阿見町告示第13号

令和2年第1回阿見町議会定例会を次のとおり招集する。

令和2年2月4日

阿見町長 千葉 繁

- 1 期 日 令和2年2月19日
- 2 場 所 阿見町議会議場

## 令和2年第1回阿見町議会定例会会期日程

日次	月日	曜日	開議時刻	種別	内容
第1日	2月19日	(水)	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開会</li> <li>・議案上程</li> <li>・提案理由の説明</li> <li>・質疑</li> <li>・委員会付託</li> </ul>
第2日	2月20日	(木)	午前10時	本会議	・一般質問（4名）
第3日	2月21日	(金)	午前10時	本会議	・一般質問（3名）
第4日	2月22日	(土)	休	会	・議案調査
第5日	2月23日	(日)	休	会	・議案調査
第6日	2月24日	(月)	休	会	・議案調査
第7日	2月25日	(火)	午前10時	委員会	・総務（議案審査）
			午後2時	委員会	・民生教育（議案審査）
第8日	2月26日	(水)	午前10時	委員会	・産業建設（議案審査）
第9日	2月27日	(木)	午前10時	委員会	・予算特別委員会（総務所管分）
第10日	2月28日	(金)	午前10時	委員会	・予算特別委員会（民生教育所管分）

日次	月日	曜日	開議時刻	種別	内容
第11日	2月29日	(土)	休	会	・議案調査
第12日	3月1日	(日)	休	会	・議案調査
第13日	3月2日	(月)	午前10時	委員会	・予算特別委員会（産業建設所管分）
第14日	3月3日	(火)	休	会	・議案調査
第15日	3月4日	(水)	休	会	・議案調査
第16日	3月5日	(木)	休	会	・議案調査
第17日	3月6日	(金)	午前10時	本会議	・委員長報告 ・討論 ・採決 ・閉会

第 1 号

[ 2 月 19 日 ]

## 令和2年第1回阿見町議会定例会会議録（第1号）

令和2年2月19日（第1日）

### ○出席議員

1番	吉田憲市君
2番	石引大介君
3番	井田真一君
4番	高野好央君
5番	樋口達哉君
6番	栗原宜行君
7番	野口雅弘君
8番	永井義一君
9番	海野隆君
10番	平岡博君
11番	久保谷充君
12番	川畑秀慈君
13番	難波千香子君
14番	紙井和美君
15番	柴原成一君
16番	久保谷実君
17番	倉持松雄君
18番	佐藤幸明君

### ○欠席議員

なし

### ○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町	長	千葉繁君		
副町	長	坪田匡弘君		
教	育	長	湯原正人君	
町	長	公室	長	湯原幸徳君

総務部長	小口勝美君
町民生活部長兼 生活環境課長	高須徹君
保健福祉部長	飯野利明君
産業建設部長	湯原一博君
教育委員会教育次長	朝日良一君
会計管理者兼 会計課長	佐藤吉一君
政策秘書課長	佐藤哲朗君
総務課長	青山広美君
財政課長	黒岩孝君
管財課長	飯村弘一君
町民課長兼 うずら出張所長	飯山裕見子君
社会福祉課長	遠藤朋子君
都市計画課長	林田克己君
道路公園課長	浅野修治君
上下水道課長	井上稔君
生涯学習課長兼 中央公民館長	煙川栄君

○議会事務局出席者

事務局長	小倉貴一
書記	野口和之

## 令和2年第1回阿見町議会定例会

### 議事日程第1号

令和2年2月19日 午前10時開会・開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第1号 阿見町あみ人材育成基金条例の制定について
- 日程第5 議案第2号 阿見町行政不服審査会条例の一部改正について
- 議案第3号 阿見町町界町名地番整理審議会条例の一部改正について
- 議案第4号 阿見町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 議案第5号 阿見町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 議案第6号 阿見町の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について
- 議案第7号 阿見町職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正について
- 議案第8号 阿見町監査委員条例の一部改正について
- 議案第9号 阿見町印鑑条例の一部改正について
- 議案第10号 阿見町町営住宅管理条例の一部改正について
- 議案第11号 阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について
- 議案第12号 阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 議案第13号 阿見町ふるさと創生基金条例の廃止について
- 日程第6 議案第14号 令和元年度阿見町一般会計補正予算（第6号）
- 議案第15号 令和元年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 議案第16号 令和元年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 議案第17号 令和元年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）
- 議案第18号 令和元年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 議案第19号 令和元年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 議案第20号 令和元年度阿見町水道事業会計補正予算（第3号）

- |       |        |                                 |
|-------|--------|---------------------------------|
| 日程第7  | 議案第21号 | 令和2年度阿見町一般会計予算                  |
|       | 議案第22号 | 令和2年度阿見町国民健康保険特別会計予算            |
|       | 議案第23号 | 令和2年度阿見町介護保険特別会計予算              |
|       | 議案第24号 | 令和2年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算           |
|       | 議案第25号 | 令和2年度阿見町水道事業会計予算                |
|       | 議案第26号 | 令和2年度阿見町下水道事業会計予算               |
| 日程第8  | 議案第27号 | 財産の取得について（阿見町小学校入学祝い品支給ランドセル購入） |
| 日程第9  | 議案第28号 | 土地の処分について                       |
| 日程第10 | 議案第29号 | 町道路線の廃止について                     |
|       | 議案第30号 | 町道路線の認定について                     |
| 日程第11 | 議案第31号 | 損害賠償の額を定めることについて                |

午前10時00分開会

○議長（吉田憲市君） おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから令和2年第1回阿見町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事については、お手元に配付をいたしました日程表により進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

---

会議録署名議員の指名について

○議長（吉田憲市君） 日程第1、会議録署名議員の指名について、本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によりまして、

15番 柴原成一君

16番 久保谷実君

を指名いたします。

---

会期の決定について

○議長（吉田憲市君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本件につきましては、去る2月12日、議会運営委員会が開かれ協議されましたので、その結果について議会運営委員会委員長より報告を求めます。

議会運営委員会委員長柴原成一君、登壇願います。

〔議会運営委員会委員長柴原成一君登壇〕

○議会運営委員会委員長（柴原成一君） 皆さん、おはようございます。

会期の決定の件について御報告申し上げます。

令和2年第1回定例会につきまして、去る2月12日、議会運営委員会を開催いたしました。出席委員は4名で、執行部から総務課長の出席を得て審議をいたしました。

会期は本日から3月6日までの17日間で、日程につきましては、本日、本会議、議案上程、提案理由の説明、質疑、委員会付託。

2日目、2月20日は午前10時から本会議で一般質問、4名。

3日目、2月21日は午前10時から本会議で一般質問、3名。

4日目から6日目までは、休会で議案調査。

7日目、2月25日は委員会で、午前10時から総務常任委員会、午後2時から民生教育常任委員会。

8日目、2月26日は委員会で、午前10時から産業建設常任委員会。

9日目、2月27日は委員会で、午前10時から予算特別委員会、総務所管分。

10日目、2月28日は委員会で、午前10時から予算特別委員会、民生教育所管分。

11日目から12日目までは、休会で議案調査。

13日目、3月2日は委員会で、午前10時から予算特別委員会、産業建設所管分。

14日目から16日目までは、休会で議案調査。

17日目、3月6日は最終日となりますが、午前10時から本会議で委員長報告、討論、採決、閉会。

議会運営委員会としましては、以上のような会期日程を作成いたしました。

各議員の御協力をよろしくお願いいたします。報告といたします。

○議長（吉田憲市君） お諮りいたします。本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会委員長の報告どおり、本日から3月6日までの17日間としたいと思っております。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月6日までの17日間と決定をいたしました。

---

#### 諸般の報告

○議長（吉田憲市君） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

議長より報告いたします。

今定例会に提出された案件は、町長提出議案第1号から議案第31号、以上31件であります。

次に、本日までに受理した陳情等は、防犯パトロールの利用促進を図るための施策の実施を求める陳情書1件です。内容は、お手元に配付をいたしました参考資料のとおりです。

次に、監査委員から令和元年11月分から令和2年1月分に関する例月出納検査結果について報告がありましたので、御報告申し上げます。

次に、本定例会に説明員として地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者は、お手元に配付をいたしました名簿のとおりです。

次に、閉会中における委員会、協議会等の活動状況は、お手元に配付をいたしました参考資

料のとおりでございます。

次に、令和元年度普通建設等事業進捗状況及び契約状況報告について、2月18日付で町長から報告がございました。内容は、お手元に配付をいたしました参考資料のとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

---

議案第1号 阿見町あみ人材育成基金条例の制定について

○議長（吉田憲市君） 次に、日程第4、議案第1号、阿見町あみ人材育成基金条例の制定についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 皆さん、おはようございます。本日は、令和2年第1回定例会を招集しましたところ、議員各位には公私とも御多用の折にもかかわらず御出席をいただきまして、ここに定例会が開会できますことを心から感謝いたします。

議案第1号の阿見町あみ人材育成基金条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本案は、本町における国際的に活躍する意欲のある人材及び地域の企業等を担う人材へ支援を行い、まちづくりの担い手を育成する事業に充てる基金を創設するため、本条例を制定するものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、御承認いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（吉田憲市君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお、本案につきましては、委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

永井議員。

○8番（永井義一君） おはようございます。

ちょっと1点だけお伺いしたいんですけども、この第1号の中で、説明資料のところを見ますと、2つ目の支援というところで、その中で、大学等の在籍期間中に奨学金の貸与を受け、現に当該奨学金の返還を行っている方で、阿見町に定住し、町内の中小企業において就業している方。これはあくまでも阿見町に住んでいて、で、町内の中小企業等に働いてる人を指

すと思うんですけども、その後、就業している人やって書いてあるんですよ。で、その次に人材不足が懸念される医療や福祉に関する資格に基づき町内に就業している方。

ですから、要するに、この人材不足が懸念している医療や福祉に関する人は、町内に働いていけばいいのか、または在住して働いてなければならないのか。ちょっとこの文章だと、町内に住んでなくてもいいよっていうふうにとられるんですけども、前回全協の説明の中では、また違った文章だったんで、その辺ちょっと整合性がわからないんで、ちょっとそれを質問します。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

教育次長朝日良一君。

○教育委員会教育次長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

今、質問あった件ですけれども、どちらにつきましても、阿見に在住していると、阿見の町民であるということが条件となっております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第1号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議なしと認め、さよう決定をいたします。

民生教育常任委員会では、付託案件を審査の上、来る3月6日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いを申し上げます。

---

議案第2号	阿見町行政不服審査会条例の一部改正について
議案第3号	阿見町町界町名地番整理審議会条例の一部改正について
議案第4号	阿見町職員の給与に関する条例の一部改正について
議案第5号	阿見町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
議案第6号	阿見町の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について

- 議案第7号 阿見町職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正について
- 議案第8号 阿見町監査委員条例の一部改正について
- 議案第9号 阿見町印鑑条例の一部改正について
- 議案第10号 阿見町町営住宅管理条例の一部改正について
- 議案第11号 阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について
- 議案第12号 阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 議案第13号 阿見町ふるさと創生基金条例の廃止について

○議長（吉田憲市君） 次に、日程第5、議案第2号、阿見町行政不服審査会条例の一部改正について、議案第3号、阿見町町界町名地番整理審議会条例の一部改正について、議案第4号、阿見町職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第5号、阿見町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、議案第6号、阿見町の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について、議案第7号、阿見町職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正について、議案第8号、阿見町監査委員条例の一部改正について、議案第9号、阿見町印鑑条例の一部改正について、議案第10号、阿見町町営住宅管理条例の一部改正について、議案第11号、阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について、議案第12号、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第13号、阿見町ふるさと創生基金条例の廃止について、以上12件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 議案第2号から議案第13号までの条例の一部改正及び廃止について、提案理由を申し上げます。

議案第2号の阿見町行政不服審査会条例の一部改正について申し上げます。

本案は、社会情勢の変化や地方分権の進展に伴い、新たな行政課題や町民ニーズに対応し、住民サービスのさらなる向上を目指すため、令和元年第4回定例会において議決をいただいた組織機構の見直しに伴い、阿見町行政不服審査会の庶務担当部署を、政策秘書課から総務課に変更し、審査庁からの諮問に迅速に対応できる組織体制を構築するものであります。

議案第3号の阿見町町界町名地番整理審議会条例の一部改正について申し上げます。

本案は、議案第2号と同じく、組織機構の見直しに伴い、町界町名地番整理に係る庶務担当

部署を、総務課から都市計画課に変更し、効率的な組織体制を構築するものであります。

議案第4号の阿見町職員の給与に関する条例の一部改正について申し上げます。

本案は、機構改革に伴う職務の級の改正及び本年度の人事院勧告に基づく給与改定に関する取扱いが第200回臨時国会で可決成立したことに伴い、当町におきましても、国に準じ、給与条例の改正について提案するものであります。

改正の主な内容は、職務の級、給料月額、住居手当及び勤勉手当の支給月数の改定であります。

まず、職務の級につきましては、来年度からの機構改革に伴い、会計管理者の職務を課長級職とし、教育次長を教育部長とすることから所要の改正を行うものであります。

次に、一般職の職員の給料月額の改定であります。官民給与の格差を踏まえ、初任給及び若年層に重点を置いた引き上げであり、国ベースで平均0.1%の引き上げとなります。

次に、住居手当の改定であります。支給要件である家賃額の下限及び支給月額の区分を4,000円引き上げるものであります。

次に、勤勉手当の支給月数の改定であります。支給月数を0.05月分引き上げるものであり、本年度の12月期の勤勉手当を引き上げ、令和2年度以降は6月期と12月期の勤勉手当をそれぞれ0.025月分引き上げるものであります。

議案第5号の阿見町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、及び議案第6号の阿見町の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について申し上げます。

これらは、一般職の職員の条例改正に準じ、町長、副町長及び教育長の期末手当、任期付職員の給料及び期末手当についての改正を行うものであります。

議案第7号の阿見町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について申し上げます。

本案は、職員のサービスの宣誓のうち、会計年度任用職員については、制度導入前の任用形態や任用手続がさまざまであることに鑑み、別段の取り扱いをすることができる旨、規定を追加するものであります。

議案第8号の阿見町監査委員条例の一部改正について申し上げます。

本案は、地方自治法の改正に伴い、本条例において引用している条にずれが生じることから、所要の改正を行うものであります。

議案第9号の阿見町印鑑条例の一部改正について申し上げます。

本案は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の趣旨を踏まえ、印鑑登録の資格について所要の改正を行うものであります。

議案第10号の阿見町町営住宅管理条例の一部改正について申し上げます。

本案は、公営住宅管理標準条例の改正及び改正民法の施行に伴い、町営住宅への入居資格の緩和や、連帯保証人の極度額の設定をするため、所要の改正を行うものであります。

議案第11号の阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について申し上げます。

阿見町地域自立支援協議会につきましては、地域の障害福祉に関する社会づくり等について協議を行うために設置するものであります。

阿見町学校安全実践委員会につきましては、当該事業の終了に伴い廃止するものであります。

議案第12号の阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について申し上げます。

学校安全実践委員会委員につきましては、阿見町学校安全実践委員会の廃止に伴い、当該委員の項を削除するものであります。

学校安全アドバイザーにつきましては、当該事業終了による職の廃止に伴い、その項を削除するものであります。

地域自立支援協議会委員につきましては、地域自立支援協議会の設置に伴い、その委員の報酬等を追加するものであります。

学校運営協議会委員につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の6の規定に基づき設置する学校運営協議会の委員の報酬等を追加するものであります。

議案第13号の阿見町ふるさと創生基金条例の廃止について申し上げます。

本案は、平成元年度に設置した本基金は、これまで各種関係事業の財源として充当してまいりましたが、今年度の予算措置をもって基金残高全額の充当が完了したことから廃止するものであります。

以上、提案理由を申し上げますが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 以上で提案理由の説明を終わりました。

これより質疑を行います。

なお、本案12件につきましては、委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第2号から議案第13号については、会議規則第39条第1

項の規定により、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議なしと認め、さよう決定いたします。

各常任委員会では、付託案件を審査の上、来る3月6日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いをいたします。

---

議案第14号	令和元年度阿見町一般会計補正予算（第6号）
議案第15号	令和元年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
議案第16号	令和元年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
議案第17号	令和元年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）
議案第18号	令和元年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第4号）
議案第19号	令和元年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
議案第20号	令和元年度阿見町水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（吉田憲市君） 次に、日程第6、議案第14号、令和元年度阿見町一般会計補正予算（第6号）、議案第15号、令和元年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）、議案第16号、令和元年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）、議案第17号、令和元年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）、議案第18号、令和元年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第4号）、議案第19号、令和元年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）、議案第20号、令和元年度阿見町水道事業会計補正予算（第3号）、以上7件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 議案第14号から議案第20号までの補正予算について、提案理由を申し上げます。

議案第14号、一般会計補正予算は、既定の予算額に3億9,342万3,000円を追加し、歳入歳出それぞれ170億723万8,000円とするほか、繰越明許費の設定、地方債の補正をするもので、国の補正予算等に対応するため、土木費と教育費で大幅な増額をしております。

それでは、2ページの第1表、歳入歳出予算補正の歳入の主なものから申し上げます。

第1款町税では、決算見込みにより、法人町民税を減額する一方、固定資産税家屋及び償却

資産を増額。

第15款国庫支出金では、国の補正予算等に対応するため、土木費国庫補助金で、防災安全交付金を増額、教育費国庫補助金で、学校施設環境改善交付金等を新規計上。

第16款県支出金では、教育費県補助金で、国民体育大会市町村競技運営費補助金等を増額。

第19款繰入金では、財源調整のため、財政調整基金繰入金を減額。

第20款繰越金では、前年度繰越金を増額。

第22款町債では、国の補正予算等に対応するため、土木債で、防災安全交付金事業債を増額、教育債で、学校施設整備事業債を増額するものであります。

次に、4ページからの歳出であります。第7款土木費では、国の補正予算に対応するため、道路橋梁維持補修事業及び道路新設改良事業で、通学路等の安全対策に係る経費を増額、都市計画道路寺子・飯倉線整備事業で、土地購入費等を増額。

第9款教育費では、国の補正予算等に対応するため、小学校の学校施設整備事業で、舟島小学校の設備改修工事、阿見小学校及び阿見第一小学校の体育館建具改修工事、君原小学校の体育館屋根・非構造部材改修工事を前倒し計上、小・中学校の学校施設整備事業で、全小中学校の高速大容量通信ネットワーク整備に係る経費を新規計上するものであります。

このほか、事業費精算に伴う、各種国庫支出金等返還金を計上、また、全般的に事業費の確定等による減額を行っております。

6ページの第2表、繰越明許費につきましては、町界町名地番整理事業ほか12件について、年度内に事業完了とならないため、翌年度に繰り越すものであります。

7ページの第3表、地方債補正については、保育所改修事業ほか8件について、事業費の確定等により限度額を変更するものであります。

議案第15号、国民健康保険特別会計補正予算は、既定の予算額から3億6,862万8,000円を減額し、歳入歳出それぞれ45億9,209万5,000円とするものであります。

その主な内容は、保険給付費で、実績見込みにより、療養給付費及び高額療養費等を減額するもので、その財源として、県支出金の保険給付費等交付金を減額するものであります。

議案第16号、公共下水道事業特別会計補正予算は、既定の予算額から4,583万7,000円を減額し、歳入歳出それぞれ18億614万8,000円とするほか、繰越明許費の設定、地方債の補正をするものであります。

その主な内容は、下水道事業費で、確定に伴い、吉原地区下水道工事委託料を減額するもので、その財源として、国庫支出金、県支出金、町債を減額する一方、公共下水道受益者分担金を、実績見込みにより増額するものであります。

4ページの第2表、繰越明許費につきましては、管渠維持管理費ほか3件について、年度内

に事業完了とならないため、翌年度に繰り越すものであります。

5ページの第3表、地方債補正につきましては、事業費の確定により、流域下水道事業債を減額するものであります。

議案第17号、農業集落排水事業特別会計補正予算は、既定の予算額から702万5,000円を減額し、歳入歳出それぞれ1億5,705万4,000円とするものであります。

その主な内容は、一般管理費で、農業集落排水設備設置工事費補助金を減額するものです。その財源として、県支出金の農業集落排水施設接続支援事業補助金を減額するものであります。

議案第18号、介護保険特別会計補正予算は、既定の予算額に8,522万6,000円を追加、歳入歳出それぞれ33億8,088万7,000円とするものであります。

その主な内容は、歳入で、第1号被保険者保険料を増額、歳出で、介護給付費準備基金積立金を増額するものであります。

議案第19号、後期高齢者医療特別会計補正予算は、既定の予算額から155万5,000円を減額し、歳入歳出それぞれ9億4,921万6,000円とするものであります。

その主な内容は、広域連合納付金で、広域連合事務費負担金を減額するもので、その財源調整のため、一般会計繰入金を減額するものであります。

議案第20号、水道事業会計補正予算は、水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出について、11万1,000円を増額するもので、その内容は、職員給与関係経費を増額するものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお、本案に7件については、委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第14号から議案第20号につきましては、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付をいたしました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議なしと認め、さよう決定をいたします。

各常任委員会では、付託案件を審査の上、来る3月6日の本会議において審査の結果を報告されるようお願い申し上げます。

---

議案第21号	令和2年度阿見町一般会計予算
議案第22号	令和2年度阿見町国民健康保険特別会計予算
議案第23号	令和2年度阿見町介護保険特別会計予算
議案第24号	令和2年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算
議案第25号	令和2年度阿見町水道事業会計予算
議案第26号	令和2年度阿見町下水道事業会計予算

○議長（吉田憲市君） 次に、日程第7、議案第21号、令和2年度阿見町一般会計予算、議案第22号、令和2年度阿見町国民健康保険特別会計予算、議案第23号、令和2年度阿見町介護保険特別会計予算、議案第24号、令和2年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算、議案第25号、令和2年度阿見町水道事業会計予算、議案第26号、令和2年度阿見町下水道事業会計予算、以上6件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） まず初めに、令和2年度施政方針を申し上げます。

令和2年第1回阿見町議会定例会の開会に当たり、予算の提案に先立ち、令和2年度の町政運営につきまして、所信の一端と主な施策の概要を申し上げます。

令和という新時代の幕開けを迎えた我が国は、同時に大きな転換期を迎えております。少子高齢化の急速な進行により、2008年をピークに総人口が減少局面に入り、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、2018年には約1億2,644万人だった人口は、40年後の2060年には約9,284万人にまで減少すると見込まれており、同時に高齢化率は、将来的に約4割まで上昇すると言われております。また、昨年の出生数は、1899年の調査開始以来、初の90万人を割り込む見通しとなっております。

本町の人口は、平成31年1月の4万7,587人から令和2年1月の4万7,814人へと、この1年間で227人増加しました。しかし、地区別にみると、住宅地開発が盛んに行われている一部の新市街地の人口増が既存地域の人口減を補う構図となっております。

このまま何も対策を講じないと、数年のうちに人口は減少局面に転じ、高齢化率はさらに上昇してまいります。特に20歳代の若年層について、就職などを契機とした町外への転出が続いていることもあり、生産年齢人口は既に減少に転じている状況にあります。

このような変化の著しい時代環境にあつてこそ、将来を見通し、安定した雇用の創出や、子育て世代に対する支援の充実・強化などにより、若い世代が地元で就職し、結婚し、安心して子供を産み、育てていけるまちづくりに取り組んでいくことが重要です。加えて、高齢者等がいつまでも元気で活躍し、介護や福祉サービスなどを必要に応じて受けられ、そして、住みなれた地域で安心して暮らし続けることができるまちづくりが求められております。

また、近年多発している地震や風水害による災害等の被害を最小限にするため、都市の強靱化を進め、災害等に強いまちづくりを推進していく必要があります。

私が町長に就任してから、間もなく2年が経過しようとしておりますが、この間、町民の皆様とお約束した政策公約を推進するとともに、皆様からいただいた御意見や現場の声に応えるべく施策を展開してまいりました。

その幾つかを申し上げますと、まず、子育て・教育環境の充実の面では、一昨年記録的な猛暑を受け対策を進めておりました、全小学校普通教室へのエアコン設置を7月までに全て完了し、児童の安全と快適な学習環境を確保するとともに、老朽化が進んでいた阿見中学校の外壁改修を実施しました。

また、町の将来を担う子供たちの健やかな成長を支援するため、令和2年4月に入学する小学校新1年生に対し、5色6種類から選べるランドセルを入学のお祝いとして贈呈いたします。

地域振興では、阿見町商工会と連携し、平成30年度に復活させた町のプレミアム付商品券と、国の低所得者・子育て世帯向けプレミアム付商品券をあわせて発行し、町内の消費喚起と商業振興及び消費税率引き上げによる影響緩和に取り組みました。

ふるさと納税への積極的な対応として、水郷つくば農業協同組合をはじめ、町内の事業経営者や農業者、町内の工業団地に立地する企業等と連携し、昨年10月より、ふるさと納税事業を開始いたしました。寄附金は町政発展のために有効に活用させていただきますとともに、阿見町ならではの魅力を発信していける返礼品のさらなる充実に努めてまいります。

町民参加では、町民の皆様が今後のまちづくりや地域課題の解決策について話し合いを通して行政に参画していただく町民討議会を、昨年8月と今年2月の2回開催し、たくさんのアイデアや御提案をいただきました。

また、開かれた議会に向けた取り組みの1つとして、令和元年第3回定例会より本会議映像インターネット配信を開始いたしました。

危機管理では、町西部地区に対する救急車の現場到着時間の短縮を図るため、稲敷広域消防

本部と連携し、本郷ふれあいセンターへの救急車の駐留を継続して実施しております。

スポーツ振興では、町民の皆様をはじめ、多くのボランティアの皆様、関係者の皆様の御協力のもと、第74回国民体育大会セーリング競技を無事開催することができ、レース期間中は1万人近い来場者をお迎えすることができました。

生活道路の整備では、長年懸案となっておりました牛久龍ヶ崎方面からの福田工業団地への通勤ルートとなっているイーグルポイントゴルフクラブ脇の交差点改良を実施し、安全性の向上を図りました。

このほかにも、待機児童の解消、福祉施設の充実、公民館施設の改修など、さまざまな課題や町民ニーズに対応した取り組みを進めてまいりました。

このように、一つ一つの地域課題を着実に解決していくとともに、魅力と活力を創造し続ける町であるためには、常に市民感覚を持ち、町民の皆様の声に耳を傾け、企業、NPOなどを含めた多くの皆様の協力を得ながら、オール阿見でまちづくりに取り組んでいくことが重要であります。

令和2年度は、総合的かつ基本的な町政運営の方針である第6次総合計画後期基本計画を力強く推進するため、第2期「阿見町人と自然が織りなす、輝くまち創生総合戦略」に基づき、積極的な情報発信に力を入れていくとともに、出産・子育て支援、持続可能な地域づくりといった各分野において、これまで以上に連携を意識しながら、町勢発展のために全力で取り組んでまいります。

それでは、令和2年度に実施する主な施策につきまして、第6次総合計画後期基本計画に位置づける「参加」「支え合い」「賑わい」の3つの重点テーマと、各テーマに沿った6つの重点プロジェクトに関する施策を中心に、その概要を御説明いたします。

初めに、1つ目のテーマである「参加」における「地域力を育むプロジェクト」についてであります。

町民の自立的、主体的なまちづくりの機運を高め、誰もが生き生きと活躍できる持続可能なまちづくりの実現に向け、地域力を育む取り組みを推進してまいります。

そのための「誰もが主役になれるまちづくり」を推進する取り組みとしては、町民の皆様がまちづくりに参画するきっかけをつくる町民討議会を定期的を開催するとともに、従来の行政のやり方だけでは対応できていない地域課題を、地域の皆さんで話し合い、その解決策を実現していく地域予算制度について、小学校が廃校となった吉原地区及び実穀地区をモデル地区として、先行導入してまいります。

「財政規律をまもるまちづくり」を推進する取り組みとしては、公共施設等の安全・安心な利用環境を確保しながら、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担

の軽減・平準化を図るため、公共施設等総合管理計画に基づき、町営住宅、下水道施設等の個別施設計画を策定し、ストックマネジメントの強化を図ってまいります。

また、昨年10月に開始したふるさと納税の返礼品をより充実させるとともに、寄附された方との継続的なつながりと共感を大切にしながら、より多くの方に本町を応援していただけるよう、農業者、商工業者、関係機関等の多様な事業者と連携し、見守りサービスの提供などの新たな返礼品の形も取り入れながら、町の魅力の発信と活性化に取り組んでまいります。さらに、寄附を通じ企業が地方公共団体の地方創生を応援する、企業版ふるさと納税制度を新たに導入してまいります。

続いて、「参加」のテーマにおける「町民・企業・行政等の連携・協働促進プロジェクト」についてであります。

町内のあらゆる人が活躍して地域全体を活性化するため、町民の社会参加に加えて、地域経済に付加価値を生み出す企業、専門性を持った大学等との連携強化を推進してまいります。

そのための「地域振興につながるまちづくり」を推進する取り組みとしては、農業分野において、茨城大学及び東京農業大学と連携して実施している、耕作放棄地の拡大防止、農業の担い手不足の解消、農産物を活用した新商品開発、新規事業創出に関する研究などの取り組みの充実・強化を図るとともに、新たに、交流人口の拡大を目指すグリーンツーリズムの推進に向けた調査を実施してまいります。

「生涯活躍できるまちづくり」を推進する取り組みとしては、地域の皆様の思い出の詰まった旧吉原小学校と旧実穀小学校を、地域コミュニティの拠点施設として再整備するため、地域のニーズを踏まえ、具体的な整備内容を決定し、改修工事を進めてまいります。

続いて、2つ目のテーマである「支え合い」における、「子どもの成長や若者の活躍を支えるプロジェクト」についてであります。

出産や子育ての支援、安心して学べる教育環境の充実に取り組み、学校や家庭、地域全体で子供の成長を見守り、安心して子育てができ、若者の活躍を支えるまちづくりを推進してまいります。

そのための「出産や子育てを支えるまちづくり」を推進する取り組みとしては、妊娠・出産を希望する方を支援し、その希望をかなえるため、これまでの特定不妊治療への助成に加え、男性不妊治療も新たに助成対象に加えるとともに、妊娠後に流産を繰り返してしまう不育症に関する検査や治療に対する助成制度を新設いたします。

子育て支援のさらなる充実に向けては、医療機関と連携し、児童が病気の回復期に至らず、当面の症状の急変が認められない場合に、専用施設で一時的に保育を行う病児保育施設の整備等を支援してまいります。

また、全ての新生児を対象に、先天性の難聴を早期に発見するためのスクリーニング検査にかかる費用を助成するとともに、幼児の虫歯予防を推進するため、町内の保育園・幼稚園等での幼児の集団生活の場でのフッ化物洗口導入の促進に取り組んでまいります。

待機児童解消に向けた取り組みとしては、引き続き保育士等処遇改善助成金による民間保育士の確保に努めるとともに、受け入れ定員を増やす認定こども園の整備を支援してまいります。

「未来への投資を行うまちづくり」を推進する取り組みとしては、子育て世代が抱えている経済的負担を軽減し、安心して子育てができる環境の整備を図り、少子化対策を推進するため、第3子以降の学校給食費無料化の対象範囲を拡大いたします。

家庭教育への支援としては、ふるさと納税の寄附金等を財源とした阿見町人材育成奨学金基金を創設し、経済的な支援を必要とする若い世代を応援していくため、奨学金返還支援補助金及び人材育成海外留学奨学補助金による支援を実施してまいります。

教育の現場においては、多様化・複雑化する課題に対応するため、専門性を有する人材を配置し、児童生徒や保護者に加え、教職員をサポートしてまいります。令和2年度は、スクールカウンセラーの対応時間を延長し相談しやすい環境を整えるほか、特別支援教育支援員を増員するとともに、各中学校に新たに不登校対策指導員を配置してまいります。

教育環境の改善としては、竹来中学校の外壁改修と屋上防水工事を実施するほか、舟島小学校のトイレ・冷暖房設備の改修工事、君原小学校の屋内運動場の屋根及び非構造部材改修工事、阿見小学校及び阿見第一小学校の屋内運動場建具改修工事を実施してまいります。

続いて、「支え合い」のテーマにおける「町民の暮らしを支えるプロジェクト」についてであります。

町民や地域、行政等が互いに支え合い、高齢者や障害者に優しく、町民誰もが地域の中で安全に安心して暮らせるまちづくりを推進してまいります。

「お互いに支え合うまちづくり」を推進する取り組みとしては、介護予防事業の推進に向け、介護補助等のボランティアに対しインセンティブとしてポイントを発行し、ボランティアの拡大を図る地域介護予防活動支援事業を実施してまいります。

「交通体系・公共交通の充実」を推進する取り組みとしては、高齢者や車を持たない方の町内での買い物や通院などの移動手段として運行しているデマンドタクシー「あみまるくん」について、一部予約がとりづらいという状況の改善を図るため、茨城大学と連携して原因分析を行い、運行体制の見直しを行ってまいります。

また、身近な場所に食料品などの生活に必要なものを購入できる店舗がない地域において、移動手段を持たない高齢者等の買い物を支援するため、民間事業者による移動販売車による運行事業を実施してまいります。

「危機管理ができるまちづくり」を推進する取り組みとしては、近い将来に起きると言われている首都直下地震、大型台風やゲリラ豪雨などの水害を想定し、町民の自助と共助による災害対応力の強化を図るため、自主防災組織の育成と地区防災計画の作成を支援してまいります。また、令和2年度は、町民一人ひとりの防災意識の高揚を図るとともに、日ごろの災害への備えについて学ぶことのできる総合防災訓練を実施いたします。

最後に、3つ目のテーマである「賑わい」における「霞ヶ浦等の地域資源を活かした交流プロジェクト」についてであります。

霞ヶ浦の水辺や自然環境、農産物等の地域資源を活かした、新たな観光の創出や特産品の開発等に取り組み、町の魅力を積極的に発信していくことで、広域的な広がりを持った交流を生み出すまちづくりを推進してまいります。

そのための、「霞ヶ浦を核として交流するまちづくり」を推進する取り組みとしては、昨年11月7日にナショナルサイクルルートとして認定され、国内外から多くのサイクリスト等の来訪が期待される「つくば霞ヶ浦りんりんロード」を活用し、来訪者の町内周遊につながる積極的な情報発信を行うとともに、安全な走行環境を確保するための路面表示等の整備を行ってまいります。

また、国体セーリング競技の会場跡地に残る栈橋、スロープ等の施設について、阿見町が誇るすばらしい霞ヶ浦の自然景観を誰もが安心して楽しめる場となるよう、利活用の検討を進めてまいります。

「地域資源を活かし発信するまちづくり」を推進する取り組みとしては、阿見町観光プロデュース推進事業を継続して実施し、観光資源のブランド化と特産品の開発を含めた採算性のある観光事業の開発の促進を図ってまいります。

また、グリーンツーリズムの推進につきましては、新たな受け入れ拠点の発掘と人材の確保・育成、地域資源を活用したモデル事業として、レンコン堀り体験等を継続するとともに、東京農業大学と連携し、ビジネスプランの確立に向けた調査・研究に取り組んでまいります。

続いて、「賑わい」のテーマにおける「地域経済の活力向上プロジェクト」についてであります。

首都圏へのアクセスのよさを活かした、新たな産業の振興や雇用促進を図るとともに、良好な住環境整備による定住促進に取り組み、地域経済の活性化を図ってまいります。

そのための「地域経済を活性化するまちづくり」を推進する取り組みとしては、町内の個人消費を喚起し、商業の振興と活性化を図るため、阿見町商工会が実施するプレミアム付商品券事業を支援するとともに、商工まつりやスイーツフェアなどの事業についても、継続的に支援を行い、商工業の活性化を図ってまいります。

さらに、地域資源を活かした新商品開発への支援として、新商品開発支援事業を継続して実施してまいります。

町内への定住を促進するための「良好な受け皿を確保するまちづくり」を推進する取り組みとしては、西南地区の換地処分により事業完了を迎える阿見吉原地区について、圏央道の阿見東インターチェンジに隣接するという絶好の立地条件を活かし、茨城県と連携して積極的な企業誘致等に取り組むとともに、住宅街区に防犯灯を設置し、安全な環境づくりを推進してまいります。

また、民間活力による住宅地開発等が進む荒川本郷地区について、区画整理や面的な整備計画が進んでいるエリアの事業者や地権者等とともに、良好なまちづくりを推進してまいります。

都市基盤の軸となる幹線道路ネットワークの整備につきましては、町の東西市街地を連結する都市計画道路寺子飯倉線の整備を推進してまいります。

上水道につきましては、管路も含めた配水施設等の耐震化及び更新計画に基づき、今後10年間の水道事業の財政計画となる経営戦略を策定してまいります。

以上、令和2年度の町政運営の所信の一端と、主な施策の概要を申し上げます。

令和2年度は、第6次総合計画後期基本計画の2年目に当たります。計画の目標達成に向けては、駅伝で言えば、まさに、この第2区での飛躍がその鍵を握ります。

安全・安心な町民生活の確保に必要な事業を着実に進めることはもちろん、人口減少・超高齢社会が進展する中であっても、将来にわたり、町民一人ひとりが夢と希望を感じられる阿見町の実現に向け、めり張りのきいた財政運営を基本として、積極的な未来への投資とともに、将来世代に過度の負担を残さない健全な財政運営を堅持することによって、今を生きる私たちはもとより、将来を担う子供たち、そして将来の世代までが幸せに暮らしていける、未来に責任を持てる魅力あるまちづくりを実現してまいります。

議員各位並びに町民の皆様のお一層の御支援と御協力をお願い申し上げ、令和2年度の施政方針といたします。

続きまして、議案第21号から議案第26号までの令和2年度一般会計のほか6件の予算について、概要を申し上げます。

議案第21号、一般会計予算は、169億6,700万円で、3.4%の増。

議案第22号、国民健康保険特別会計予算は、49億500万円で、0.6%の減。

議案第23号、介護保険特別会計予算は、33億5,800万円で、3.1%の増。

議案第24号、後期高齢者医療特別会計予算は、9億9,600万円で、4.5%の増。

議案第25号、水道事業会計予算は、16億3,700万円で、5.5%の減。

議案第26号、下水道事業会計予算は、26億919万9,000円で、公営企業会計初年度となります。

が、前年度の公共下水道事業及び農業集落排水事業特別会計と比較すると、31.1%の増となっております。

以上、当初予算の概要について申し上げましたが、詳細につきましては、担当部長が説明をいたしますので、慎重審議の上、議決いただきますようお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

ここで暫時休憩といたします。

会議の再開は午前11時5分といたします。

午前10時54分休憩

---

午前11時05分再開

○議長（吉田憲市君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

それでは引き続き、担当部長から議案に対する詳細な説明を求めます。

まず、議案第21号についての説明を求めます。

総務部長小口勝美君。

○総務部長（小口勝美君） それでは、お手元に令和2年度阿見町予算書を御用意ください。

予算案の説明に入る前に、令和2年度から、歳出予算に係る節の番号が、一般会計、特別会計ともに変更になりますので、説明いたします。

地方自治法施行規則の改正により、歳出予算に係る節の区分の1つである「賃金」が廃止されたことにより、賃金以降の節の番号が1番ずつ繰り上がることになりました。

議会費を例に説明いたしますので、27ページをお開きください。

予算書の中央が節になります。

8節であった報償費が7節へ、9節であった旅費が8節へ、10節であった交際費が9節へ、11節であった需用費が10節へと、順次繰り上がります。議会費にはありませんが、最後28節であった繰出金が27節になり、最後28節は廃止され、節の区分は27区分に変更となります。前年度と比較する際には御注意ください。

それでは、議案第21号、令和2年度阿見町一般会計予算の主な内容につきまして説明いたします。

歳入歳出事項別明細書により、その主な内容を申し上げます。11ページをお開きください。

初めに、歳入です。

第1款町税から説明いたします。

第1項第1目個人町民税では、雇用・所得環境が緩やかに回復していることなどにより、現

年課税分の所得割で1.1%の増、個人町民税全体では0.8%の増額計上となっております。

同じく、第2目法人町民税では、法人税割の税率引き上げの影響で、現年課税分の法人税割で37.5%の減、法人町民税全体では、2.8%の減額計上。

第2項第1目固定資産税では、01土地で、荒川本郷地区の宅地分譲などにより1.4%の増、02家屋で、新築家屋の増により7.7%の増、03償却資産で、大手法人の設備投資により9.3%の増、固定資産税全体では、6.2%の増額計上。

第3項軽自動車税では、制度改正に伴い、第1目に環境性能割を新規計上、従来の既存分を第2目種別割と言いかえておりますが、軽自動車税全体では6.0%の増額計上。

12ページ上段の第5項都市計画税では、現年課税分で5.0%の増額計上。

町税全体では、0.4%の増額計上となっております。

次に、12ページ中段の第2款地方譲与税、第3項森林環境譲与税は新規計上となっております。令和6年度から個人住民税とあわせて課税される森林環境税の一部が交付されるもので、令和元年度から令和5年度までは、国が財源を立て替えて交付されます。

次に、13ページ上段の第6款法人事業税交付金は新規計上となっております。そのため、次の地方消費税交付金以降、款の番号が1つずつ繰り下がります。

法人事業税交付金は、町民法人税、法人税割の税率引き上げに対する補填措置として新たに制度化されたもので、都道府県に入る法人事業税の一部が市町村に交付されるものです。

第7款地方消費税交付金では、消費税率の引き上げに伴い、19.7%の増額計上となっております。

第9款は、制度改正に伴い自動車取得税交付金が廃止となり、環境性能割交付金として新規計上となっております。

下段の第12款地方交付税では、01普通交付税が、基準財政収入額の増などにより19.2%の減額計上、03震災復興特別交付税が、龍ヶ崎地方衛生組合の設備改良事業に伴い、昨年度の50万円から8,616万8,000円と大幅に増額計上。

地方交付税全体では、3.6%の減額計上となっております。

次に、14ページ中段の第14款分担金及び負担金では、幼児教育・保育無償化に伴う、01保育所利用者負担金の減などにより、43.5%の減額計上となっております。

次に、16ページからの第16款国庫支出金では、第1項国庫負担金で、第1目民生費国庫負担金の第2節児童福祉費負担金で、09施設型給付費負担金の増や、11子育て支援施設等利用給付費負担金の皆増などにより、10.3%の増額計上。

第2項国庫補助金では、17ページ、第6目土木費国庫補助金の第1節都市計画費補助金で、15防災安全交付金の増、第7目教育費国庫補助金の第3節社会教育費補助金で、03民生安定施

設整備事業補助金の皆増などがある一方、第6目の第1節都市計画費補助金で、12社会資本整備総合交付金の減などにより、8.8%の減額計上、国庫支出金全体では5.9%の増額計上となっております。

次に、18ページからの第17款県支出金では、第1項県負担金で、第1目民生費県負担金の第2節児童福祉費負担金で、08施設型給付費負担金の増や、10子育て支援施設等利用給付費負担金の皆増などにより、9.2%の増額計上。

第2項県補助金では、国民体育大会関連の補助金が皆減となる一方、18ページ下段からの第2目民生費県補助金の第1節老人福祉費補助金で、19ページの32地域医療介護総合確保基金事業補助金の増、第3節児童福祉費補助金で、28安心子ども支援事業費補助金や、44認定こども園施設整備事業費補助金の皆増などにより、9.2%の増額計上。

県支出金全体では、8.0%の増額計上となっております。

次に、21ページからの第20款繰入金では、第2項基金繰入金、第1目財政調整基金では、財源調整としての基金繰入金の減などにより、27.1%の減額計上となっております。

26ページの第23款町債では、第2目の衛生債で、クリーンセンター改修事業債の増、第5目の教育債で、地区公民館整備事業債の皆増などにより、54.1%の増額計上となっております。

続きまして、27ページからの歳出について説明いたします。

まず、歳出全般ですが、会計年度任用職員の制度導入に伴い、臨時職員賃金が廃止となり、会計年度任用職員報酬、会計年度任用職員期末手当の項目が新設されております。

また、幼児教育・保育の無償化に関連した予算の組み替えや、機構改革に伴う予算の組み替えなどを行っております。

それでは、第1款議会費から申し上げます。

議会費では、28ページ、1112議会事務局費で、議会ICT化事業による増などにより、2.9%の増額計上となっております。

29ページからの第2款総務費について申し上げます。

第1項総務管理費、第1目一般管理費では、会計年度任用職員制度導入に伴う臨時職員雇用費の皆減や、30ページ、0303職員給与関係経費で、機構改革による減などにより、57.1%の減額計上。

31ページからの第2目秘書費では、0303職員給与関係経費で、機構改革による減などにより、21.8%の減額計上。

33ページからの第3目職員管理費では、会計年度任用職員制度導入及び機構改革に伴い、0303職員給与関係経費、34ページの0305会計年度任用職員関係経費を新規計上しており、852.2%の増額計上。

43ページからの第8目企画費では、機構改革に伴い、0303職員給与関係経費を新規計上しており、185.3%の増額計上となっております。

46ページからの第9目電子計算費では、機構改革に伴う職員給与関係経費の皆減のほか、1112行政情報ネットワーク運営事業で、電算システム更新経費の減などにより、31.7%の減額計上。

63ページからの第3項第1目戸籍住民基本台帳費では、64ページからの1112住民基本台帳事務費で、個人番号カード関連経費の増などにより、24.7%の増額計上。

総務費全体では、1.8%の減額計上となっております。

次に、70ページからの第3款民生費について申し上げます。

第1項社会福祉費第1目社会福祉総務費では、73ページ、1121介護保険特別会計繰出金で、介護給付費繰出金の増などにより、2.1%の増額計上。

74ページからの第2目老人福祉費では、1111高齢福祉事務費で、75ページの上段の特別養護老人ホーム建設に係る地域医療介護総合確保基金事業補助金の増などにより、50%の増額計上。

78ページからの第3目障害者福祉費では、81ページ、1141障害者介護給付事業で、障害者介護給付費の増などにより、4.7%の増額計上。

87ページからの第7目総合保健福祉会館費では、1112総合保健福祉会館維持管理費で、下段の工事請負費の中央監視装置更新工事の増などにより、77.4%の増額計上。

88ページからの第2項児童福祉費第1目児童福祉費総務費では、89ページの1111児童福祉事務費で、保育士等処遇改善助成金を保育所費へ組み替え、1112保育所入所事務費で、多子世帯保育料軽減事業補助金を保育所費へ組み替えなどにより、28.7%の減額計上。

91ページからの第4目保育所費では、95ページ、1115民間保育所等管理運営事業で、地域型保育事業と認定こども園管理運営事業を統合、さらに、児童福祉総務費より、保育士処遇改善助成金、多子世帯保育料軽減事業補助金を組み込んだことに伴う増、96ページ、1116保育施設整備事業で、認定こども園施設整備事業補助金の皆増などにより、52.1%の増額計上。

99ページ、認定こども園費は、民間保育所等管理運営事業に統合したことから廃止。

民生費全体では、7.4%の増額計上となっております。

次に、100ページからの第4款衛生費について申し上げます。

第1項衛生費、102ページからの第2目予防費では、1111予防接種事業で、成人への風疹予防接種関係経費の減などにより、5.5%の減額計上。

106ページからの第2項清掃費第2目塵芥処理費では、107ページ、1112霞クリーンセンター維持管理費で、クリーンセンター改修工事の増などにより、67.1%の増額計上。

109ページからの第3項環境衛生費第1目環境総務費では、110ページ1112龍ヶ崎地方衛生組

合負担金で、施設改良工事による増などにより、58.9%の増額計上。

衛生費全体では36.0%の増額計上となっております。

次に、115ページからの第5款農林水産業費について申し上げます。

第1項農業費、118ページからの第3目農業振興費では、122ページ下段からの1167農業用ハウス強靱化緊急対策事業の新規計上などにより、17.9%の増額計上。

123ページからの第5目農地費では、1111農業基盤整備事業の工事請負費で、飯倉地内排水管維持補修工事の増などにより、56.4%の増額計上。

農林水産業費全体では、27.9%の増額計上となっております。

次に、124ページからの第6款商工費について申し上げます。

第1項商工費、126ページからの第2目商工業振興費では、1112阿見東部工業団地・阿見吉原地区企業誘致事業で、立地企業に対する奨励金の増などにより、19.7%の増額計上。

商工費全体では、14.4%の増額計上となっております。

次に、129ページからの第7款土木費について申し上げます。

130ページからの第2項道路橋梁費で、132ページからの第3目道路新設改良費では、1111道路新設改良事業で、道路工事の減などにより、62.9%の減額計上。

134ページからの第4項都市計画費では、137ページからの第3目公園費で、機構改革に伴い、0303職員給与関係経費を新規計上しており、54.6%の増額計上。

138ページからの第4目都市排水路費では、1111都市、都市排水路整備事業で、土地購入費の皆増などにより、46.7%の増額計上。

土木費全体では、10.5%の減額計上となっております。

次に、142ページからの第8款消防費について申し上げます。

第1項消防費第1目常備消防費では、1114常備消防事業で、稲敷地方広域市町村圏事務組合消防費分賦金の増により、3.4%の増額計上。

消防費全体では、2.8%の増額計上となっております。

次に、146ページからの第9款教育費について申し上げます。

151ページからの第2項小学校費第1目学校管理費では、158ページになります、1122学校施設整備事業で、阿見第一小学校トイレ・給排水設備改修工事の皆減などにより、6.9%の減額計上。

158ページからの第2目教育振興費では、1112教育設備教材費で、教科書改訂に伴う教師用指導書等の購入などにより、79.7%の増額計上。

162ページからの第3項中学校費第1目学校管理費では、165ページになります1117、学校施設整備事業で、竹来中学校外壁・屋上防水改修工事の増などにより、38.7%の増額計上。

169ページからの第4項社会教育費、173ページからの第3目公民館費では、これも183ページになります、1711地区公民館費整備事業で、旧吉原小地区公民館整備事業費の増などにより、68.3%の増額計上。

191ページからの第5項保健体育費では、国民体育大会の終了により、198ページになります、保健体育事業費が皆減。

教育費全体では、9.8%の減額計上となっております。

次に、199ページからの第11款公債費では、第1目元金は、長期債償還元金で、2.6%の増額計上、第2目利子は、15.3%の減額計上。

公債費全体では、1.5%の増額計上となっております。

199ページからの第12款諸支出金では、200ページの第8目森林環境譲与税基金費の新規計上などにより、諸支出金全体で3.7%の増額計上となっております。

以上で、令和2年度一般会計予算の説明を終わります。

○議長（吉田憲市君） 次に、議案第22号についての説明を求めます。

保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） それでは、議案第22号、令和2年度阿見町国民健康保険特別会計予算について御説明いたします。予算書211ページをお開きください。

令和2年度の予算総額は、49億500万円で、前年度と比較しまして0.6%の減額となっております。これは、歳入歳出とも、国保税調定、保険給付費、事業費納付金など数年次の実績内容や制度改正に伴う変更など、それぞれに勘案計上を行ったものであります。

それでは、主な項目につきまして、歳入部門から御説明いたします。217ページをお開きください。

第1款国民健康保険税は、前年度と比較しまして、一般被保険者で3.2%増、退職被保険者で64.4%減、合計3.2%の増となっております。これは、国保被保険者の加入状況や被保険者の所得の状況等を勘案し、軽減額等を考慮した結果、現状での徴収見込み額を計上したものです。医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分とも、現在の賦課状況により見込み額を計上したものであります。

218ページをお開きください。

第4款県支出金第1項県補助金第1目保険給付費等交付金につきましては、普通交付金は、保険給付に係る必要額を全額県から交付されるもので、前年度と比較しまして1.0%の減額となっております。特別交付金は、市町村の特別な事情がある場合に考慮して交付されるもので、前年度と比較しまして17.1%の減額となっております。

第2項財政安定化基金交付金につきましては、科目計上となります。

第6款繰入金につきましては、前年度と比較しまして1.7%の減額計上となっております。一般会計からの繰り入れの主なものとしましては、保険基盤安定、職員給与費等及びその他繰入金として、保健事業費経費などとなっております。

220ページをお開きください。

第9款町債第1項財政安定化基金貸付金につきましては、科目計上となります。

次に、歳出部門の主な項目につきまして御説明いたします。221ページをお開きください。

第1款総務費につきましては、職員給与関係経費や事務費などに係る経費を計上しているもので、前年度と比較しまして1.6%の増額となっております。

224ページをお開きください。

第2款保険給付費につきましては、近年の被保険者の加入状況や医療費歳出状況などを勘案し、前年度と比較しまして1.0%の減額計上としたもので、一般及び退職療養給付費並びに高額療養費や出産育児一時金などに対処するものであります。

227ページをお開きください。

第3款国民健康保険事業費納付金につきましては、前年度と比較しまして0.6%の増額となっております。

第1項医療給付費分、第2項後期高齢者支援金等分ともに、第2目退職被保険者等分につきましては、科目計上としています。これは、対象被保険者が不在の見込みによるものであります。

228ページをお開きください。

第4款保健事業費につきましては、人間ドックなどによる疾病予防対策、医療費抑制・制度啓発のための諸経費や、特定健康診査等事業費として健診委託料などを計上していますが、第2期データヘルス計画書に基づき、データを活用し各保健事業を実施していくもので、前年度と比較しまして2.9%の減額計上となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（吉田憲市君） 次に、議案第23号についての説明を求めます。

保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） それでは、議案第23号、令和2年度阿見町介護保険特別会計について御説明いたします。

予算書の237ページをお開き願います。

令和2年度介護保険特別会計の予算総額は、33億5,800万円で、前年度と比較しまして3.1%の増となっております。これは、高齢化の進展に伴う要介護認定者数の増による介護給付費の増額によるものであります。

歳出の約97%を占める保険給付費の財源につきましては、歳入における国・県の負担金、第

2号被保険者の保険料である支払基金からの交付金及び65歳以上の第1号被保険者の保険料により賄われます。

では、主な項目につきまして、歳入から御説明いたします。245ページをお開き願います。

介護保険制度の給付に必要な財源は、利用者の負担のほか、50%を公費、残り50%を40歳以上の被保険者の保険料で賄います。公費の内訳は、国25%、県12.5%、市町村12.5%であり、国の負担のうち約5%は、市町村間の財政力の格差を調整する調整交付金として交付されます。

まず、第1款保険料では、65歳以上の第1号被保険者数の増加により、前年度と比較しまして3.7%の増額計上。

245ページから246ページ、第3款国庫支出金では、保険給付に要する費用の20%を国の法定負担分とする介護給付費負担金並びに地域支援事業に係る交付金においては、保険給付費総額の増により増、及び保険者の取り組みを国が評価し算定される保険者機能強化推進交付金の交付により、前年度と比較して4.2%の増額計上。

第4款支払基金交付金では、保険給付費及び地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業費に係る27%分が、社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、前年度と比較して1%の減額計上。

第5款県支出金では、保険給付費及び地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業費の12.5%並びに地域支援事業の包括的支援事業・任意事業費の19.5%が県の法定負担分であり、前年度と比較しまして2.8%の増額計上。

247ページの、第7款繰入金の第1項一般会計繰入金では、町の法定負担分12.5%の介護給付費繰入金、及び地域支援事業繰入金、保険料を充当することのできない事務費等一般会計繰入金及び低所得者支援として国・県・町が負担する軽減負担金の合計で、7.8%の増額計上をしております。

次に、歳出について御説明いたします。249ページをお開き願います。

第1款総務費の第1項総務管理費では、職員給与関係経費及び介護保険事務に要する経費を計上しているもので、前年度と比較しまして13.5%の増額計上。

250ページの第2項徴収費では、保険料の賦課徴収に係る経費を計上しているもので、0.4%の増額計上。

251ページの第3項介護認定審査会費では、介護認定審査会費及び認定調査などに要する経費を計上しているもので、8.5%の増額計上。

252ページの第4項趣旨奨励費では、介護保険制度の周知に要する経費を計上しているもので、5.1%の減額計上。

第5項計画策定委員会費では、3年に1回の介護保険事業計画の策定があるので、

1,021.9%の増額計上。

次に、第2款保険給付費ですが、253ページから254ページの第1項介護サービス等諸費では、冒頭に申し上げましたように、介護サービス利用者の増加が見込まれることから、全体的には増加傾向にあり、主なサービスでは、居宅介護サービス費が1.4%の減、地域密着型介護サービス費では18.3%の増、施設介護サービス費は2.2%の増、居宅介護サービス計画給付費が8.5%の減額となり、全体で1.9%の増額計上となっております。

255ページから256ページの第2項介護予防サービス等諸費では、介護予防サービス給付費77.3%の増、介護予防サービス計画費の96.4%の増、全体で46.7%の増額計上。

第4項高額介護サービス等費では、16.0%の増額計上。

257ページの第5項高額医療合算介護サービス等費においては、35.4%の増額計上。

257ページから258ページの第6項特定入所者介護サービス等費では、施設サービス利用者の居住費及び食費の負担が、低所得者にとって過重な負担とならないよう、負担限度額を設け、その差額について公費負担するもので、7.3%の増額計上となっております。

259ページからの第4款地域支援事業費につきましては、第1項介護予防・生活支援サービス事業費は、要支援、事業対象者に訪問型・通所型サービスを提供するもので、4.9%の減。

260ページの第2項一般介護予防事業費は、7.6%の減。

261ページから263ページの第3項包括的支援事業・任意事業費は、地域包括支援センターの運営や認知症対策等を担うもので、9.3%の増。

地域支援事業全体では、4.0%の増額計上になります。

歳出全体では、3.1%の増額計上になります。

以上で説明を終わります。

○議長（吉田憲市君） 次に、議案第24号についての説明を求めます。

保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） 議案第24号、令和2年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算について御説明いたします。予算書273ページをお開きください。

令和2年度の予算総額は、9億9,600万円で、前年度と比較しまして4.5%の増となっております。これは、歳入歳出とも、前年度の実績内容などから、それぞれに勘案計上を行ったものであります。

それでは、主な項目につきまして、歳入部門から御説明いたします。279ページをお開きください。

第1款保険料につきましては、前年度と比較しまして10.2%の増額計上となっております。

第3款繰入金につきましては、職員給与費等、事務費等、保険料軽減に係る保険基盤安定、

広域連合事務費及び療養給付費等に係る町負担分を一般会計から繰り入れるもので、前年度と比較しまして0.4%の増額計上となっております。

それでは、次に、歳出の主な項目につきまして御説明いたします。281ページをお開きください。

第1款総務費につきましては、職員給与関係経費や事務に係る経費を計上しているもので、前年度と比較しまして2.2%の増額計上となっております。

282ページをお開きください。

第2款納付金につきましては、町が徴収した保険料、保険料軽減に係る保険基盤安定分、広域連合事務費及び療養給付費等に係る町負担分などを茨城県後期高齢者医療広域連合に納付するもので、前年度と比較しまして4.7%の増額計上となっております。

第3款保健事業費につきましては、高齢者健診及び人間ドックなどによる疾病予防対策、医療費抑制のための委託料や諸経費を計上しているもので、前年度と比較しまして2.6%の増額計上となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（吉田憲市君） 次に、議案第25号についての説明を求めます。

産業建設部長湯原一博君。

○産業建設部長（湯原一博君） 議案第25号、令和2年度阿見町水道事業会計予算の内容について御説明をいたします。公営企業会計予算書の1ページをお開きください。

第2条、業務の予定量につきましては、（1）給水戸数を前年度比2.9%増の1万7,950戸、（2）年間総給水量を前年度比0.7%減の400万600立方メートルと見込んでおります。また、（4）主な建設改良工事につきましては、令和元年度で阿見吉原土地地区画整理事業に伴う配水管新設工事が終了したこと等により、13.6%減の3億8,767万円となっております。

次に、第3条の収益的収入及び支出について申し上げます。

収入の予定額につきましては、第1款水道事業収益が1.0%減の12億282万6,000円となっております。なお、第1項営業収益につきましては、主な収入は給水収益であり、0.4%増の10億1,824万2,000円となっております。

支出の予定額につきましては、第1款水道事業費用が1.8%減の10億9,042万1,000円となっております。第1項営業費用につきましては、主な支出は県企業局に支払う受水費及び減価償却費であり、1.9%減の10億6,977万1,000円となっております。

次に、第4条の資本的収入及び支出について申し上げます。

収入の予定額につきましては、第1款資本的収入が、主に阿見吉原土地地区画整理事業の終了に伴う工事負担金の減及び起債借入額の減により、77.0%減の4,292万円となっております。

支出の予定額につきましては、第1款資本的支出が、主に令和元年度で阿見吉原土地区画整理事業に伴う配水管新設工事が終了したことにより、12.0%減の5億4,657万9,000円となっております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5億365万9,000円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,310万3,000円、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,673万2,000円、過年度分損益勘定留保資金4億5,382万4,000円で補填してまいります。

最後に、2ページをお開きください。第6条、議会の議決を経なければ流用できない経費につきましては、職員給与費で1.4%増の3,529万7,000円となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（吉田憲市君） 次に、議案第26号についての説明を求めます。

産業建設部長湯原一博君。

○産業建設部長（湯原一博君） 議案第26号、令和2年度阿見町下水道事業会計予算の内容について御説明をいたします。公営企業会計予算書の25ページをお開きください。

第2条、業務の予定量につきましては、1、公共下水道事業（1）水洗化戸数を1万5,070戸、（2）年間排水量を630万2,000立方メートルと見込んでおります。また、（4）主な建設改良事業につきましては、3億3,200万円となっております。

次に、2、農業集落排水事業（1）水洗化戸数を557戸、（2）年間処理水量を18万8,541立方メートルと見込んでおります。

次に、第3条の収益的収入及び支出について申し上げます。

収入の予定額につきましては、第1款下水道事業収益で、24.5%増の17億9,101万5,000円となっております。なお、第1項営業収益につきましては、主な収入は下水道使用料であり、11.9%増の8億7,307万6,000円となっております。

支出の予定額につきましては、第1款下水道事業費用で96.4%増の15億7,490万2,000円となっております。第1項営業費用につきましては、主な支出は減価償却費及び流域下水道維持管理費負担金であり、119.5%増の14億1,223万1,000円となっております。

次に、第4条の資本的収入及び支出について申し上げます。

収入の予定額につきましては、第1款資本的収入で、主に地区施設道路27号線の雨水管整備事業費の減に伴う国庫補助金の減額により、8.6%減の4億7,324万4,000円となっております。

支出の予定額につきましても、第1款資本的支出で、主に地区施設道路27号線の雨水管整備事業費の減により、12.9%減の10億3,429万7,000円となっております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5億6,105万3,000円につきましては、

当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,808万1,000円, 引き継ぎ金1,384万1,000円, 当年度分損益勘定留保資金3億3,109万9,000円, 当年度利益余剰金処分額1億9,803万2,000円で補填してまいります。

最後に, 26ページをお開きください。第8条, 議会の議決を経なければ流用できない経費につきましては, 職員給与費の4,264万9,000円となっております。

以上で説明を終わります。

○議長(吉田憲市君) 以上で説明は終わりました。

ここで暫時休憩いたします。

会議の再開は午後1時といたします。

午後 0時02分休憩

---

午後 1時00分再開

○議長(吉田憲市君) それでは, 休憩前に引き続き, 会議を開きます。

ここで, 執行部より発言を求められておりますので, これを許します。

総務部長小口勝美君。

○総務部長(小口勝美君) 濟いません, 私の説明, 一般会計予算の説明の部分で, 2カ所ちよっと間違っておりましたので, 訂正のほうをさせていただきます。

予算書の11ページです。の町税ですが, 町税の第2目の法人町民税について, 減額の理由について, 法人税割の法人税率, 本来引き下げの影響で減額になってるんですけども, 私のほうの説明で, 法人税率の引き上げと申し上げてしまったので, こちら, 法人税率の引き下げの影響で, 現年課税分の法人税割が37.5%減となっているということで, 説明のほうを訂正させていただきます。

また, 同じく13ページになります。第6款の法人事業税交付金についてですが, こちらにつきましても, 法人事業税交付金は, 町民法人税, 法人税割の税率引き下げに対する補填措置として新たに制度化されたものということの部分について, やはり引き上げというふうに申し上げてしまったようですので, こちらにつきましても, 町民法人税については, 法人税割の税率引き下げに対する補填措置として, 法人事業税交付金が交付されるということで, 訂正のほうをさせていただきます。

大変申しわけございませんでした。

○議長(吉田憲市君) それでは, 会議を再開いたします。

これより質疑を行います。

なお, 本案6件については委員会への付託を予定しておりますので, 質疑は簡潔にお願いい

たします。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第21号から議案第26号については、全議員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査をすることにしたいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議なしと認め、さよう決定をいたします。

それでは、ここで暫時休憩といたします。

それでは、全員協議会室のほうへ移動してください。

失礼しました。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員は、全員協議会室において委員長、副委員長の互選をお願いいたします。

会議の再開は、予算特別委員会の委員長、副委員長が決まり次第、再開いたします。

それでは、全協室のほうへ、よろしくをお願いいたします。

午後 1時03分休憩

---

午後 1時10分再開

○議長（吉田憲市君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### 阿見町予算特別委員会の委員長、副委員長の互選結果報告

○議長（吉田憲市君） 予算特別委員会の委員長、副委員長の互選結果報告をお願いいたします。

事務局長に報告させます。

○議会事務局長（小倉貴一君） それでは、御報告いたします。

予算特別委員会の委員長は佐藤幸明議員、同じく副委員長は井田真一議員です。

以上でございます。

○議長（吉田憲市君） 以上で、予算特別委員会の委員長及び副委員長の互選結果の報告を終わります。

予算特別委員会では、付託案件を審査の上、来る3月6日の本会議において審査の結果を報告されるようお願い申し上げます。

---

議案第27号 財産の取得について（阿見町小学校入学祝い品支給ランドセル購入）

○議長（吉田憲市君） 次に、日程第8、議案第27号、財産の取得について（阿見町小学校入学祝い品支給ランドセル購入）を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 議案第27号の財産の取得（阿見町小学校入学祝い品支給ランドセル購入）について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和3年度に小学校入学予定の新1年生に対して、入学祝い品であるランドセルを支給するためのものでありますが、地方自治法並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

納入期間は、令和2年4月1日から令和3年2月26日までであります。

内容につきましては、お手元に配付しました概要書のとおりであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお、本案については、委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第27号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議なしと認め、さよう決定をいたします。

民生教育常任委員会では、付託案件を審査の上、来る3月6日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

---

議案第28号 土地の処分について

○議長（吉田憲市君） 次に、日程第9、議案第28号、土地の処分についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 議案第28号の土地の処分について、提案理由を申し上げます。

本案は、荒川本郷地区の町有地を売り払いするものでありますが、地方自治法並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

仮契約日は、令和元年12月9日であります。

内容につきましては、お手元に配付しました概要書のとおりであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお、本案については、委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第28号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付をいたしました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議なしと認め、さよう決定をいたします。

産業建設常任委員会では、付託案件を審査の上、来る3月6日の本会議において審査の結果を報告されるようお願い申し上げます。

---

議案第29号 町道路線の廃止について

議案第30号 町道路線の認定について

○議長（吉田憲市君） 次に、日程第10、議案第29号、町道路線の廃止について、議案第30号、町道路線の認定について、以上2件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 議案第29号の町道路線の廃止について及び第30号の町道路線の認定について、提案理由を申し上げます。

議案第29号は、主に開発行為に伴い機能を失い不用となった道路について、町道の廃止をするものであります。

議案第30号は、主に開発行為により新設された道路について、町道の認定をするものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお、本案については、委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いします。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第29号から議案第30号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付をいたしました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託する

ことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議なしと認め、さよう決定をいたします。

産業建設常任委員会では、付託案件を審査の上、来る3月6日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

---

議案第31号 損害賠償の額を定めることについて

○議長（吉田憲市君） 次に、日程第11、議案第31号、損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 議案第31号の損害賠償の額を定めることについて、提案理由を申し上げます。

本案は、令和元年9月8日から9月9日にかけて通過した台風15号の強風により、町が管理する中央地区にある町民の森の樹木が倒木し、隣接する共同住宅の屋根やフェンス等を破損する損害を与えたもので、国家賠償法の規定により町に賠償責任が生じたため、地方自治法第96条第1項第13号の規定に基づき、損害賠償の額を定めることについて、議会の議決を求めるものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお、本案については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いします。質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第31号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付をいたしました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託することに御異議ござ

いませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議なしと認め、さよう決定をいたします。

産業建設常任委員会では、付託案件を審査の上、来る3月6日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いをいたします。

---

#### 散会の宣告

○議長（吉田憲市君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会をいたします。御苦労さまでした。

午後 1時18分散会

第 2 号

[ 2 月 20 日 ]

## 令和2年第1回阿見町議会定例会会議録（第2号）

令和2年2月20日（第2日）

### ○出席議員

1番	吉田憲市君
2番	石引大介君
3番	井田真一君
4番	高野好央君
5番	樋口達哉君
6番	栗原宜行君
7番	野口雅弘君
8番	永井義一君
9番	海野隆君
10番	平岡博君
11番	久保谷充君
12番	川畑秀慈君
13番	難波千香子君
14番	紙井和美君
15番	柴原成一君
16番	久保谷実君

### ○欠席議員

17番	倉持松雄君
18番	佐藤幸明君

### ○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町長	千葉繁君
副町長	坪田匡弘君
教育長	湯原正人君
町長公室長	湯原幸徳君
総務部長	小口勝美君

町民生活部長兼 生活環境課長	高 須 徹 君
保健福祉部長	飯 野 利 明 君
産業建設部長	湯 原 一 博 君
教育委員会教育次長	朝 日 良 一 君
会計管理者兼 会計課長	佐 藤 吉 一 君
政策秘書課長	佐 藤 哲 朗 君
総務課長	青 山 広 美 君
財政課長	黒 岩 孝 君
防災危機管理課長	白 石 幸 也 君
危機管理監（防災危機管 理課副参事兼課長補佐）	押 切 俊 樹 君
町民活動推進課長兼男女共同参 画推進室長兼町民活動センター 所長兼男女共同参画センター所長	中 村 政 人 君
廃棄物対策課長兼 霞クリーンセンター所長	竹之内 英 一 君
都市計画課長	林 田 克 己 君
道路公園課長	浅 野 修 治 君
農業振興課長	村 松 利 一 君
商工観光課長兼 消費生活センター所長	石 神 和 喜 君
上下水道課長	井 上 稔 君

○議会事務局出席者

事 務 局 長	小 倉 貴 一
書 記	野 口 和 之

令和2年第1回阿見町議会定例会

議事日程第2号

令和2年2月20日 午前10時開議

日程第1 一般質問

## 一般質問通告事項一覧

令和2年第1回定例会

一般質問1日目（令和2年2月20日）

発 言 者	質 問 の 趣 旨	答 弁 者
1. 樋口 達哉	1. 阿見町国土強靱化計画の策定状況について	町 長
2. 川畑 秀慈	1. 町道の整備について 2. 阿見町の救急車の現場到着時間の短縮について	町 長 町 長
3. 野口 雅弘	1. 「ナショナルサイクルルート」国内第一弾として、「つくば霞ヶ浦りんりんロード」が指定されたが、現状と今後の町の取り組みについて	町 長
4. 紙井 和美	1. ずっと住みたい快適なまちづくり，生活環境の整備について 2. 誰ひとり取り残さないまちづくりについて	町 長 町 長

午前10時00分開議

○議長（吉田憲市君） おはようございます。定刻になりましたので、これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

本日の議事については、お手元に配付をいたしました日程表により進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

---

一般質問

○議長（吉田憲市君） 日程第1，一般質問を行います。

質問の順序を通告順とし、質問時間を40分といたしますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

議員各位に申し上げます。会議規則第61条第1項に規定されているとおり、一般質問は町の一般事務についてだけたず場であります。したがって、町の一般事務に関係のないものは認められません。また、一般質問は町長の個人的見解をたず場でもありません。議員各位におかれましては、十分にこのルールを遵守していただくことを求めます。

次に、執行部各位に申し上げます。能率的な会議運営の観点から、質問に対し簡明に答弁されるようお願い申し上げます。

なお、議会基本条例第5条第1項第3号の規定により、執行機関には反問権を付与しておりますので、議員の質問に対し反問する場合には、挙手の上、反問したい旨を述べた後、議長の許可を得てから反問してください。

初めに、5番樋口達哉君の一般質問を行います。

質問者は質問席に移動してください。

5番樋口達哉君の質問を許します。登壇願います。

〔5番樋口達哉君登壇〕

○5番（樋口達哉君） 皆さん、おはようございます。

我が家の庭に梅の花が咲きました。気候の変調、温暖化の影響でしょうか。

早いもので、4年前、私は向こうの傍聴席からこちらを見ていました。現在、この伝統ある阿見町議会の議場に立たせていただき、感無量です。

さかのぼれば、34年前、日航機墜落事故、25年前、北海道南西沖地震、9年前、東日本大震災、そして関東東北豪雨から5年たとうとしています。いずれも私が自衛官現役時代に派遣さ

れた大規模災害です。当時、それらを目の当たりにして、この惨状を繰り返してはならないと思いました。この阿見町で、あの凄惨な状況を繰り返さない。それが私の議員活動の原点です。

国におきましては安全保障、阿見町におきましては安全安心が、私は最大の福祉であると確信しています。

我が国では、平成23年に発生した東日本大震災の教訓から、不測事態に対する社会経済システムの脆弱さが明らかになり、今後想定される首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模災害への備えが国家的課題として認知されるようになりました。こうした中、国は、東日本大震災から得られた教訓を踏まえ、災害発生時に、想定外や後手の対応に終始する過ちを避け、平時から必要な事前防災や減災、迅速な復旧復興等にかかわる施策を総合的かつ計画的に行うため、平成25年12月に、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災減災等に資する国土強靱化基本法を公布、施行いたしました。平成26年6月には、同法に基づく国土強靱化基本計画が閣議決定されるなど、今後の大規模自然災害等に備え、施策を推進する枠組みが整備されてまいりました。

茨城県でも、平成29年2月に茨城県国土強靱化計画が策定され、阿見町では、国、県の両計画を踏まえ、町民生活の安全が十分確保されるとともに、商工業や農林水産業などを初めとする地域経済への影響を極減し、安心して暮らし続けられる社会を実現するため、阿見町国土強靱化計画が鋭意作成されていることに鑑み、以下の事項を伺います。

- 1、計画作成の経緯。
- 2、基本理念。
- 3、概要。
- 4、国土強靱化計画に定める事業における交付金・補助金の活用。
- 5、課題と今後の展望。

よろしく願いいたします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 皆さん、おはようございます。本日も、どうぞよろしく願いいたします。

樋口議員の、阿見町国土強靱化計画の策定状況についての質問にお答えいたします。

1点目の、計画作成の経緯についてであります。

国は、東日本大震災の教訓を機に大災害への備えについての重要性を一層認識し、平成25年12月に施行した国土強靱化基本法に基づき、平成26年6月に国土強靱化に関する国の計画等の

指針となる国土強靱化基本計画を策定しました。

また、茨城県においても、平成29年2月に茨城県国土強靱化計画が策定されております。

しかしながら、市区町村単位での計画策定の進捗度が遅いため、国は国土強靱化基本計画に基づき、市区町村が実施する補助金・交付金事業に対して、予算の重点化、要件化、見える化、地方負担軽減を行うことにより、計画の策定及び地域の国土強靱化の取り組みを一層促進することを狙いとして方向性を示したところであります。

2点目の、基本理念についてであります。

この計画の基本的な目標として、町の強靱化を推進するために、いかなる災害等が発生しようとも、1、人命の保護が最大限図られること、2、町政及び町域の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること、3、町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化を図ること、4、迅速な復旧復興が図られることを掲げているところであります。

また、この計画は、国及び県の基本計画と調和・連携を保ちながら、町の総合計画の内容を踏まえつつ、各分野別の計画における国土強靱化の指針となるものであります。

次に、3点目の、計画の概要であります。

計画の名称については、阿見町国土強靱化計画とし、計画期間については、令和元年度から令和5年度までを適用期間とし、令和6年度以降は、阿見町第7次総合計画策定に整合させて、第2次計画を策定することとします。

また、計画の特徴としては、強くしなやかなまちづくりを主眼に置いて、東日本大震災やここ数年の風水害等から得られた教訓や、国の国土強靱化基本法及び県の国土強靱化計画等の趣旨を踏まえて、災害に強いまちづくりを推進するところにあります。

次に、4点目の、国土強靱化計画に定める事業における交付金・補助金の活用についてであります。

この計画に基づき、地方公共団体が実施する取り組みに対する関係府省庁の支援があり、現時点では9つの府省庁所管の46の交付金・補助金が対象になっており、今後追加になることも想定されます。よって、これらの今後の動向を注視していく必要があると考えております。

このように、国のスタンスとして、今後、地方公共団体で強靱化計画が作成されていることが前提で補助金・交付金の割り振りを決めてしまう状況になったため、町としましても、今年度中に計画の策定を終え、次年度以降の交付対象事業に補助金・交付金が適用されるよう取り組んでまいります。

最後に、5点目の、課題と今後の展望についてであります。

この計画自体の実効性を高いレベルで保つために、今後の国、県、他市町村の動向を注視して随時見直しを図ってまいりたいと考えております。また、国土強靱化計画に位置づける事業

につきましても、3か年実施計画との調整を図る必要があることから、その都度、関係部署と連携をとりながら見直していく考えであります。

以上であります。

○議長（吉田憲市君） 樋口議員。

○5番（樋口達哉君） ありがとうございます。

国土強靱化計画、こう言われ始めて久しいんですが、なかなかちょっと一般的ではないというような計画に思います。防災と、強くしなやかなまちづくりを目指す国土強靱化の違いについてお伺いいたします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長高須徹君。

○町民生活部長兼生活環境課長（高須徹君） はい、それではお答えいたします。

国土強靱化と防災はですね、災害への対策という点では共通しているところでございます。

防災はですね、基本的には、地震、洪水等のリスクを想定して、そのリスクに対して対応を取りまとめているところでございます。例えば、各災害共通する対策編ということで、町の防災計画では、地震災害対策編とか、風水害対策編とか、そういったリスクごとの計画を立てているところでございます。

一方、国土強靱化にはですね。リスクごとの対象、対応をまとめるものではなくて、あらゆるリスクを見据えつつ、どんなことが起ころうとも、最悪の事態が避けられるよう、強靱な行政機能とか、地域社会、地域経済を事前につくり上げていこうということを定めているところでございまして、推進していくべきものでございます。

○議長（吉田憲市君） 樋口議員。

○5番（樋口達哉君） ありがとうございます。国土強靱化計画のアウトラインが見えてきたような感じがいたします。

この計画、国土強靱化計画を推進する上で、必要な要素的なものがあればお伺いをいたします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。高須部長。

○町民生活部長兼生活環境課長（高須徹君） はい、お答えをいたします。

大規模自然災害のですね、甚大な被害を回避するために、現行の施策で足りるか、また、どこに脆弱性がですね、あるかを明らかにしまして、事前に備えるべき目標と、起きてはならない最悪の事態、リスクシナリオっていうんですかね、それと施策分野の設定を明確にしておくことが必要でございます。

その脆弱さの評価を、リスクシナリオと施策分野ごとに、現行の施策のリスクの対応力について分析、評価を行う手順を踏んで進めていくということで、そこがですね、最も肝要な部分

であるというふうに認識しております。

○議長（吉田憲市君） 樋口議員。

○5番（樋口達哉君） 国土強靱化計画には聞きなれない用語が多々出てまいります。リスクシナリオと言われる、起きてはならない最悪の事態ですとか、脆弱性の評価について、もう少し具体例がありましたら、お伺いをいたします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。高須部長。

○町民生活部長兼生活環境課長（高須徹君） はい、お答えいたします。

例えばですね、大規模の自然災害に対する意識の希薄による死傷者の多数発生をリスクシナリオに上げ、阿見町はですね、大きな、これまで災害経験が少ないということから、安全だとか、そういう災害に対する意識とか現状等を記載して、脆弱性の評価を行いまして、当町です。強靱化の現状と課題を示しております。

そのリスク回避のための施策方針として、災害に対する意識の向上ということで、部門別に実施していく内容をですね、取りまとめているところでございます。

○議長（吉田憲市君） 樋口議員。

○5番（樋口達哉君） 私も、防災で一番重要なことは、我々、関係する者であるとか、町民の皆さんの防災意識だと思っています。そういった項目が網羅されているというのを、今、お聞きしまして、計画の内容を早く見てみたいなのというのが正直な気持ちであります。

それでは、国土強靱化計画は、どのような構成で、何を記述しているのか、お伺いいたします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。高須部長。

○町民生活部長兼生活環境課長（高須徹君） はい、お答えいたします。

町の計画につきましてはですね、6つの大きな項目に大別しております。国、県の強靱化計画をベースに、基本目標として定めた、いかなる災害等が発生しても人命の保護を最大限にして被害の最小化を図るということを踏まえて、記述しております。

6つの大項目でございますけれども、1つ目は基本目標とか基本方針、2つ目は阿見町の現状ですか。3つ目はですね、脆弱性の評価のための、最悪の事態であるリスクシナリオを設定していると。4つ目がですね、そのリスクシナリオから見た脆弱性の評価と、リスク回避のための施策方針。5つ目がですね、推進方針と。最後の6つ目として、計画の推進と進捗管理というような6つの項目で構成しております。

○議長（吉田憲市君） 樋口議員。

○5番（樋口達哉君） はい、よくわかりました。

ちょっと、こういった計画、県、国の計画を見ていると、国土強靱化計画と言ったり、地域

計画というふうに言われたりしてますが、これは同じものでしょうか。お伺いいたします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。高須部長。

○町民生活部長兼生活環境課長（高須徹君） はい、同じものございまして、地域計画というふうに国等で言ってるものにつきましては、阿見町の場合は、阿見町の国土強靱化計画という名称で定めております。定めたところでございます。

○議長（吉田憲市君） 樋口議員。

○5番（樋口達哉君） ありがとうございます。

地域の計画とって、私、最初に頭に浮かぶのが、やはり阿見町の第6次総合計画後期基本計画や地方創生の計画なんか頭に浮かぶわけですが、地域強靱化の計画と、これらの町が推進している総合計画、地方創生などで考えられていることの関係についてお伺いをいたします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。高須部長。

○町民生活部長兼生活環境課長（高須徹君） はい、お答えいたします。

国土強靱化の取り組みとですね、地方創生の取り組みは、施策の効果が、災害時、また平時の違いはあるものでございますけれども、地域の豊かさの維持とか向上をさせている点では、同じ取り組みでございます。

町の総合計画と国土強靱計画の取り組みを連携させてですね、一体的に推進することで、双方との相乗効果が期待できるということで、安心安全な、住みよい、よりよいまちづくりが可能になっていくというふうに考えております。

○議長（吉田憲市君） 樋口議員。

○5番（樋口達哉君） ありがとうございます。一体的に推進していくことで相乗効果が得られるということをお伺いいたしました。

それでは、これもまた、この推進していく上でのメリットがあればね、伺いたいと思います。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。高須部長。

○町民生活部長兼生活環境課長（高須徹君） はい、お答えいたします。

メリットっていうことを3つ、大きな点では3つほど挙げられるかなと考えております。

1つはですね、災害時の、災害発災時の時の災害を極力少なくするというのが1点。

それと、2つ目としてはですね、施策の進捗状況等を計画に基づいて管理することで、町の行政組織内の計画に対する共通認識を持つということで、各施策がですね、効果的に、またスムーズにですね、進捗していくということが期待できるのではないかと思います。

3つ目はですね、地域の災害対応力が高まることが期待できるとともにですね、地域の強靱化は、地域のもので、持続的な成長も促すものというふうに考えております。

○議長（吉田憲市君） 樋口議員。

○5番（樋口達哉君） ありがとうございます。いいところが多いという印象を受けております。

次に、町長の御答弁にありました、4点目の、阿見町における交付金・補助金の具体的な例がございましたら、お伺いをいたします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。高須部長。

○町民生活部長兼生活環境課長（高須徹君） はい、お答えいたします。

府省庁の交付金等の単位で扱いが異なってきますけれども、当町に係るところの主なものとしましてはですね、道路とか下水道の社会資本整備に活用します、国土交通省所管の防災安全交付金であるとか、学校施設の耐震化・老朽化対策等に活用できます、文科省所管のですね、学校施設環境改善交付金とかですね、または、認定保育園等の整備等の際に活用いたします、厚労省所管のですね、保育所等の整備交付金などが、現時点では対象となってくる大きなものであるというふうに考えております。

○議長（吉田憲市君） 樋口議員。

○5番（樋口達哉君） 結構、思っていたより多いんだなというのが実感です。

それでは、この計画にかかわる国からの予算の具体的な取り扱い等があれば、お伺いをいたします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。高須部長。

○町民生活部長兼生活環境課長（高須徹君） はい、お答えいたします。

国ではですね、令和2年度に、地方公共団体が、地域計画——国土強靱化計画ですね、に基づいて実施される取り組み、また明記された事業に対して、予算をですね、これまでの一定程度配慮とされているところをですね、さらにですね、先ほど町長が答弁で申しましたように、重点配分とか優先採択として位置づけていくということにして、簡単に申しますとですね、今後、国の交付金・補助金を導入してですね、実施していく事業については、国土強靱化計画を策定して、その計画の中にですね、位置づけているか、個別事業が記載されていなければですね、交付対象にはならないということを、国のほうでは示しております。

○議長（吉田憲市君） 樋口議員。

○5番（樋口達哉君） ありがとうございます。

ちょっと確認させていただきますが、阿見町で国土強靱化計画をつくらないと取れない補助金、そういったものがあるということによろしいでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。高須部長。

○町民生活部長兼生活環境課長（高須徹君） 失礼いたしました。

そのとおりでございます。

○議長（吉田憲市君） 樋口議員。

○5番（樋口達哉君） わかりました。

どうしても、防災似たようなイメージを、私、国土強靱化計画に持っておりましたが、このように一般質問で確認させていただくと、どちらかという、もう、阿見町第6次総合計画後期計画、基本計画とニアリーイコールな、もうそれなくしては、その計画が成り立っていないような予算、補助金、こういったものが出るという認識を、伺って、わかりました。

これだけ阿見町にかかわる重要な事項でございますが、これは、やはりもう、今までの聞いた内容によりますと、今年度中にちょっと形にしないといけないというようなことに聞こえますが、これは最終的に確認が必要な町議会への説明であるとか、報告のタイミングについては、どのように考えておられますでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。高須部長。

○町民生活部長兼生活環境課長（高須徹君） はい、お答えいたします。

先ほども御答弁いたしましたようにですね、町が、今後ですね、補助金・交付金を有効的に活用できるように、今年度中の策定が必須になったものですから、早急に短期間で当計画をですね、作成した次第でございます。

議員から御指摘されましたようにですね、議会への説明等につきましてですが、今定例会の閉会日の本会議終了後にですね、全員協議会を開催させていただきまして、その席で担当課から御説明を申し上げる次第でございます。

何分にも早急な対応が短期間で行われなければならなかったということで、その点につきましてではですね、進捗等、これまでなかなか議会の皆さんに報告等できなかったことは、まことに申しわけございませんでした。

○議長（吉田憲市君） 樋口議員。

○5番（樋口達哉君） 早急な対応をよろしくお願いいたします。

最後になりますが、これまでの御答弁等から、阿見町国土強靱化計画の推進は、地方創生とか町の計画と連動しており、阿見町第6次総合計画後期基本計画を強力に推進できる可能性を秘めたものだと考えています。したがって、現在の担当をしております危機管理部門主体ではなく、今後は、その重要性から、町のトータル的な施策として、政策部門でも手がけていく必要があると感じますが、それについて、町のほうではどう考えてるのかお伺いをいたします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。湯原公室長。

○町長公室長（湯原幸徳君） はい、お答えいたします。

議員いろいろと再質問で質問をしていただいて、こちらが高須部長のほうで答弁をさせていただいておりますが、この国土強靱化計画、これは、基本的には大規模自然災害の発生を想定しま

して、脆弱性の評価、対応力の分析・評価といった防災減災対策の視点がその中心にあるというふうなことでございます。

このため、災害に対する意識の向上を図りながら、各担当課と連携をし、どのような取り組みが必要であるかを整理していくためには、やはり防災、災害に対する知見、防災関係機関との連携が必須であるというふうなことから、これまで防災危機管理課のほうで主管をしていただくというふうなことにさせていただいたということです。

ただ、議員御指摘のとおり、国土強靱化計画に位置づけられる事業は、国庫補助事業等の財源獲得において非常に有利となっております。もう既に阿見町でも、補正予算の中でも、この国土強靱化計画が今年度策定されるというふうなことで、国のほうからの交付金が2億2,800万円余りばかり、追加で内示を受けているというふうな状況もございます。

そういった観点から、防災減災対策に関連した総合施策の推進に、この計画が寄与しているということは間違いないというふうに思います。

そういうようなことから、町全体の施策を推進する視点での町政は、3か年実施計画を通じて、事業の緊急性、必要性、国庫補助の獲得状況等を勘案しながら、引き続き、政策部門——来年は政策企画課になりますけれども、政策部門において、その取りまとめをしていくというふうなことです。防災危機管理課だけが、それを、今回のこの強靱化計画に関する事業を担うというふうなことではなくて、政策部門もそれに携わって一緒に進めていくというふうなこととあわせて、町の今回の補助事業にかかわる部署も含めてですね、トータル的に施策を推進していくというふうな観点でおりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（吉田憲市君） 樋口議員。

○5番（樋口達哉君） ありがとうございます。

私も、今後も、阿見町国土強靱化計画を見守っていくためにも、次の議員選にもチャレンジいたしまして、アイ・シャル・リターン、頑張っていきますので、よろしく願いをしたいのと同時に、今、町長公室長の顔を見て思い出しましたが、本議会を最後に定年退官される方が多数おると聞いております。その多くは、地元阿見小、阿見中の同窓生である皆さんであると聞いております。

これまでの、皆さんとこの議場において議論したことを、私は誇りに感じております。お疲れさまでした。また、どこかでお会いして、違った形で御指導、御鞭撻をお願いをして、私の一般質問とさせていただきます。

○議長（吉田憲市君） これで、5番樋口達哉君の質問を終わります。

次に、12番川畑秀慈君の一般質問を行います。

質問席に移動してください。

12番川畑秀慈君の一般質問を許します。登壇願います。

〔12番川畑秀慈君登壇〕

○12番（川畑秀慈君） 皆さん、おはようございます。

それでは、通告に従い質問をさせていただきます。

平成25年第2回定例会で、町道の整備について質問をいたしましたところ、平成25年3月現在の整備状況の実延長は約721キロメートルでありました。舗装率は約59.5%、県内の44市町村中、大体30番目に位置をしているという答弁がありました。他市町村と比べておこなっているのが実態であると思われまます。

当時、舗装整備については、行政区からの要望に基づいて実施しているところで、平成25年2月現在で85件の要望件数があり、延長に換算しますと約18キロメートルありました。町では、国の交付金制度等を活用しながら、年間約1キロメートルの舗装整備を進めてきました。4メートル以下に関しては、原則として舗装整備はしておりませんでした。

そこで、今回また質問をさせていただきます。

- 1点目、現在の町道の総延長距離は何キロありますか。
- 2点目、舗装率はどうなっていますか。また、県内順位は何位ですか。
- 3点目、この間、どのように整備を推進してきましたか。
- 4点目、今後はどのように整備推進をしていくのですか。
- 5点目、道路整備の種類はどのようなものがありますか。
- 6点目、また、その金額は1平方メートル当たり幾らになりますか。
- 7点目、過去5年間の砂利を敷いた件数と総金額は幾らになりますか。
- 8点目、町民の要望に対してどのように応えていくべきだと考えていますか。

以上8点について質問をいたします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 川畑議員の、町道の整備についての質問にお答えいたします。

1点目の、町道の総延長距離についてであります。

平成31年3月現在、町道の実延長は約727キロメートルです。

2点目の、舗装率と県内順位についてであります。

舗装率は、平成31年3月現在で、約62.4%です。また、県内順位は、平成29年4月現在で、44市町村の中で27位となります。

3点目の、どのように整備を推進してきたのかについてであります。

町では、この間、町の基準である道路幅4メートル確保を絶対条件として舗装整備を進め、年間平均で約530メートルの整備を行ってまいりました。

4点目の、今後はどのように整備を推進していくのかについてであります。

町では、今年度に生活道路整備に関する基準の見直しを行いました。この見直しにより、今後は、これまでの画一的な道路幅員や道路構造に捉われない、それぞれの地域の実情に合った道路整備を推進し、より住みやすい町になるよう目指してまいります。

5点目の、道路整備の種類についてであります。

身近な生活道路の整備方法で考えられる整備の種類は、次の3つがあります。

1つ目は、道路の両側に側溝を設置し、路盤を構築した上でアスファルト舗装をする、最も一般的な道路舗装です。

2つ目は、碎石道路の凹凸を修正し、アスファルト舗装のみを施す簡易舗装です。

3つ目は、碎石道路の上にアスファルト乳剤と砂を散布して、表面を固める防じん処理です。

6点目の、1平方メートル当たりの金額についてであります。

比較しやすい道路延長1メートル当たりの金額でお答えします。一般的な道路舗装の場合は、道路幅4メートルとして1メートル当たり約10万円です。簡易舗装の場合は、道路幅2メートルとして約9,000円です。防じん処理の場合は、同じく道路幅2メートルとして約5,000円となります。

7点目の、過去5年間の砂利を敷いた件数と総金額についてであります。

平成26年度から平成30年度までの5年間で、件数が505件、総金額が約3,245万円です。

8点目の、町民の要望に対してどのように応えていくべきだと考えるかについてであります。

これまで行ってきた、一般的な道路舗装と碎石敷きならしの2通りの方法だけでなく、地域の実情やその道路の使われ方、また長期的に見た維持費を考慮し、簡易舗装や防じん処理という新たな方法も取り入れた柔軟な道路整備により、多様な町民の要望に応えていけるよう調査検討してまいります。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 川畑議員。

○12番（川畑秀慈君） 答弁ありがとうございます。

そこまでの答弁あれば、特に再質問をする必要はないくらいなんですけども、ちょっと2点だけ質問させていただきます。

この碎石を敷き続けることのメリットとデメリット、これに対してお答えいただきたいと思っております。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長湯原一博君。

○産業建設部長（湯原一博君） はい、お答えいたします。

議員質問の碎石を敷き続けることのメリット、デメリットですけれども、まずメリットといたしましては、施工が簡単だということですね、容易ということで、素早い大きい工事ができるんじゃないかということ。

またですね、1回当たりのですね、経費が安い、安価であるため、限られた予算内で多くの場所に対応できますということです。

ただ、デメリットといたしましては、まず、その効果、敷いてもですね、維持期間が短いということで、何度も施工が必要になってくるということ。

次に、道路の高さがですね、その碎石を敷くことによってですね、何回もやっていると、徐々に上がって行ってしまって、道路の高さが高くなってしまうということ。

あと、碎石ですので、隣接するですね、特に農地等にですね、碎石が広がってしまう、飛び散ってしまうというようなことがある。

あとですね、路面のですね、細かい凹凸は、ちょっと解消できない、なかなかうまくできないということ。

また、あと、埃が立つとか、そういうことがあると思います。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 川畑議員。

○12番（川畑秀慈君） それでは、続きまして、この5年間、ずっと碎石をした、この金額を、防じん処理と簡易舗装、これを半額ずつ、もし使ったとしたら、どのくらい路面整備ができたか、その点についてお尋ねいたします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。湯原部長。

○産業建設部長（湯原一博君） この5年間の砂利を敷いた金額ですね、防じん処理と簡易舗装で半額ずつ、生活道路の整備を推進すると、整備延長距離ということですが、簡易舗装にいたしますと、整備延長が約1.8キロ、防じん舗装処理にいたしますと、整備延長は約3.2キロぐらいになると思われます。

○議長（吉田憲市君） 川畑議員。

○12番（川畑秀慈君） 砂利を敷き続けることのメリット、デメリット、それと、また、これをまた別の方法でやることによるメリット等、今、部長のほうから答えていただきましたが、やはり先ほどの町長の答弁にもあったように、この地域の実情に合わせて、そしてまた、多様な町民の要望に、ぜひこれからも応えていけるように、検討し、そしてまた推進をしていただきたいことを要望いたしまして、1点目の質問を終わります。

○議長（吉田憲市君） 川畑議員。

○12番（川畑秀慈君） それでは、2点目の質問に入らせていただきます。

阿見町の救急車の現場到着時間の短縮について質問をいたします。

先日、町西部地区における救急車駐留に関する運用状況について説明がありました。そこでの説明では、まず、平成29年のデータを参考として説明がありました。平成29年度は2,121件の救急搬送があり、平均到着時間は11分20秒でした。

そこで、本郷ふれあいセンターに救急車を1台駐留させて、町の西部地区を中心に、救急出動体制をとった結果、西部地区の現場到着時間は、平均が7分26秒になりました。期間は、平成30年11月から令和1年12月までの14カ月間でした。この間、町全域における搬送要請件数が2,537件あり、現場到着時間の平均時間が10分50秒でした。

昨日の千葉町長の施政方針の中でもありましたが、危機管理では、町西部地区に対する救急車の現場到着時間の短縮を図るため、稲敷広域消防本部と連携し、本郷ふれあいセンターへの救急車の駐留を継続して実施しております。それによって、この7分26秒という、一つの平均値が出たということは、非常にこれは効果があったと思います。

ただ、全体における、この救急体制はどうかということ、今回、質問させていただきます。この阿見町全体における救急体制のより詳しい実態をお尋ねしたいと思います。

1点目としまして、町全体の搬送要請件数に対して、何件が阿見町署から出動し、残りほどの地域から出動したのですか。

2点目、阿見消防署から出動した到着時間と他地域からの到着時間はどうなっていますか。

3点目、西部地区においても同じように分類をしていくと、どのようなデータになりますか。

4点目、細かい統計をとったときに、全ての地域の平均が10分50秒を下回ることはあり得ません。到着時間のおくれた地域とその対策はどうしますか。

以上4点についてお尋ねいたします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） 阿見町の救急車の現場到着時間の短縮についての質問にお答えいたします。

1点目の、搬送要請件数と出動についてであります。

まず、データの採取期間につきましては、町西部地区にあります本郷ふれあいセンターに救急車の駐留を開始しました平成30年11月から令和元年12月までの件数及び時間等を精査しましたところ、この期間の当町からの救急車出場件数は、阿見消防署と本郷ふれあいセンター駐留分を含めて2,537件であり、その他稲敷広域管内の他署からの出場が200件でございます。

2点目の、阿見消防署から出動した到着時間と他地域からの到着時間についてであります。

阿見消防署から出場した現場到着時間は、平均で約10分50秒であり、他署からの現場到着時

間は、平均で17分29秒であります。

3点目の、西部地区のデータについてであります。

町西部地区への救急出場件数及びその現場到着平均時間につきましては、件数は全体の24.5%に当たる622件であり、現場到着平均時間は11分14秒であります。

そのうち、本郷ふれあいセンターに駐留している救急隊からの出場件数は77件であり、西部地区への現場到着平均時間は7分26秒であります。また、西部地区に駐留している救急隊以外のデータにつきましては、出場件数が545件で現場到着平均時間は11分46秒であります。

さらに、西部地区への阿見消防署以外からの出場件数は36件であり、その現場到着平均時間は14分38秒となっております。

最後に、4点目の、到着時間のおくれた地域とその対策についてであります。

平成27年4月に阿見消防署が稲敷広域消防本部に編入以降、救急車の出場件数が増えている地区として、うずら野地区及び荒川本郷地区等が挙げられます。

阿見消防署だけに限らず、年々救急搬送の要請件数は全国的に増えているのが実情であり、おのずと要請件数が増えれば現場到着時間もかかるものと認識しております。

そのような状況の中で、町としましても、稲敷広域消防本部に編入以降、救急車の現場到着時間についても遅延することのないような体制づくりを、稲敷広域消防本部に対して今後も継続して要望してまいります。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 川畑議員。

○12番（川畑秀慈君） ありがとうございます。

それでは、再質問に移らせていただきます。

1点目としまして、西部地区を除く搬送件数が1,915件ありますが、その平均到着時間はどうなってますでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。高須部長。

○町民生活部長兼生活環境課長（高須徹君） はい、お答えいたします。

平均10分29秒でございます。

○議長（吉田憲市君） 川畑議員。

○12番（川畑秀慈君） 阿見署以外から200件の救急搬送ありますが、阿見全体の搬送件数2,737件を合わせた平均値は幾つになりますか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。高須部長。

○町民生活部長兼生活環境課長（高須徹君） はい、お答えいたします。

平均11分10秒でございます。

○議長（吉田憲市君） 川畑議員。

○12番（川畑秀慈君） 阿見町における高齢者の比率と高齢者の搬送件数の比率、これ平成25年から平成30年まで、どのような推移になってますでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。高須部長。

○町民生活部長兼生活環境課長（高須徹君） はい、お答えいたします。

まず、平成25年では、高齢者の比率が23.7%で、高齢者の搬送件数比率が53.8%。

同26年は、高齢者比率が24.6%で、高齢者の搬送件数比率が54.4%です。

同27年は、高齢者比率が25.4%、高齢者の搬送件数比率が56.3%。

同28年が、高齢者比率が26.3%、高齢者の搬送件数比率が52.3%。

同29年が、高齢者比率が27.1%、高齢者の搬送件数比率が58.5%。

そして30年が、高齢者比率が27.6%で、高齢者の搬送件数比率が59.4%でございます。

○議長（吉田憲市君） 川畑議員。

○12番（川畑秀慈君） そうしましたら、続いて、高齢者の搬送件数、この推移はどうなってるでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。高須部長。

○町民生活部長兼生活環境課長（高須徹君） はい、お答えいたします。

平成25年の搬送件数が1,739件、同26年が1,759件、同27年が1,852件、同28年が1,821件、同29年が1,909件、そして30年が、2,063件、以上でございます。

○議長（吉田憲市君） 川畑議員。

○12番（川畑秀慈君） ありがとうございます。

今、数字をずっとお聞きして、統計データ、ちょっと調べてもらったのを答えていただいたんですが、1点目、阿見全体の救急の搬送要請っていうのが、1つちょっと総括してみますと、2,737件あって、そのうち、阿見署、またうずら野の本郷ふれあいセンターから行った件数に関しては2,537件で、200件は他署から来てるということがはっきりしたと思います。

それで、この西部地区における搬送要請件数に関しては、622件のうちに、駐留救急隊、本郷ふれあいセンターから出て行ったのが77件で、それ以外は545件、このような状況であると。で、そのかわり、そのうち26件は、他の阿見町以外から来ているということもはっきりいたしました。

この件数と時間を総括してみますと、阿見署から行ったものに関しては、確かにこれは時間短縮されて、いい傾向だとは思いますが、多分、この要因っていうのは、担当課、また消防署のほうもわかっていると思うんですが、この200件、この200件は阿見署以外から来ていると。で、この阿見署以外から来てる200件の平均値が17分29秒。

これは、ちょっと資料を見てみますと、牛久東部出張所から99回来てます。牛久消防署から73回、いなほ消防署から26回、龍ヶ崎西部出張所から2回と。やはりいろんな要因はあるとは思いますが、龍ヶ崎の西部出張所から来た、この2回の平均時間は21分を超えてるっていうことは、やはりこれは救急医療体制としては、ちょっとリスクが大きい。阿見署を除いたときの救急搬送体制が、どうしてもこれだけおくれてるということは、1つ要因が考えられるんじゃないかということで、高齢者の人口比率と、ちょっとさっき述べてもらいました。

阿見町の全人口も大体横ばいの中で、高齢者65歳以上の比率が、平成25年が23.7%から平成30年が27.6%。ここで4ポイント、約、上昇してまして、これが、搬送されたこの比率に関しても、どんどんどんどん高齢者の比率が上がってきてます。53.8から、多少のこぼこはあるにしても、平成30年では59.4%と、このような状況になっています。

そこで、次のことを、またちょっと質問したいと思います。

初め、令和5年でと思ったんですが、2035年、令和7年の予想数値、これをちょっとお聞きしたいと思います。阿見町の人口、また高齢者、その比率はどうなっているようなデータになってるでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。高須部長。

○町民生活部長兼生活環境課長（高須徹君） 申しわけございませんけれども、予想というか、推計は、ちょっとできかねます。

○議長（吉田憲市君） 川畑議員。

○12番（川畑秀慈君） こちらの搬送件数とか比率はちょっとできないと思うんですが、人口問題研究所、国立社会保障の、そこで出してる数値が、阿見町の人口が4万5,589の中、高齢者が多分1万3,866で、30.4%というような見通しになってます。このとおり行くかどうかはわかりませんが。

そういうことをちょっと踏まえた上で、6点目、救急車の現場到着時間の適正時間はどのようになっていますか。何分以内に運ばなきゃいけないとか、そういう基準はあるかどうかお尋ねします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。高須部長。

○町民生活部長兼生活環境課長（高須徹君） 適正時間とか基準等は、特にはございません。

○議長（吉田憲市君） 川畑議員。

○12番（川畑秀慈君） わかりました。特に基準がないということで、稲敷広域全体でも、そういう基準はないということで捉えてよろしいでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。高須部長。

○町民生活部長兼生活環境課長（高須徹君） 阿見署のほうで確認させていただいた回答では、

基準等はないということでございます。

○議長（吉田憲市君） 川畑議員。

○12番（川畑秀慈君） じゃあ、次に移らせていただきます。

入電から到着時間までの時間短縮体制づくり、具体的にどのようなことがあるでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。高須部長。

○町民生活部長兼生活環境課長（高須徹君） はい、お答えいたします。

まず、1つ目としてはですね、現在、実施している駐留救急車のですね、継続。

2つ目としましてはですね、常時の救急隊のですね、増強。

3つ目がですね、救急の需要を予測した救急隊の増強であるとか。

4つ目はですね、住民の皆さんの救急車の適正利用。

あとは、5つ目としては、消防というか、署のですね、通信指令の職員の通報の聴取の技術の向上であるとか、そういったものがですね、挙げられるかと思えます。

○議長（吉田憲市君） 川畑議員。

○12番（川畑秀慈君） わかりました。

さまざまな体制づくりをしていかなきゃいけないといったところもあると思うんですが、とはいっても、これは町民の命がかかっていることであります。これに関しては、やはり早急にこれは対策、対応を考えていかななくてはいけないと思うんですけども、その辺の執行部の認識はどうでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。高須部長。

○町民生活部長兼生活環境課長（高須徹君） はい、お答えいたします。

先ほど、町長からも答弁さしていただきましたけども、阿見町のほうは平成27年度から稲敷広域本部に編入しております。編入後の救急車の現場到着時間が編入前よりもおくれが出ているというようなデータが検証されております。

これに基づきまして、このような状況を改善するために、要望書をですね、平成30年6月に、稲敷広域の市町村圏事務組合の管理者宛てに提出しているところございまして、それに対する対応の一つの手段としまして、緊急搬送の要請件数の増えている、町のですね、西部地区に、阿見署に駐在している1台の救急車を本郷ふれあいセンターのほうに、開館日の9時から17時までを駐留させて、主に人口の張りつきが多いこの地区の救急活動を強化していただいているところでございます。

現在、阿見町内では、阿見署と本郷ふれあいセンターの1台ずつの救急車を駐留させて活動を行っているところでございますけれども、今後、ますますそういった搬送件数が増えていくということが予想されることからですね、現状の2台という救急車両の台数では、さらなる現

場到着時間の短縮は難しいということが考えられますので、阿見署内にですね、3台、常時出場できる体制づくりをですね、広域事務組合の管理者に、これまでもですね、要請をさせていただいたわけですが、引き続いて、継続して要請をお願いしていくところでございます。

○議長（吉田憲市君） 川畑議員。

○12番（川畑秀慈君） ぜひお願いしたいと思います。客観的に数値データ化したのを見ますと、西部地区、本郷ふれあいセンターから、せっかくあそこに置いたのに、あそこから出てる回数が、14カ月で77回。これは阿見町全体として何%かっていうと、2.8%になります。ですから、せっかく本郷ふれあいに置いたのであれば、その地域を何とかもっとカバーできる体制をとるには、やはり救急車が阿見町3台はないと厳しいだろうっていうのが、このデータ資料を見ると明らかになっているのかなと思います。

将来的にも高齢化が進んでいく中で、間違いなく救急搬送は増えていきます。夏場の高温であつたり、天候の不順なときにも、また体調を崩されて、救急搬送が、これは重なっていくと思われまふ。そういういざというときのためにも、ぜひ、阿見署内にもう1台、これはきちんと要請しておかないと、命とりになることも当然あり得るかと思ひますので、町民の命を預かる、そういうところは、非常にこれは大事なことでありますので、しっかりと対応をとっていただくことを要望いたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（吉田憲市君） これで、12番川畑秀慈君の質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。会議の再開は11時17分とします。

午前11時07分休憩

---

午前11時18分再開

○議長（吉田憲市君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、7番野口雅弘君の一般質問を行います。

質問席に移動してください。

7番野口雅弘君の質問を許します。登壇願ひます。

〔7番野口雅弘君登壇〕

○7番（野口雅弘君） おはようございます。ここには、こんにちはって書いてあつたんですけど、もう随分早いもんで、私も早く質問して早く終わります。

今回、ナショナルサイクルルートが国内第1弾として、つくば霞ヶ浦りんりんロードが指定されました。それを受けまして、先月、企業連絡協議会という、商工会の1団体なんですけど、その講演がありまして、県の交流プロジェクト推進室の中村室長より、つくば霞ヶ浦りんりんロード、ナショナルサイクルルート指定による今後の展望と沿線地域に期待することという題

で講演をしてもらいました。

その中で、昨年度は8.1万人、今年目標は10万人の自転車利用者数だそうです。今現在も、県としては、りんりんロード周辺では、地元の協力を得て、サイクルサポートステーション、サイクリスト向け優待サービスを提供していますが、それをロード周辺から町内への誘客には、町を中心に、商工会、農協、工業団地等が地元意識を持ち、一体となって取り組むのが一番だと思います。

そこで、町なか誘客に向けての町の考えを、次の2点についてお聞きします。

1つ、りんりんロード周辺では、地元の協力のもと、サイクルサポートステーションの設置やサイクリストを対象とした各種優待サービスを提供されているが、現状について。

町内への誘客拡大を図るため、自転車を活用した誘導対策をとる必要があると思いますが、サイクルラックの設置促進や、サイクリストを対象とした町独自の割引優待サービス等の今後の取り組みについてお答えください。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 野口議員の、「ナショナルサイクルルート」国内第一弾として、「つくば霞ヶ浦りんりんロード」が指定されたが、現状と今後の町の取り組みについての質問にお答えいたします。

ナショナルサイクルルート制度とは、自転車を通じて優れた観光資源を有機的に連携するサイクルツーリズムの推進により、日本における新たな観光価値を創造し、地域の創生を図るため、政府にて制度化したものであります。日本を代表し、世界に誇り得るサイクリングルートを指定し、国内外へPRしていくものです。

昨年の11月に、茨城県のつくば霞ヶ浦りんりんロードを含む全国3ルートがナショナルサイクルルートとして指定されました。

1点目の、サイクルサポートステーションの設置や優待サービスの現状についてであります。

平成30年7月に、つくば霞ヶ浦りんりんロードの情報発信や誘客促進、広域レンタサイクル等の取り組みを推進する組織として、県及びりんりんロード沿線の14市町村と98の企業等により構成されたつくば霞ヶ浦りんりんロード利活用推進協議会を発足させ、サイクルサポートステーションの設置や優待サービスの提供に取り組んでおります。

現在、協議会全体でサイクルサポートステーションの設置数は336件、割引やデザート等を提供する優待サービスの実施数は116件となっております。

町内においては、予科練平和記念館のほか、コンビニや飲食店等に御協力をいただき、現在、

10件のサイクルサポートステーションを設置しております。

また、優待サービスの提供につきましては、サイクリストのみを対象としたものではなく、広く一般に提供する優待サービスとして、昨年4月から10月にかけて、スマートフォンを活用したスタンプラリーに取り組んでおり、57件のスタンプ地点のうち19件の飲食店等に優待サービスの提供をいただいている状況です。

2点目の、町独自の割引優待サービス等の取り組みについてであります。

これまで自転車を活用した町内への誘導対策として、平成26年度に、りんりんロードの本線から町内へ誘導するため、お勧めサイクリングコース等を紹介する、あみサイクリングマップ看板を、本線上の3カ所に設置しております。また平成30年度から、サイクリングのハイシーズンである春から秋にかけて、荷物を多く持たないサイクリストでも手軽に参加でき、町内を周遊しながらスタンプを集めるスマホスタンプラリーを実施しております。

サイクルラックの設置につきましては、令和元年度まで協議会から無償で貸与されておりましたが、当初の目的を達したことから、令和2年度以降は新規の無償貸与は行わない意向であると聞いております。そのため、町独自のサイクルラックの設置促進につきましては、費用対効果等の検証を行い、貸与制度や助成制度など、必要な制度の検討を進めてまいります。

また、割引優待サービスにつきましては、引き続きスマホスタンプラリーを実施し、サービスを提供いただける飲食店等の充実を図るとともに、サイクリスト等に向けた情報発信の強化に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 野口議員。

○7番（野口雅弘君） 今、サイクルサポートステーションですか、10件のサイクルサポートステーション、このステーションの設置してあるところは、具体的にはどの辺、どこなんでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長湯原一博君。

○産業建設部長（湯原一博君） はい、お答えいたします。

10件のですね、サイクルサポートステーションの設置箇所ですけども、予科練平和記念館のほか、あみプレミアム・アウトレット、カスミ阿見店、ホームック阿見店の大型商業施設が3件、あとコンビニエンスストアが3件、ルート上ですね、飲食店である麺屋秀、アオヤド食堂、自転車修理販売店もやっています栗山自転車店の合わせて10件となっております。

○議長（吉田憲市君） 野口議員。

○7番（野口雅弘君） 次に、優待サービスということで、19件ですか、飲食店が優待サービスをしているということなんですけども、この優待サービスの、具体的にはどのようなサービ

スをしてるんでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。湯原部長。

○産業建設部長（湯原一博君） はい、お答えいたします。

サービスのですね、提供内容ですけれども、お食事をされた方を対象にですね、コーヒーとかですね、アイスクリームなど、飲み物とか、デザートを提供するお店が8件。

10円引きや5%引きなど割引を提供するお店が8件、直売場やですね、洋菓子店などでお菓子等をプレゼントするお店が3件ということで19件となっております。

○議長（吉田憲市君） 野口議員。

○7番（野口雅弘君） あと、サイクルラックなんですけど、費用対効果等の検証を行い、貸与制度。これはまだお金のかかることですので、難しいでしょうけど、どういうふうに進めていく予定ですか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。湯原部長。

○産業建設部長（湯原一博君） サイクルラックの設置につきましてはですね、協議会の無償提供というのが令和元年度で終了するという事に聞いております。そのためですね、今、町ではですね、協議会に対してですね、どうするのか、またですね、近隣市町村の動向等をですね、見てですね、それらの動きを見てですね、ちょっと前向きに検討していきたいというふうに思っております。

○議長（吉田憲市君） 野口議員。

○7番（野口雅弘君） 実際の話ですね、この間の講演会の資料の中に、阿見町でも展開をということで、阿見町のポテンシャルということで、基本的に交通アクセス……。

入ってますかね。

豊富な農産物、工業団地、大学、医療施設、自衛隊関係施設などの立地、自転車のまち土浦と隣接ということで、自転車のまち土浦ってということで、星野リゾートですか、この間テレビでも、自転車の中身を、ホテルの中を見学っていうか、テレビが、もう宣伝してまして、3人で行くと1人4,000円ぐらいだというような、値段の安いところなんで、それを逆にかすみがうら市のほうに回されるよりは、どうしても阿見町のほうに人を呼ばなくては、これからはいけないということで、いろいろなことをやっていかななくてはならないと思います。

そのためには、これも受け売りなっちゃいますが、地域が一体となって、受け入れ体制整備、情報発信などに取り組む。そしてインバウンド意識、まちなか誘客に向けたルート設計、サイクリングルートは地域を越えつながっている、つなげて広げるというように、いろいろな取り組みを町がしていかななくては、町と町の中の地域が皆、みんな協働してやっていかななくてはならないというようなことを言われました。実際そういうふうにしていけば、10万人の7割、8

割を阿見町に呼んで、何か楽しんでもらう。その中には、割引優待や、映えるスポット、フォトスポットとか、そういうのを、サイクルリストの好む食とか、そういうのを考えながら、そういう、できれば、商工観光課、農業振興課が中心となって、食とか、それをつくる会合を開いてもらって、できればそういうふうな人、商工会の人たちも呼んだり、農協の方々も呼んで、そういうのをつくって行って、阿見町として、サイクルリストを呼ぶんだという気持ちをみんなが持ってもらうというのが、私の一番の希望です。

それをお願いして、早いですけど、質問を終わります。

○議長（吉田憲市君） これで、7番野口雅弘君の質問を終わります。

次に、14番紙井和美君の一般質問を行います。

質問席に移動してください。

14番紙井和美君の質問を許します。登壇願います。

〔14番紙井和美君登壇〕

○14番（紙井和美君） それでは、通告に従いまして、1項目めの、ずっと住みたい快適なまちづくり、生活環境の整備について質問いたします。

毎日を快適に、安全に、清潔に、健康に、そして、人と人との温かいつながりを保ちながら、豊かな暮らしを育むためにはどうしたらいいか、どこを改善すればいいか。それは一人ひとりの小さな声を集めるところから始まります。

今回は、多くの人から寄せられた要望の中から、清潔な暮らし、自然災害から身を守る対策、高齢化が進む中でも安心して暮らせる生活道路の整備や地域のコミュニケーションなど、寄せられた要望の中から、多かった5つ選んで御質問いたします。

まずは、下水道整備の普及についてであります。

水は、生活を営む上でなくてはならないものであり、衛生的に快適に生活する上では、その水の管理は重要です。家の周りの衛生面だけでなく、河川や海を汚さない環境保全にポイントを置いて考えることが必要であると思います。

下水道整備を進める上では、施設管理も重要であり、ストックマネジメントの手法や理念に基づきながら計画し推進することも必要です。

当町の下水道普及率と目標、現状の課題と対策について伺います。

2番目に、ごみステーションの問題について。

ごみは、環境問題のスタート地点になります。各行政区に管理を任せている現状において、さまざまな問題が報告されています。ごみの出し方や集積所の清掃など、現在の管理状況と対策について伺います。

次に、危険木の整備についてであります。

昨年の台風15号、19号では、倒木による被害が町内随所で報告されています。住民の生命と財産を守るという観点に立ったとき、町が管理する森はもちろんのこと、所有者のある土地であっても、人や建物に倒れ込むおそれのある危険な木についての対策を講じなければならないと考えます。

百年に一度と言われる風水害は、もはや、毎年どこかで発生していると言っても過言ではありません。災害の前に早急に対処すべきと考えます。現状と対策についてお伺いいたします。

4番目に、高齢化が進む中での行政区活動のあり方について。

行政区や自治会の活動は、近隣のきずなを深め、特に災害のときなどは、常日ごろの活動が大きな力を発揮いたします。隣近所が支え合って生活することは、人と人とのつながりが希薄になった現在においては、特に大切なことであると認識しています。

しかしながら、高齢化や障害を持った方など、さまざまな事情により、地域活動をしたくてもできなくなり、やむなく区から抜けるなどの声が寄せられ、本人も行政区の役員もそれぞれが頭を悩ませています。

例えば、当番制となる班長のあり方や、ごみ集積所の清掃、町クリーン作戦の参加や、広報や回覧板の配布、区費の徴収等、一つ一つは小さいようではありますが、それが積み重なって、自分にはできないという不安感が募ると考えられます。

町にもそのような声が届いていると思いますが、今後どのように進めていくことが行政区運営の上で大切か、一つ一つ話し合い、解決していくことが必要になってきたと思いますが、いかがでしょうか。

5番目に、生活道路の整備について。

快適な移動をする上で、毎日使う道路の安全性は欠くことができません。高齢者や障害者、小さな子供たちが安心して行き交うことができる生活道路の整備は重要です。

当町の生活道路の舗装など、バリアフリーのまちづくりについてお伺いいたします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 紙井議員の、ずっと住みたい快適なまちづくり、生活環境の整備についての質問にお答えします。

1点目の、下水道整備の普及についてであります。

平成30年度末時点における当町の公共下水道普及率は69.3%であり、目標普及率につきましては、第6次総合計画後期基本計画で設定しております、令和5年度末時点で普及率70%を目標としており、現在、目標達成に向け、下水道管布設工事を計画的に進めているところでござ

います。

現状の課題としましては、公共下水道整備や施設等の老朽化に伴う大量更新時期の到来による工事等に多大な事業費がかかることから、国からの交付金や起債の活用、また、接続率の向上に伴う収益の増加など、財源の確保を図るとともに、既存施設の適切な維持・更新を実施するためのストックマネジメント計画の策定や経営戦略の見直しにより、将来にわたり持続可能な下水道事業の運営を目指してまいります。

2点目の、ごみステーションの問題についてであります。

阿見町では、家庭から発生する一般廃棄物をステーション方式により収集しており、町内には約1,400カ所のごみ集積所が設置され、阿見町ごみ集積所設置・維持管理要綱の規定により、施設の利用者や共同住宅等の管理者が、ごみの散乱防止に努めて清潔を維持することとなっております。

ごみ集積所は、町民の生活環境を良好に保つために必要な公益性が高い施設となるので、ごみの適切な排出と清潔の保持が求められていることから、地域の実情を的確に把握している地元行政区に総合的に施設の管理をお願いしており、各施設を利用される方が自ら清掃ルール等を決め、おおむね適正に管理されております。

しかし、一部の集積所では、ごみの出し方や分別等のルールが守られていない等の苦情も生じており、町では、啓発看板の設置や行政区回覧により注意喚起をすることで改善を図っております。

今後も、広報紙等を活用して、ごみの出し方や分別方法の啓発を継続するとともに、改善が見られない集積所については、日常パトロールによる監視を高め、一方では、行政区と連携して利用状況等を調査した上で、不適切な利用者への指導や注意喚起を重ね、地域の良好な生活環境の維持に努めてまいります。

3点目の、危険木の整備についてであります。

町が管理する森には、町民の森やふれあいの森があり、中央地区の町民の森では、昨年9月に発生した台風15号の記録的な暴風による倒木で、隣接するアパートを損壊させる事故が発生しております。

町民の森やふれあいの森は、自然林保護の観点から樹木を極力保存する方針ですが、危険木や倒木については、確認された時点で速やかに処理を行っております。

なお、中央地区の町民の森は、隣接地に住宅が建てられていることから、倒木の危険性のある樹木を専門の業者に確認いただいております。来年度、この結果をもとに伐採や剪定を実施する予定です。

次に、所有者のある土地の危険な木の対策についてであります。

森林における対応については、森林所有者が自ら行うこととなっており、森林管理に関する苦情に対しては、職員が現地を確認し、必要があれば所有者に対して山林管理の適正化の通知を送付し、所有者の責務において対応していただいております。あわせて災害の事前対応として、荒廃した山林の整備を実施する、県の身近なみどり整備推進事業の有効活用を促しているところでもあります。

空き家における建物や草木の苦情相談等の問い合わせに対しては、現地確認や所有者調査等を実施し、適正に管理されていない場合には、所有者に指導書を通知し、改善するよう指導を行っております。

4点目の、高齢化が進む中での行政区活動のあり方についてであります。

行政区では、当番制の班長、ごみ集積所の清掃、町内クリーン作戦への参加、広報紙の回覧等、区自体の地域活動のほかに、町が依頼する地域活動を行っていただいております。

その中で、高齢であったり、障害をお持ちであったり、単身世帯やひとり親家庭であったり、さまざまな事情により地域活動への参加ができないことを理由として、やむなく区から抜けてしまうということは、大変残念なことであると思っております。

町では、これからはさらに地域の支え合いが重要となってくると考えております。基本的な考え方としては、まずは地域の方々が、自分たちの地域のことは自分たちで考え、自分たちでできることは自分たちで行うという自助・共助を基本とする、地域の支え合いの力を高める自治意識の向上に取り組んでいただきたいということでもあります。

しかし、高齢化等による行政区活動の課題については、それぞれの行政区や班のやり方があったり、個人の事情によるものが多いため、一概に方向性を示すことは難しいと思われまので、行政区、個人等で対応できない場合は、町に御相談をいただきたいと思っております。住みよい地域づくりに向けて、地域住民の皆様とともに考え、その地域に合ったよりよい方向性を見出していきたいと考えております。

5点目の、生活道路の整備についてであります。

町では、行政区からの要望に基づき、生活道路の舗装整備を行っておりますが、現在も80件以上の要望が提出されており、全ての道路が整備されるには、まだ相当な時間がかかります。

これまでは、しばらく整備が見込まれない路線については、暫定的な処置として碎石の敷きならしを行ってまいりましたが、高齢者や小さな子供には歩きにくく、バリアフリーや安全の面で課題となっております。

そのため、先ほどの川畑議員からの一般質問でも答弁しておりますが、今後はバリアフリーのまちづくりの観点からも、簡易舗装や防じん処理などの新たな方法を取り入れた柔軟な道路整備を調査検討してまいります。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 紙井議員。

○14番（紙井和美君） 御答弁ありがとうございました。

まず、下水道整備についての再質問をさせていただきます。

下水道事業とは、汚水の処理と雨水の排除による浸水の防除、生活環境の改善及び公共用水域の水質保全という機能を果たすために、公営企業として公共下水道、集落排水を運営する事業であります。

公共下水道普及率については、先ほどお答えをいただきました。そこで、浄化槽について、再度御質問をさせていただきます。

公共下水道が布設されていない地域では、浄化槽を設置します。その浄化槽について、トイレの排水だけを処理する単独浄化槽から、台所や風呂などから出る生活排水もあわせて処理できる合併処理浄化槽への転換を進める改正浄化槽法が今年12日に成立いたしました。

皆様御承知のとおり、主な内容は4点あります。

清らかなせせらぎを取り戻し、湖や海の水質を守るために、合併浄化槽が必要であること。

生活排水を垂れ流す単独処理浄化槽は、全国で多く残存し、老朽化による破損、漏水も懸念され、早急な転換が必要であること。

定期点検の受検率は40%と低く、浄化槽台帳の整備を通じた法定検査の受検と、管理の指導強化が必要であるということ。

単独処理浄化槽の転換と、浄化槽の管理の向上を同時に実現することが必要であることというふうになっております。

環境省によりますと、単独浄化槽は、全国の浄化槽全体の53%の400万基が残っております。河川の汚濁の原因にもなっております。環境負荷の低い合併浄化槽への転換を促すことが必要であると考えます。

し尿のみを処理する浄化槽は、平成12年、法改正で、原則として新設は禁止となっておりますが、当町でも、霞ヶ浦の浄化に努めるべく浄化槽管理の強化が必要となっております。

そこでお伺いいたします。

当町の単独浄化槽はどのぐらい残っているのでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長湯原一博君。

○産業建設部長（湯原一博君） はい、お答えいたします。

まずですね、正確な数字としてですね、把握しているわけではなくてですね、大変申しわけございません。

ただですね、推定いたしますとですね、町ですね、全人口からですね、公共下水道または

集落排水事業のですね、整備済み区域人口を引きまして、さらに合併浄化槽を使用している人口を除いたものをですね、単独浄化槽またはくみ取りの人口といたしますと、平成30年度末でですね、約3,500人となりまして、阿見町の平均世帯人数から算出いたしますとですね、1,500世帯程度ではないかと思われまます。

ただですね、それは単独槽とくみ取りということになってまして、その内訳ですね、単独浄化槽とくみ取りの内訳については、ちょっとわかりかねるといふところです。

○議長（吉田憲市君） 紙井議員。

○14番（紙井和美君） ありがとうございます。

合併浄化槽の普及率はどのようになっていますでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。湯原部長。

○産業建設部長（湯原一博君） 合併浄化槽の普及率ですけども、人口ベースでですね、約9,000人となりまして、町全体のですね、19%となっております。

○議長（吉田憲市君） 紙井議員。

○14番（紙井和美君） その合併浄化槽を普及させるに当たっての啓発活動っていうのは、どのようになさっているのでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。湯原部長。

○産業建設部長（湯原一博君） 浄化槽事業っていうのはですね、県の管轄となっておりますけども、県ではですね、浄化槽そのものをですね、周知や、単独浄化槽からのですね、合併浄化槽への切り替え、法定検査受検の啓発につきまして、県のホームページの掲載とか、ポスター、パンフレットの配布などで行っております。

またですね、町ではですね。法定検査受検につきまして、広報紙への掲載、合併浄化槽設置の補助制度について、町のホームページに掲載をするほかですね、公共下水道とのですね、接続補助とあわせて、回覧でですね、周知を行っております。

またですね、さわやかフェア等のイベントでですね、浄化槽の啓発グッズを配布を行っております。そのようなことを行っております。

○議長（吉田憲市君） 紙井議員。

○14番（紙井和美君） 今、補助制度っておっしゃいましたけれども、どのような補助でしょうか。助成制度でしょうか。

○議長（吉田憲市君） 湯原部長。

○産業建設部長（湯原一博君） 補助制度ですけども、まずですね、単独浄化槽やくみ取りからですね、合併浄化槽に切り替える転換ですね、転換の場合ですね、補助制度についてですけども、まずですね、設置場所がですね、公共下水道や農業集落排水事業の計画区域外である場

所ということ、あと、窒素除去能力または窒素及びリン除去能力を有する高度処理型浄化槽の設置であることが前提とはなりますが、補助上限金額を、設置する浄化槽容量によって変わっていきます。5人槽、7人槽、10人槽の3種類がありまして、上限がですね、64万5,000円から206万3,000円となっています。またですね、それに加えて、単独浄化槽の除去を行う場合はですね、さらに9万円を加えた額を限度額としております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 紙井議員。

○14番（紙井和美君） ありがとうございます。

先ほど、啓発活動を図っていただいた、その成果は出ていますでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。湯原部長。

○産業建設部長（湯原一博君） 啓発活動だけによるですね、増加数というわけではないんですけど、その辺の数値っていうのはわからなくて、ただ過去3年間でですね、浄化槽の切り替え、補助した実績ということであれば、浄化槽への切り替え数がですね、平成28年度75基、平成29年度が64基、平成30年度が81基であります。そのうちですね、単独浄化槽とか、くみ取りからの切り替えがですね、平成28年度が50基、平成29年度が36基、平成30年度が39基となっています。

○議長（吉田憲市君） 紙井議員。

○14番（紙井和美君） 合併浄化槽の検査についてなんですけれども、内容と頻度、また受検率はどのようになっていますでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。湯原部長。

○産業建設部長（湯原一博君） まずですね、合併浄化槽の検査についてですけども、浄化槽を使用している方には3つの義務っていうか、があります。

まず、1つ目はですね、10人槽以下の家庭用浄化槽の場合、4カ月に1回行う保守点検があります。

2つ目はですね、年に1回以上実施する浄化槽の清掃です。

また、3つ目にですね、浄化槽の保守点検やですね、清掃がきちっと実施されて、きれいな水が放流されているかどうかの検査を行う定期検査、というものがあります。俗に言う11条検査と言われているものです。

このようなですね、検査を行えばですね、本来の浄化槽の機能を十分に発揮されまして、放流水の水質悪化やですね、悪臭を発生することもなくですね、生活環境及び霞ヶ浦の水質、公衆衛生面の向上を図ると考えられると思います。

受検率ですけども、浄化槽のですね、受検っていうのは、浄化槽の法定検査のことですけど

も、これを行ってる水質保全協会に確認したところですね、平成30年度、阿見町の定期検査受検率が47.9%ということでもあります。

○議長（吉田憲市君） 紙井議員。

○14番（紙井和美君） ありがとうございました。

実はですね、寄せられている要望の中で、市街化調整区域についてなんですけれども、汚水処理が、合併浄化槽によるものとなるんですけれども、処理水の排水処理について、その排水先がなく、困っているということなんです。それを承知で購入されたということもありますけれども、水質保全の観点から、どのようなことが考えられますでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。湯原部長。

○産業建設部長（湯原一博君） 議員さんもですね、一応おわかりかと思えますけども、家を建てる時ですね、市街化調整区域で建てる場合、都市計画法のですね、第33条の技術基準というのがありまして、その中にはですね、原則として放流によるものとするということで、流すところがあるということなんです。

もしもですね、市街化調整区域で放流先がない場合についてはですね、合併浄化槽で処理した後にはですね、蒸発散槽等によりですね、処理した汚水や雑排水について、敷地内処理を認めるというようなことになっております。

そういうことでもありますので、困っているということであればですね、その処理した水が、蒸発散槽、またはですね、地下浸透式ということであるとは思うので、それぞれのですね、地下浸透式であればですね、目詰まりによってですね、浸透能力が低下していると、そういうことだと思いますので、そちらのですね、清掃または砂利等ですね、の交換をしていただくというような処理をしていただければというふうに思っております。

○議長（吉田憲市君） 紙井議員。

○14番（紙井和美君） わかりました。

あと、立ノ越の地域なんですけれども、処理水を裏の崖の下に流入していて、不衛生だという声もあるんですけれども、その何か対処法っていうのはないでしょうか。

○議長（吉田憲市君） 湯原部長。

○産業建設部長（湯原一博君） 悪臭が出てるといようなことであればですね、その場合の浄化槽ということであればですね、茨城県ですね、県南県民センター、環境保全課に情報を提供いたします。そこでですね、状況を確認していただきまして、茨城県にある浄化槽指導要綱に基づいて指導が行われるというふうに思っております。

○議長（吉田憲市君） 紙井議員。

○14番（紙井和美君） ありがとうございました。

災害が来たときの集中豪雨などで浸水があった場合、非常に衛生面としても不安があるというふうに思いますので、また今後、その対策をみんなで考えていきたいなというふうにも思っています。

今後、地域住民も含めた地域の衛生管理の整備の観点から、対策の協議を進めていただきたいというふうに要望をいたします。

次の、ごみステーションの問題なんですけれども、各地では、自助・共助・公助をバランスよく組み合わせながら、高齢者が住みやすいまちを目指している地域が増えているんです。

総務省によりますと、戸別訪問やNPOによるごみ出しの支援というのが、昨年3月時点で387市町村に上っているというふうに報告を拝見しました。

例えば、徳島市では、2019年10月から、介護が必要な障害者や高齢者などの自宅に直接訪問して家庭ごみを回収する、ふれあい収集事業というのスタートさせましたし、静岡県の湖西市っていうところも、やはり同じように2019年の4月から、介護が必要な人や障害の人の自宅を職員が訪問して家庭ごみを回収する、ふれあい収集事業の対象者を拡大したという話もあります。

また、ハード面では、不法投棄が絶えない場所では、これは足立区の関原三丁目のごみ集積所っていうところですけども、ここは不法投棄を防ぐ監視カメラが設置されたので、地域住民のそういった強い要望があれば、で、了解がとれば、監視カメラという方法もあるのではないかと。

あと、茨城県内では、5つの市町村が、高齢者を戸別訪問して、ごみ出し支援の拡大が進んでいます。ごみを集積所まで運ぶのが困難なひとり暮らしの高齢者をサポートするための個別訪問のごみ出し事業なんですけれども、牛久市、また龍ヶ崎市、取手市、利根町、東海村、それでまた、日立市も今、検討が始まっています。

委託先は、シルバー人材センターや回収業者、また市の職員というふうになっています。対象者は要介護2以上ですとか、ひとり暮らしであるとか、身体障害者の手帳保持者であるとか、市町村によって規定はさまざまであります。

当町でも取り組みを推進してはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ここで暫時休憩といたします。議会の再開は午後1時といたします。

午後 0時01分休憩

---

午後 1時00分再開

○議長（吉田憲市君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。高須部長。

○町民生活部長兼生活環境課長（高須徹君） はい、お答えいたします。

その前に、ちょっと先ほどの質問事項の確認をさせていただきたいと思いますが、1つは、高齢者等へのごみの戸別回収が可能かどうかとか、もう1点は、そういったマナーが悪い集積所に監視カメラ等が設置ができるかどうかとの、町の見解でございましたでしょうか。

はい、失礼いたしました。

まずですね、1点目の、高齢者等のごみの回収についてでございますけれども、町としてはですね、まず、御近所や行政区内ですね、助け合いというか、共助の、住民の自治意識ですね、向上に一層努めてまいりたいと考えております。

ただ、それと並行しまして、県内事例も、議員からも紹介されましたけれども、町のほうでも把握しております。今後、関係部署間でですね、協議、検討してまいりたいと思います。

もう1点、そういった管理とかマナーが悪い集積所に監視カメラの設置ということでございますけれども、設置実績は、まだ阿見町のほうはございませんけれども、個人のプライバシーの保護の観点から、集積所を御利用されている住民の皆さんとか行政区長の同意ですか、が得られればですね、一定期間程度、設置は可能でございます。

○議長（吉田憲市君） 紙井議員。

○14番（紙井和美君） ありがとうございます。

マナーの域を超えて、不法投棄に近いような形の集積所となっておりますので、そういったところ、今、おっしゃっていただいたように、一定期間ということも、可能であれば、そういう方法も1つあるというふうに認識しておりますので、どうぞその節はよろしく申し上げます。

次に、危険木の整備についてですけれども、町民の森について、今年の台風によりアパート損壊させる事故が起きました。住民のほうからは、今後も、今後においても、また起こるかもしれないとの不安の声が寄せられております。

先ほどの御答弁の中に、危険性のある木を専門の業者に確認したというふうにありました。専門家による調査結果は、どのようなものであったか、お尋ねをいたします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。湯原部長。

○産業建設部長（湯原一博君） はい、お答えいたします。

町民の森につきましては、昨年11月5日、専門部署と現地確認を行っております。その結果、放置して、倒木の可能性があるかと確認された樹木が29本ございます。そのうち、先ほどの町長の答弁にもありますけれども、自然林保護の観点から、森の樹木は極力保全する方針でありまして、16本を強剪定いたしまして、保全いたしまして、そのほか13本を伐採するということとなります。

○議長（吉田憲市君） 紙井議員。

○14番（紙井和美君） ありがとうございます。

よく調査した上で、事故の起きないように、未然に防いでいただきたいというふうに思っています。

北海道の福島町というところなんですけれども、この危険木から町民の生命と財産を守る条例というのが、昨年、危険木処理の条例ということで、新年度から施行されることになりました。これは、倒木などで被害を及ぼすおそれがある民間所有の木を円滑に処分するためであり、町が危険と判断した場合は、所有者に伐採などを勧告いたしまして、助成も行うと。緊急時は所有者の同意なしでも、町が最小限の措置がとれるという条例であります。

ほかに、千葉県など取り入れる自治体が、激甚災害を想定して対策が講じられているところでもあります。

当町でも、町民の生命と財産を守るという観点から、条例化の検討も視野に入れながら進めてほしいと思うところではありますが、いかがでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。湯原部長。

○産業建設部長（湯原一博君） はい、お答えいたします。

民有地ですね、森林保全につきましては、所有者が管理していただくということが前提であるというふうに考えております。そのためにですね、今ですね、議員おっしゃられた条例等の制定は、現在のところは考えてはおりません。

ただですね、今後ですね、参考といたしまして、先進事例につきましては、調査、研究をさせていただきたいと思っています。

○議長（吉田憲市君） 紙井議員。

○14番（紙井和美君） ありがとうございます。どうぞよろしく願いいたします。

次に、高齢化が進む中での行政活動ということについて、再度お尋ねしたいと思うんですけれども、行政区の中でそれぞれ内容が違うというふうに思います。町に相談する場合、どのような形で話し合っていくのか、また、どのようにアドバイスをして行政区と住民をうまく連携させていくのか、お尋ねいたします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。高須部長。

○町民生活部長兼生活環境課長（高須徹君） はい、お答えいたします。

相談の形としては、各行政区、班とか、個人的な事情によることから、ケース・バイ・ケースであるということをごさいますして、地域に対する過度なですね、町の支援はですね、かえって地域の支え合いの力を弱めてしまうっていうおそれも懸念されますので、こうしたほうがよいというような指示的な対応は控えさせていただいているところではございますけれども、他の地域で行っている例なども紹介させていただきながら、アドバイスをさせていただいて、地

域の中で、ちょっと御検討いただきたいということで、指導に当たっているところでございます。

○議長（吉田憲市君） 紙井議員。

○14番（紙井和美君） ありがとうございました。

今、町内会の加入者が減っているって悩みは、全国的に、近年増えているんですけども、埼玉県の春日部市ですとか、あるいは東京都練馬区とか立川市、また神奈川県小田原市、これは大きいところなんですけどね、その町内会の加入促進と減らさない取り組みをしている市町村が多々あります。

町内では、筑見団地が先進的に展開しているということで、町外・県外からも視察する団体が数多くあるというふうに聞いております。見習うべき点がたくさんあると思いますが、御紹介いただいてよろしいでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。高須部長。

○町民生活部長兼生活環境課長（高須徹君） はい、お答えいたします。

今、議員のほうから、筑見行政区の取り組みというようなことだったと思いますけれども、筑見区行政区のほうはですね、やはり自分たちのことは、できる限り自分たちで解決していこうと。それが自治意識というか、の向上にもつながるし、行政区加入促進にもつながっていつて、よりよい自治会組織の運営ができるだろうということで、筑見区の福祉計画ガイドラインというものをですね、独自に作成いたしまして、筑見のところにはこういう課題がありますけれども、これから先を見て、どういう対応、対策をとっていかうかということを具体的に示して、それに基づいて方針的なものを打ち出した中で、個別個別のですね、事業展開をしているところでございます。

その1つの例としましては、特に高齢者とか、体が不自由な方の方ですね、日常生活の支援内容を、支援者を登録をして対応するというような、筑見タウンページシステムというものを構築して、実際に当たってるところでございます。

これはですね、支援内容につきましては、本当にささいなことからですね、ちょっと例を挙げますと、付き添いということで、外出するときの付き添いをしていただきたいとか。あとは、買い物依頼ですね、ちょっとした買い物をしていただきたいとか。あとは、住宅設備等のほんの小さな補修とかお手伝い、例えば室内の電気の蛍光灯の取り替えをしていただくとか、そういうところですね。あとは、子育て支援ですか。ちょっと子供を一時的に見られなくなったんで見ていただきたいとか。あとは、見守り、声かけというような点で、ひとり暮らしとか高齢者の世帯を見回っていただくとか。あとは、お楽しみ支援ということで、話し相手になれるとか、趣味の相手になっていただきたいとか。

そういった項目をですね、じゃあ、行政区の中で、こういう支援を提供していただける人は登録してくださいということで、手挙げ方式で、それを、ちょっと例を、筑見区さんのほうからいただいているものですが、こういった冊子にして、タウンページっていうようなネーミングで、項目ごとにですね、支援者のお名前とか連絡先とかを網羅しております、利用したい方は、それを見て、直接お電話を通して、こういう支援を受けたいんだけど、提供していただけますかというような、そういうシステムで、平成24年の7月ごろからですね、スタートしたというふうに聞いております。

こういうこと、その中にですね、先ほどのごみ出しを頼みたいとかというような項目も入っております。

町でも、区長会さん等を通しましてですね、こういった筑見区の取り組み等も御紹介させていただいているところではございます。

○議長（吉田憲市君） 紙井議員。

○14番（紙井和美君） ありがとうございます。

地域住民ができること、また、町が補完できること、そういうことをたて分けながら、しっかりと一人の人を守っていく体制をつくっていただければというふうに思っています。

最後の生活道路の整備については、先ほど質問があったので、とにかく柔軟な道路整備の調査、これをしていただきたい。どんな人でも安心して歩けるバリアフリーのまちづくりを、どうか進めていただきたいというふうに思っています。

今回、住み続けたい快適なまちづくり、生活環境の整備についてという題名でお聞きをいたしました。地域住民の長年にわたる願いでありました。どうか、各課がしっかりと連携して、柔軟性を持って、オール阿見で、取り組みを、強化を図っていただきたいと強く要望いたしました。1項目めの質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（吉田憲市君） 紙井議員。

○14番（紙井和美君） 続きまして、2項目め、誰ひとり取り残さないまちづくりについてをお伺いいたします。

SDGsは、過去20年以上にわたり、日本が国際社会の取り組みを主導し、一人ひとりの保護と能力強化に焦点を当てた人間の安全保障であります。2030年までに、誰ひとり取り残さない社会の実現を目指すもので、貧困や飢餓の撲滅、環境保全、平等の実現など、17項目の目標と169の具体的なターゲットは、生きていく上で大切な全てのことが網羅されているものであります。

17項目を大枠で分けると、1から6は、人間生活に必要な基本的な事柄、7から12は、経済活動や社会のあり方に関するもの、13から15は、環境を扱っています。さらに16は、1から15

までの目標達成を支える土台として、国や司法機関などが信頼できるものであるようにというふうにうたっております。そして、最後の目標17は、全ての目標を皆で協力して達成すべく、幅広い連帯を呼びかけております。

SDG s を自治体で積極的に取り組むということは、地方創生の強力な推進力となり、それぞれの自治体が直面する課題を解決していく指標となるものであります。

しかし、国連が目指す2030年までの10年間で目標を達成するためには、かなりのスピード感を持って進めなくてはなりません。それには、従来のような縦割り行政に縛られるのではなく、各課が連携して取り組むことが重要なポイントであると考えます。

SDG s は、我々が生きる足元の地域から波動を起こしていくことに意義があります。より豊かな地球をつくりゆくために、人間が人間らしく生きていくために、国と地方のネットワークの力を活かして、理解の輪を広げていきたいと願うところであります。

それを実現し、地域の未来を切り開く取り組みを阿見町から発信していただきたいというふうに思っています。

そこで、お伺いいたします。

SDG s を促進するための町の取り組みとしては、全庁各課で連携するところから始まると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） 誰ひとり取り残さないまちづくりについての質問にお答えします。

SDG s は、全世界の共通目標として、誰ひとり取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指して、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むものであり、17の目標と、これを達成するための169のターゲットを掲げております。

令和元年第4回定例会の紙井議員の一般質問でお答えしましたとおり、当町では、第2期「阿見町人と自然が織りなす、輝くまち創生総合戦略」の中で、政策目標とSDG s の17の国際目標との関係性を整理し、施策の推進を通して、SDG s に貢献していることが意識できるよう、SDG s のゴールのアイコンを表示しております。

さらに、横断的な目標である「あみ・未来アクション」を設定し、施策を有機的に連携させ、効果的に推進することとしております。

このように、多様な政策の根本にあるSDG s の理念を庁内で共有し、国際社会への貢献という高い視点と広い視野で、阿見町の将来を見据え、共通のSDG s ゴールを目指して各課が連携して取り組んでいくことは、SDG s を原動力とした地方創生の推進に寄与するとともに、それにかかわる職員の使命感の向上にもつながる有効な取り組みであると考えられます。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 紙井議員。

○14番（紙井和美君） 御答弁ありがとうございました。

先ほどの御答弁の中で、これから我々議員の手元に配られるであろう、第2期総合戦略の中に、政策目標と17の国際目標との関係性をSDGsのアイコンをつけて表示しているというふうにあります。

それについては、個々の政策目標がSDGsのどの部分に当てはまるのかということを手早く認識することができるという点で、一歩前進した大変に評価すべきことであると考えております。

さて、横断的な目標である「あみ・未来アクション」について、もう少し具体的にお聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長公室長湯原幸徳君。

○町長公室長（湯原幸徳君） お答えをいたします。

総合戦略につきましては、第2期の総合戦略については、2月10日ですか、全員協議会でも概略を説明させていただいたところでございます。

本町が目指す将来目標像を実現するための、基本となる4つの目標を定めているところですが、この基本目標に掲げた取り組みを有機的に連携させ、効果的に推進していくための行動指針「あみ・未来アクション」を定め、3つのアクションを定めておるということでございます。

その内容について、具体的にちょっとお話をさせていただきたいというふうに思います。

まず、1つ目のアクションが、積極的な情報発信ということでございます。

農業、観光振興、子育て環境の充実、雇用促進など、これまでのまちづくりによって培われた優れた町の魅力をさらに発展させながら、内外に戦略性を持って一体的に発信していくことで、居住地として選ばれる町を目指すというふうなものでございます。

2つ目のアクションが、出産・子育ての支援ということになります。

これは、ワーク・ライフ・バランスの推進をはじめとして、子育てしながら働ける環境づくりを進めるとともに、ワンオペ育児の増加などの社会環境の変化に対応し、子育て中の母親同士がつながりを持てる機会を増やすとともに、地域と交流する機会を持つことで、子育て世代や子供の安心感、子育ての楽しさにつながるよう、地域全体で温かく子育てを支えるコミュニティづくりを推進し、子育てが楽しくなる町を目指すというものでございます。

3つ目のアクションが、持続可能な地域づくりということで、SDGsのS、サステイナブル、持続可能、この視点による地域づくりということになります。

例えば、公共交通の利便性の向上や高齢者の買い物支援、都市機能の維持向上とともに、公

民館活動や防犯防災活動等への参加促進を通じた地域力の向上。

また、町の活力となる若者の雇用の選択肢を広げ、やりがいのある職業につくことができる環境を整えるため、積極的な企業誘致、中小企業の振興、新規就農支援等による産業振興と地元就業機会の拡大。

さらに、長寿大国である我が国では、人生100年時代を見据えた取り組みが今後ますます重要となり、高齢者等が文化芸術活動、生涯スポーツ等に参加し、自分らしく生活しながら、地域社会の重要な一員として元気に活躍できる社会づくりを推進するということで、これらの施策をバランスよく推進することで、安心安全で暮らしやすい町を目指すというふうなことでございます。

この3つのアクションを取り入れることによりまして、点の取り組みから面の取り組みへの広がりを持たして、その施策展開につなげてまいりたいというふうなことでございます。

以上でございます。

○議長（吉田憲市君） 紙井議員。

○14番（紙井和美君） ありがとうございます。

その「あみ・未来アクション」の構成メンバーというのは、どのような方々でしょうか。

○議長（吉田憲市君） 湯原公室長。

○町長公室長（湯原幸徳君） お答えします。

総合戦略の有識者会議のメンバーです。今回、総合戦略を策定するに当たって、町のほうから答申をして、審議をしていただいたメンバーが、そのまま同じ、次年度以降も、それに基づいた評価だとか、進捗について御意見をいただくというようなことでございますけれども、町の産業にかかわる方ということで、JA水郷つくば農業協同組合、それから町の商工会、それから不動産業者の方から出していただいています。

また、学識経験者としては、茨城大学農学部と県立医療大学から先生を出していただいています。

また、地域の金融機関から、関東銀行と常陽銀行さんから支店長さんに参画をいただいております。

また、情報通信業の方からは、有限会社時の広告社のディレクターさん、それと、つくばコミュニティ放送株式会社のパーソナリティーの方に参画していただいておりますし、そのほか市民から3名ほど女性の方に参画をしてもらい、合計12名の方に参加をしていただいているというところでございます。

○議長（吉田憲市君） 紙井議員。

○14番（紙井和美君） ありがとうございます。よくわかりました。

SDG sの理念を庁内で共有して、また連携していくためには、まず考えられることはどんなものでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。湯原公室長。

○町長公室長（湯原幸徳君） はい、失礼しました。今、先ほど、関東銀行と言ったみたいなんですけど、筑波銀行阿見支店でございます。済いません、失礼しました。

済いません、SDG sの理念を庁内で共有し連携するためにまず考えることということでございますね。はい。

SDG sという言葉ですけれども、まず、私たち、実は、昨年、平成31年第1回の定例会において、川畑議員から、初めてSDG sの考え方について御質問をいただき、紙井議員からも、昨年12月に、そういう御質問をいただいているところでございまして、ただ、最近は、さまざまな場面で耳にする機会が増えてきているというふうなことでございますし、町としても、そのSDG sの考え方は、これからも進めていかなければならないというふうなことで、総合戦略の中にその関連性を位置づけてきたというふうな経緯がございます。

ただ、当町の取り組みとしては、職員の浸透、理念の共有については、まだまだこれからだろうというふうには思っております。ただ、今月の2日にですね、筑波大学の先生を講師にお招きしまして、SDG sと環境のかかわりについて御講演をいただき、その中に町の職員も参画をしているというふうなことでございます。

今後も、こうした研修会等の機会をつくれるのであれば、そういったものを通じてですね、SDG sの理念を、まずは職員が理解をして、個々の事業に関係するさまざまなステークホルダーにも浸透させていくということが、やっぱり重要なんじゃないかなというふうに思っております。

ただ、いずれにいたしましても、SDG sを特別なものとして捉えるというふうなことではなくて、それぞれの活動、生活の中に浸透させていくということが、やはり重要なんだろうというふうに思っておりますので、まずは職員のほうからも、SDG sを認識して、その理念を十分に把握するということから、やっぱり進めていかなければならないというふうに思っております。

ただ、それをどういうふうに、じゃあ、やっていくかというふうなことだと思っておりますけれども、町としては、総合計画から始まって、いろんな部門別の計画がございます。その中には、やはり、人がつながるまちづくりでは、例えば、男女共同参画プランですとか、障害者基本計画ですとか、老人福祉計画ですとかがございますし、あとは、暮らしを支えるまちづくりの中では、観光振興基本計画ですとか、緑の基本計画、景観整備計画、それと安心安全のまちづくりの中では、環境基本計画、地球温暖化対策実行計画ですとか、水道施設整備基本計画と、さ

まざまな部門別の計画がございます。

そういった中でも、やはりSDGsの考え方を、理念を関連づけていくということが、やっぱり大切なんだろうというふうに思いますし、それをすることによって、担当する職員が、そのSDGsに対する理念というものを認識していくというふうに感じてはいるんですけども、そういった取り組みもやっぱり必要なんじゃないかなというふうに思っております。

○議長（吉田憲市君） 紙井議員。

○14番（紙井和美君） ありがとうございます。

その各課の中で、各担当、SDGsの担当者っていうのを決めて、協議を進めていくっていう方法はいかがでしょう。

○議長（吉田憲市君） 湯原公室長。

○町長公室長（湯原幸徳君） SDGsを推進していくに当たりましては、全職員がSDGsの理念について理解を深め、同時にですね、実務においても、SDGsとの関連性を理解して、担当している事務事業を通して、SDGsの貢献というものを身近に感じていくことが重要ではないかというふうに考えております。

これは、先ほど私がお話しした部門別の計画とか、そういったものの事業に携わる部分については、やはりSDGsの考え方っていうものが取り入れられるのであれば、極力取り入れた中で、職員が、それにSDGsの理解を深めてもらうということが、1つ大きな課題になってくるのかなというふうには思っております。

それから、まずは、そういった取り組みから、まずスタートし、次のステップとして、SDGsへの貢献度を客観的に測定していくための指標を設定し、2030年の目標達成に向けた取り組みを進めてまいりたいというふうに思っております。

また、全庁的に推進していく体制としましては、先ほど総合戦略のことでお話ししました、そういった進行管理等を行う庁内組織である本部会議がございます。あるいは、外部委員で構成する、先ほどの有識者会議、そういった場を活用し、効果的な取り組み、方策について議論をしていくということが必要になってくるのかなというふうには思っております。

○議長（吉田憲市君） 紙井議員。

○14番（紙井和美君） ぜひともしっかりと連携していただいて、これを進めていただきたいというふうに思っています。

最後になりますけれども、高齢福祉課で、先ほどお話がありました、カスミの移動スーパーが、2月10日にスタートいたしました。その出発式の折に、カスミの石井俊樹代表取締役社長の御挨拶の中で、「SDGsの理念にのっとり、誰ひとり取り残さない社会を実現するために」というふうな御言葉がありました。すばらしい方針であると感激すると同時に、そんな熱い思

いが阿見町の願いと一致して、晴れてあのような実現の運びになったんだなということを改めて実感した次第でありました。

この事業も、高齢者のみならず、障害者や妊婦の方々、また交通弱者の対策、さらには地域のコミュニティづくりにも発展するものと、大いに期待するところでございます。

このバッジも、職員の方に、ぜひ、つけていただきたいというふうに思います。SDGsの意識が高い町なんだなということを知らしめる意味でも、つけていただければなというふうに思っているところでございます。

先ほど、第1項目めで質問をいたしました下水道の問題、また、ごみの問題、生活道路の問題、そして、森林の整備の問題、また、行政区の活動、実はこれも全てSDGsの中に入っているものばかりでございます。これからも阿見町がさらに発展していくためには、SDGsの理念を一つ一つ検証しながら、あらゆる課題を、行政や地域や、そして企業が連携して、助け合って、支え合って進めていくことが重要であるというふうに認識しております。

SDGs達成の10年先を目指して、一年一年、着実に推進できますことを強く要望いたします。私のこの質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（吉田憲市君） これで、14番紙井和美君の質問を終わります。

---

#### 散会の宣告

○議長（吉田憲市君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これで散会をいたします。

午後 1時32分散会

第 3 号

[ 2 月 21 日 ]

## 令和2年第1回阿見町議会定例会会議録（第3号）

令和2年2月21日（第3日）

### ○出席議員

1番	吉田憲市君
2番	石引大介君
3番	井田真一君
4番	高野好央君
5番	樋口達哉君
6番	栗原宜行君
7番	野口雅弘君
8番	永井義一君
9番	海野隆君
10番	平岡博君
11番	久保谷充君
12番	川畑秀慈君
13番	難波千香子君
14番	紙井和美君
15番	柴原成一君
16番	久保谷実君
17番	倉持松雄君
18番	佐藤幸明君

### ○欠席議員

なし

### ○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町	長	千葉繁君		
副町	長	坪田匡弘君		
教	育	長	湯原正人君	
町	長	公室	長	湯原幸徳君

総務部長	小口勝美君
町民生活部長兼 生活環境課長	高須徹君
保健福祉部長	飯野利明君
産業建設部長	湯原一博君
教育委員会教育次長	朝日良一君
会計管理者兼 会計課長	佐藤吉一君
政策秘書課長	佐藤哲朗君
総務課長	青山広美君
財政課長	黒岩孝君
管財課長	飯村弘一君
税務課長	齋藤明君
防災危機管理課長	白石幸也君
子ども家庭課長	山崎洋明君
都市計画課長	林田克己君
道路公園課長	浅野修治君
商工観光課長兼 消費生活センター所長	石神和喜君
指導室長	東治樹君

○議会事務局出席者

事務局長	小倉貴一
書記	野口和之

令和2年第1回阿見町議会定例会

議事日程第3号

令和2年2月21日 午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 議案第28号の撤回について

日程第3 休会の件

## 一般質問通告事項一覧

令和2年第1回定例会

一般質問2日目（令和2年2月21日）

発 言 者	質 問 の 趣 旨	答 弁 者
1. 海野 隆	1. 多様な家族形態を支える制度の改正や配慮ある運用，特に未婚のひとり親やLGBTなど性的少数者に対する支援について 2. 投票率向上のための方策について	町長・教育長  町長・教育長
2. 永井 義一	1. 住宅リフォーム助成制度について 2. 防災行政無線について	町 長 町 長
3. 栗原 宜行	1. 阿見町の遊具は安全か 2. 阿見町の魅力度アップは出来ているか	町長・教育長 町 長

午前10時10分開議

○議長（吉田憲市君） 皆さん、おはようございます。定刻になりましたので、これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

本日の議事については、お手元に配付をいたしました日程表により進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

---

一般質問

○議長（吉田憲市君） 日程第1，一般質問を行います。

質問の順序を通告順とし、質問時間を40分といたしますので、御協力のほどお願い申し上げます。

議員各位に申し上げます。会議規則第61条第1項に規定されているとおり、一般質問は町の一般事務についてだけたず場であります。したがって町の一般事務に関係のないものは認められません。また、一般質問は町長の個人的見解をたず場でもございません。議員各位におかれましては十分にこのルールを遵守していただくことを求めます。

次に、執行部各位に申し上げます。能率的な議会運営の観点から、質問に対し簡明に答弁されるようお願い申し上げます。

なお、議会基本条例第5条第1項第3号の規定により、執行機関には反問権を付与しておりますので、議員の質問に対し反問する場合は、挙手の上、反問したい旨を述べた後、議長の許可を得てから反問してください。

初めに、9番海野隆君の一般質問を行います。

質問席に移動してください。

9番海野隆君の質問を許します。登壇願います。

〔9番海野隆君登壇〕

○9番（海野隆君） 皆さん、おはようございます。

今日、最初の一般質問をさせていただきます。

今回は2つの問題について質問をさせていただきます。

1点目、多様な家族形態を支える制度の改正や配慮ある運用、特に未婚のひとり親やLGBTなど性的少数者に対する支援について、まず質問をいたします。

これはですね、与党自民党、及びね、公明党が決断をして、20年度の国の税制改正で、未婚

ひとり親に対して、死別や離婚などのひとり親と同様に所得税などを軽減する改正を決定いたしました。これは日本における家族形態の多様性を反映したもので、長年の要望がようやく実現をしたものであると思います。

既に未婚ひとり親をひとり親としてみなし適用を行って、公営住宅入居や福祉・教育等の公共サービス面で、未婚ひとり親をひとり親と同様な取り扱いをしている自治体——地方公共団体ですね、も多く存在をしております。土浦市など近隣の自治体でも実施されております。そういう意味で、地方自治体の先進的な取り組みが国を動かしていくということで、地方自治体の取り組みというのは非常に重要だと私は思います。

次の項目になりますけれども、また茨城県では全国の都道府県に先駆けて、LGBTなどの性的少数者に対するパートナーシップ宣誓制度を導入いたしました。これによって、県営住宅入居申し込みや県立病院等での手術同意で、家族と同様な取り扱いをすることとなりました。これもですね、近年の日本における家族の多様性に応えたもので、茨城県大井川和彦知事の英断を高く評価したいと思います。今回の大井川和彦知事の英断、決断ではですね、県議会の抵抗もあったようですけれども、やっぱり今後の日本の家族形態ということを考えてこの決断をしたということは、私は大井川和彦知事の英断を高く評価したいと思います。

家族の多様性に対応した支援のあり方、これはですね、日本の未来を支える子供たちへの支援となると、ここが重要だと思います。その上で、以下阿見町の現状と対応について伺いたいと思います。

- 1、未婚ひとり親にかかわる20年度税制改正のポイント及び適用について。
- 2、改正に伴う地方税の変更、及び条例改正の必要性について。
- 3、改正に伴う阿見町における住民サービスの適用について。
- 4、これLGBTのほうですけれども、パートナーシップ宣誓制度の内容について。
- 5、パートナーシップ宣誓制度を適用する市町村について、及び阿見町の対応について。
- 6、LGBT性的少数者への相談及び支援の体制について。
- 7、学校でのLGBT等への対応について。

以上でございます。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。初めに町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 皆さん、おはようございます。本日もどうぞよろしくお願ひいたします。

海野議員の、多様な家族形態を支える制度の改正や配慮ある運用、特に未婚のひとり親やLGBTなど性的少数者に対する支援についての質問にお答えをいたします。

1点目の、20年度税制改正のポイント及び適用についてであります。

ひとり親にかかわる20年度の税制改正では、全てのひとり親家庭に対して公平な税制を実現する観点から、個人住民税について、婚姻歴の有無による不公平と男性のひとり親と女性のひとり親の間の不公平を解消することとしており、所得500万円以下のひとり親にひとり親控除30万円を適用し、また所得135万円以下のひとり親を非課税とするものとなっております。

2点目の、改正に伴う地方税の変更及び条例改正の必要性についてであります。

今国会にひとり親に対する地方税法改正案が提出されていることから、改正法案が可決後速やかに町税条例を改正し、令和3年度から適用してまいります。

3点目の、改正に伴う阿見町における住民サービスの適用についてであります。

町が実施する住民サービスのうち、世帯等の所得や住民税額に応じて、負担していただく料金や支給する手当等を判定する事業については、個々の所得状況を確認する必要があります。税制改正において、ひとり親控除が適用された後は、関連する町事業について改正どおり適用し、住民サービスに支障がないように対応してまいります。

4点目の、パートナーシップ宣誓制度の内容についてであります。

パートナーシップ宣誓制度とは、婚姻制度とは異なり、「一方または双方が性的少数者である2人の者が、互いの人生において、互いに協力して継続的に生活をともにすることを約した」ことを自治体に対し宣誓する制度であり、現在、全国で30ほどの自治体で導入されております。この制度は法的に婚姻と同等の効果はありませんが、性的少数者の方が抱えるさまざまな不安や困難を少しでも解消し、自分らしく生き生きとした生活が送れるようにすることを目的としているものです。

同制度については、既に茨城県が令和元年7月1日から「いばらきパートナーシップ宣誓制度」という名称で実施しております。制度の内容につきましては、宣誓者が成年で配偶者がいないこと、県内居住または転入を予定していること、近親者でなく宣誓者以外の方とパートナーシップ関係にないこと、などの要件を満たしていれば、県から宣誓書受領証が交付され、県営住宅への家族としての入居申請や県立病院での手術同意等において、親族同様の扱いを受けることなどが可能となるものです。

5点目の、パートナーシップ宣誓制度を適用する市町村について及び阿見町の対応についてであります。

現在、県では同制度を適用した利用先の拡大を図っているところであり、市町村に対し、住民や職員への周知啓発や県主催研修会等への参加、窓口等での適切な対応、市町村営住宅における適用等、協力依頼がされているところであります。当町におきましては、具体的な検討はまだ進んでおりませんが、今後、町として研修会等に積極的に参加するとともに、同制度の町

施策への適用について前向きに検討してまいります。

6点目の、LGBT性的少数者への相談及び支援の体制についてであります。

LGBT性的少数者に関する相談体制につきましては、現在、法務局及び役場庁舎で実施している人権擁護委員による人権相談や、県が設置している性的マイノリティーに関する相談室の紹介により対応しているところです。また、今後の当町の支援体制につきましては、県が実施を予定している専門相談員養成講習会、及びケース検討などの研修会に積極的に参加し、性的少数者への理解を深めるとともに、国、県、他市町村の事例も参考にしながら、さまざまな支援の方法について検討してまいります。

7点目につきましては、教育長から答弁いたします。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 次に、教育長湯原正人君、登壇願います。

〔教育長湯原正人君登壇〕

○教育長（湯原正人君） 皆さん、おはようございます。

このたびは、給食への異物混入の件で、皆様に多大な御心配をおかけしまして、まことに申しわけありません。再発防止に向け、さまざまな手だてを講じていきます。今後とも御支援のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、海野議員の質問7点目の、学校でのLGBT等への対応についてであります。

各学校においては、文部科学省より示された「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」の通知に基づき、個別の事案に対応しております。具体的な支援については、服装、トイレの使用、更衣等の学校生活の各場面において、児童生徒及び保護者の心情等に配慮して、合意形成を図りながら行っております。また、全ての児童生徒が性的マイノリティーに対する偏見、差別を許さない人権教育を推進することが重要であると考えております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 海野議員。

○9番（海野隆君） はい。それぞれ御答弁ありがとうございました。

再質問をさせていただきたいと思います。

ひとり親ということで、大体阿見町約2万世帯ぐらいあるっていうことですがけれども、ひとり親世帯って一体どの程度、阿見町でいるのかなあというふうに思うんですが、1番と2番、一緒に御答弁いただいて結構なんですけれども、阿見町におけるひとり親、今までは寡婦、寡夫ですね、要するに書いてあるとおりですけども、寡婦はお母さんと一緒のとか、お母さんが1人。それから寡夫はお父さんが一緒のとか。それと、未婚のひとり親。これがどの程度の世

帯いるのかということ、まずお伺いしたいと思います。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長小口勝美君。

○総務部長（小口勝美君） はい、お答えいたします。

まずですね、阿見町におけるひとり親の世帯ですけれども、こちらにつきましては個人住民税の課税台帳、こちらをもとに申し上げます。ひとり親の女性の寡婦控除の対象者、こちらは1,965人、1人ですから世帯と一緒にということになります。それから男性の寡夫控除の対象者、こちらは32人となっております。世帯だけでいいんですよね、はい。

以上でございます。

○議長（吉田憲市君） 保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい。私のほうからは、阿見町における未婚のひとり親世帯数についてお答えさせていただきます。

まず児童扶養手当の申請書の内容からですね、未婚のひとり親世帯の世帯数を抽出しましたところ38世帯でございました。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 海野議員。

○9番（海野隆君） 寡婦、女性のほうは1,965世帯というふうに言っていると思うんですけども、男のほうは32人。未婚はとも30人……、統計上把握できる点ではね、そうすると大体2,000人ぐらいですよ。そうすると大体世帯数の1割ぐらいいるんじゃないかなと思います。それでひとり親世帯、これは報道などで見るとね、相当、やっぱりその収入、所得がですね、低いということが言われております。

1番最初の質問のときに、子供の未来にかかわる問題だと。やっぱりそこをしっかりと支援していくって言うことが、将来の日本を支える子供たちを健やかに育てることにつながるんだということを申し上げましたけれども、このひとり親世帯の子供の貧困率、これはOECDの統計があるようですよけれども、これ2015年かな、2015年にOECDの平均では13.1%ぐらいになっているということですが、日本では50.8%が……、貧困率ですね、貧困率が50.8%にも及ぶって統計があります。半分ぐらい貧困になっていると。

そうすると、阿見町のひとり親の所得の状況、子供たちの貧困率、どういう状況にあるかということが非常に気になるんですけども、これ統計でどこかわかる場所がありますか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。小口部長。

○総務部長（小口勝美君） はい、お答えいたします。

税務課税上で把握しているいわゆるひとり親、男性・女性のひとり親についての世帯所得については、申しわけないんですが、詳細な統計がございませんので把握はできておりませんが、

こども家庭課のほうで把握している未婚のひとり親世帯の部分については、把握できているということですので、保健福祉部長から答弁のほうさせていただきます。

○議長（吉田憲市君） 飯野部長。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい。

先ほど未婚のひとり親世帯、38世帯ありましたということで答弁さしあげましたけども、38世帯の平均の世帯所得でございますけども、収入で約135万円、所得でいきますと約82万円ということになります。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 海野議員。

○9番（海野隆君） 未婚のね、ひとり親の家庭というか世帯の経済状況は非常に厳しいというのが、数字として非常に出ているんじゃないかと思います。当然、まだ学校に行っていない子も、それから学校に行ってる子も、やっぱり家庭の中あるいはその学校の中でね、厳しい状況にあるんじゃないかなと推察できますよね。やっぱりこの人たちに対する支援というのは、当然やっていかななくちゃいけない。

これ未婚のひとり親っていう形ですけども、多分、寡婦——女性のほうですよ、こちらのほうも相当厳しい状況にあるのではないかっていうふうには推察されます。離婚をして、死別もあるんだけど、離婚をして大体親権は女性がとっていきますね。裁判所が入ったり、弁護士が入ったりしてね、扶養分をですね、契約をしても、なかなかきちっと払えないと。

今、国ではね、それを国がきちっと支払わせるようにするというような制度改正もね、視野に入れてやってるようですけども、子供にかかわることなので、国も必死になってやってるということだと思えるんですけども、阿見町におけるですね、ひとり世帯、未婚のひとり世帯も含めて、ひとり世帯に対する支援っていうのは、どんなものがあるのかということをお聞かせください。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。飯野部長。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えいたします。

まず一般的なものとしましては、児童扶養手当の支給がございます。それから、母子・父子の医療福祉制度いわゆるマル福制度というのがございます。そのほか、これは県のほうの事業ということで、全部同じなんですけども、県のひとり親世帯の支援制度としましては、自立支援教育訓練給付金、それから高等職業訓練促進給付金等の事業、それからひとり親高校卒業認定試験合格支援事業などがございます。基本的に、ほかの市町村とそれほどひとり親支援については、どこの市町村も同じような支援を行っているということでございます。

○議長（吉田憲市君） 海野議員。

○9番（海野隆君） 今部長が言われたとすると、県内、どこでもって言ったから全国の市町村って形になってしまうかもしれませんが、そこと変わらぬ、支援制度はきちんと整備されていて、支援の手が届いていると。こういうふうに理解していいですか。

○議長（吉田憲市君） 飯野部長。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、議員御指摘のとおりでございます。

○議長（吉田憲市君） 海野議員。

○9番（海野隆君） それでは、次の質問に入りたいと思います。

今回、税制改正があったわけですね。先ほど冒頭述べましたけれども、地方自治体では、既にね、みなしひとり世帯ということで未婚のひとり世帯に対してもですね、いわゆるひとり親ですね、寡婦・寡夫のひとり親と同様の取り扱いをずっとしてきたわけですね。それで今回税制改正がされて、今後ですね、町民税、そういう、国保税も関係するのかわかりませんが、そういった税制の関係とか、その他、現在、全国とほぼ同じような支援のサービスができていうんですけども、そういうところでの改正によるね、影響っていうのはどんなふうにあらわれてるのか。できればね、先ほど未婚のひとり親は135万収入、所得で80万ちょっとということなんですけども、比較できる範囲で、モデルケースではないにしても、ケースでどういうふうになるのかっていうのをちょっと示していただければありがたいと思います。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。小口部長。

○総務部長（小口勝美君） はい、お答えいたします。

例ということで、給与収入が200万円のひとり親世帯を例に申し上げます。

現行の税制では、婚姻歴のある特別寡婦控除対象となるひとり親の場合、所得税が1万300円、個人住民税が非課税となります。これに対して未婚のひとり親は寡婦控除の対象外となるため、所得税が2万8,100円、個人住民税が6万3,600円、合計9万1,700円となります。婚姻歴の有無によりまして、8万1,400円の税負担の差が出ております。

今回、税制改正が行われるわけでございますけども、税制改正の詳細についてはまだ公表されてませんので、詳しくは申し上げられませんが、今回のひとり親控除の新設に伴いまして、所得税については令和2年分から、それから住民税については令和3年分から、全てのひとり親家庭に対して公平な税制を実現する観点から、婚姻歴の有無による税負担の差は解消されるということになります。

また国保税についても言われてましたけども、国保税の算定に当たっては、もとより税額算定の際に人的控除を用いておりませんので、未婚のひとり親と寡婦の税額の差はございません。

税のほうからは、以上でございます。

○議長（吉田憲市君） 海野議員。

○9番（海野隆君） 制度を変えるというのはこれほど影響があって救うべき人を救うということで非常に今回ね、冒頭申し上げましたけれども、与党の英断があって、もちろん与野党ね、一致して要望はしていたにしてもですね、政権をとっている与党の英断でこれができたってことは非常によかったなと思ってます。年間8万1,400円も違うってのは非常に大きいと思いますね、はい。

それで冒頭申し上げましたけれども、やっぱりどんな子供であれ、子供は親を選べませんので、生まれてきた子供がですね、健やかに成長すると、日本を支える有為な人材として育つということを考えれば、やっぱりどんな子供もしっかりと育つように支援をしていくということを、町の段階でもですね、しっかりと考えていただいて、支援の手を差し伸べていただきたいということを申し上げて、この問題については終わりにしたいと思います。

続いていいですよ。

○議長（吉田憲市君） はい、どうぞ。

○9番（海野隆君） 続いてLGBTの件ですけれども、平成30年2月の3日にですね、これ生涯学習課主催で人権教育講演会がありました。これ題名はね、「今知らなきゃいけないLGBT」というものを聞きに行きました。私も関心がありましたので、伺ってですね、話を伺いました。

講師は、当時ね、特定非営利活動法人RAINBOW茨城の会長の滑川友里さん。この人は今、水戸市議会議員になっていて、それで大井川知事の、今回のLGBTの宣誓制度などにも強く働きかけたというふうに聞いております。滑川さんの講演をね、せっかくの機会なので少し御紹介したいと思います。

滑川さんによりますとね、我が国における性的マイノリティーLGBTの人口は約7.6%ぐらいあるんだと。13人に1人と言われていると。これは左利きの人ですね、それからAB型、AB型ですね——A型・B型・O型・AB型の血液型のAB型、これを有する人口とほぼ同じ程度だと考えられていると。茨城県内でもLGBTは数多く生活していると。ただ、差別や偏見等により、当事者は生きづらさを抱えながら人生を送らざるを得ないんだと。まして、自分らしく生きるためには、多くの困難や不安、苦痛を乗り越えなければいけない。

そのような状況の中、今少しずつ、企業、教育現場、自治体、政府においてLGBTに対する関心が高まりつつあると。これ、平成30年当時ですね。この動きをしっかりと茨城に根づかせていきたいとの強い思いから、当事者として、その理解者によって当会の設立は考えられたということをおっしゃっていました。

LGBTは、そうは言ってもやっぱり少数派になるので、少数派のために、いじめとかです

ね、無理解が起きているということで言うておりましたけれども、その上でですね、LGBTを理解して、明日からできることということで6点ほど言うておりましたので、ちょっと御紹介します。

1つ、LGBTは否定しないと。

それから2番目、やっぱり気づいてあげると。この人はLGBT的の性向があるなっていうことは気づいてあげると。

3番目は、いじめる側には絶対に回らないでほしいと。

4番目は、多様性を認める。

5番目では、異性愛中心の——男と女っていうことですね、異性愛中心の垣根を取り払って考えてみる。

6番目、今日の講演を誰かに伝えるということで私が今、皆さんに伝えてるわけですけども、伝えるということ。6つを言うておりました。

そこで再質問をいたします。まずですね、町の、先ほど答弁された中でですね、相談支援制度の話で、ごめんなさい……。失礼しました。相談及び支援の体制について、現状では人権擁護委員であるとか……。町ですよ、町の場合。それから県が設置している性的マイノリティーに関する相談室に紹介をして対応しているというふうに言うてるんですけども、これ具体的にLGBTにかかわることで、町の、これは相談ですね、困りごと相談になるのか人権相談になるのか何になるのかわかりませんが、そういう具体的な件数っていうのは、把握されてますか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。小口部長。

○総務部長（小口勝美君） はい、お答えいたします。

性的マイノリティーに関しての相談については、町のほうには来ておりません。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 海野議員。

○9番（海野隆君） 町に相談してもなかなか難しいなというふうに思っているのか、この数からすると、もうちょっとあってもいいんじゃないかなというふうに思いますけれども。

それから、もう1点。研修会などに積極的に参加し、というのはありますね。これのことについてお伺いしたいんですけども、以前ですね、障害者に対する合理的配慮、このことが町でも相当大的な話題になって、全職員にですね、そういった趣旨を徹底してですね、障害者に対する合理的配慮について職員が共有してですね、対応すると。こういうことが議場の中でのやりとりの中であったと思うんですね。その後ね、どうなったのか私も具体的にどういう研修をやって、どういう先生を呼ばってやったのかってわかりませんが、そのことについて、じゃあ

まず、お聞きします。済いません。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。飯野部長。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい。町のほうでまず……。今の御質問にお答えいたします。

合理的配慮ということで、障害者の特徴を理解した窓口対応が必要であるということで、町のほうでは障害を理由とする差別の推進に関する阿見町職員対応要領、これを平成29年の4月に定めまして、適用をしているところでございます。職員の周知につきましては、対応要領につきまして各職員のパソコンを通じまして、全員に周知をしております。

それと、日常の業務の中で、OJTを通じてですね、適切な対応をとるようにと、指導しながらやっているところでございます。そのほか、一般の町民の方に向けましても、毎年広報あみにですね、障害者差別解消法、それから職員対応要領を制定しましたよということで、広報のほうで周知をさせていただいております。

そのほか研修でございますけれども、まず平成27年に障害者差別解消法につきまして、県の障害福祉課の職員による研修会を、これ管理職向けに実施をしております。それと平成31年の3月に、これは一般の方対象なんですけども、やはり差別解消法に関する講演会を実施しているところでございます。ただ、これはさらにですね、徹底をする必要があるというふうに考えてございますので、今後ですね、新たに職員となった者、それから新たに管理職となった者を対象といたしまして、さらなる周知徹底を図るために、研修会を開催して適切な対応にさらに努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 海野議員。

○9番（海野隆君） はい。ありがとうございます。

阿見町のね、役場に出向くと、フロアにいる方も含めてね、まず町民がちょっと迷っていると声をかけてくれると。こういう好意的な評価もあります。同じようにね、障害者の方が来たときに、やっぱり職員がみんなそういう気持ちを持ってやっていくというのが趣旨だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでこのLGBTの研修の件ですけれども、これはどういう研修が行われて、それが町職員っていうのかな、そういう方々と対応する部署がつけられるのかつけられないのか。どういう準備っていうのかな、それをするのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。小口部長。

○総務部長（小口勝美君） はい、お答えいたします。

県のほうでもパートナーシップ宣言制度については、昨年の7月1日から実施しているということで、その対応につきましては、現在のところ、この事業を統括する部署というものがま

だ決まってない状況でございます。そういうことですので、今後速やかに統括する部署を決定しまして、全庁的に性的マイノリティーに対する理解を深める取り組みを行っていききたいというふうに考えております。

○議長（吉田憲市君） 海野議員。

○9番（海野隆君） 詳細なね、トイレの問題とかいろんな問題があると思いますけれども、ぜひね、理解をしていただいて、町として体制とっていただきたいということを申し上げたいと思います。

次に、教育委員会のほうに質問をさせていただきますけども、さっき紹介した滑川さんのね、講演のときに、結構な人数が集まっています。五、六十人来ていましたかね。それでその中でね、質疑がありました。その中でお子さんがですね、LGBTであることを告白されて、どんな対応だったとか、そういうことをおっしゃってましたけども、その中でね、学校で、やっぱりそのLGBTに対する無理解の対応をされた経験のある方がですね、お話になっていて、辛かったというような、これ町内の方ですよ、がいらっしゃいました。

現在のところね、先ほど行政のほうで答弁がありましたけども、阿見町の行政では対応する部署がないということなんですけど、学校の先ほどの答弁の中ではね、文部科学省の通達を踏まえて対応しているということなんですけども、具体的にですね、学校現場でLGBTにかかわるその相談とか、そういった事例っていうのかな、対応した事例、こういった件数はあったんでしょうかね。あったとすれば、どの程度あったのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長東治樹君。

○指導室長（東治樹君） はい、お答えさせていただきます。

今までに、1件の相談がありました。内容につきましては制服等の相談でありまして、本人・保護者と合意形成を図りながら対応しております。

○議長（吉田憲市君） 海野議員。

○9番（海野隆君） そのときに来た人なのかどうかはよくわかりませんが、先ほどの統計からすると、もうちょっとね、本当はいるのかもしれないなど。実際に相談をしてみるとか、そこまでというのはなかなか顕在化しないというかな。だから、こういう統計……。いろんな統計あるようなんですけども、もっと多いという統計もあるようなんですよ。ですから、学校現場の中で悩みをね、やっぱりこうしっかり受けとめてあげる。誰がなるか、これ担当は保健の先生なのか、スクールカウンセラーなのか、誰なのかよくわからないけども、そういう体制をね、ぜひ確立してあげて、そういう方々をですね、しっかりと受けとめ、学校生活を送れるような形にさせていただきたいと思うんですよ。

不登校の原因っていろんな原因はあってね、これ一概には言えないんだけども、そういうことが1つの不登校の原因になってしまうっていうのは、またこれ悲しいことなので、ぜひね、これはやっていただきたいということを、これは要望をして終わりにしたいと思います。

いいですか。

○議長（吉田憲市君） 海野議員。

○9番（海野隆君） それでは、投票率向上のための方策について質問をさせていただきます。

間もなく3月の22日、我々も4年の任期が終えてですね、いやいや、任期はもつとだ。3月の22日に阿見町の議会議員選挙があります。選挙というのはですね、代表制民主主義を支える極めて重要な仕組みだと思います。本来ですね、有権者の半分以上が投票しないような選挙が代表制民主主義として成り立つのかどうか、これは疑問が呈されてるところでございます。

近年、都市部でのね、区市長選挙や議会選挙では、もう50%をはるかに割り込んで30%とか20%とかっていう投票率が見受けられますが、本当に、これ代表しているのかなあというふうに思うんですが、阿見町におけるね、町長及び議員の直近の投票率では、2016年の町議会議員選挙——前回ですね、これ52.42%、それから直近の2018年の町長選挙、あれだけ激しく一騎打ちで政策も出し合いながら51.73%ということで、辛うじて50%を上回ったという結果でした。近年の投票率の低下の状況からすると、今回の議員選挙でね、50%を切っちゃうんじゃないかと、こういうふうに危惧しております。

総務省、先進的自治体では、投票率向上のためのさまざまな工夫は、これはしております。阿見町でもですね、昨年の中選挙区選から、期日前っていうのかな、投票所を役場本庁舎のほかに本郷ふれあいセンターに設けて、対策を打っているということになります。全国や県内の自治体の中では、駅前投票所、それから大学の中の学内投票所、それから移動投票所。隣村の美浦村では期日前投票所への巡回バスの運行、こういうことをですね、行って、これ国の支援を受けているようですけれども、投票率向上に努力しているということでございます。

そこで、直前に迫った阿見町議会議員選挙での投票率向上のための施策について伺うものでございます。

- 1番、町における投票率の推移について。
- 2番、これまでの投票率向上のための施策及び効果について。
- 3番、今回の議員選挙における投票呼びかけの具体的事業について。
- 4番、移動投票所や期日前投票循環バス等の運行について。
- 5番、白バラ会など、有権者啓発組織の組織化について。
- 6番、中学校における、選挙及び投票率向上に関する学習等について。

以上、質問いたします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） 投票率向上のための方策についての御質問にお答えいたします。

1点目の、投票率の推移についてであります。

町が執行した選挙を選挙別に過去3回分の執行年、投票率の順に数字を申し上げます。

先ほど、議員からも一部御指摘ございましたけれども、阿見町長選挙では、平成22年の55.54%、平成26年、47.34%、平成30年、51.73%となっており、阿見町議会議員選挙では、平成20年、57.11%、平成24年、57.33%、平成28年、52.42%となっております。

2点目の、これまでの投票率向上のための施策及び効果についてであります。

投票率の向上のための施策につきましては、これまでさまざまな選挙啓発活動を実施してまいりました。常時啓発としましては、新有権者と新成人に対して、選挙啓発冊子の配布を毎年行い、若年層へ投票参加の呼びかけを行っております。その他、将来を担う小・中・高等学校の児童生徒を対象に、選挙啓発ポスターの作品を募集し、主権者としての自覚を促してまいりました。

また、選挙時の臨時啓発につきましては、広報あみや町ホームページへの掲載、投票所入場券を送付しての期日前投票期間や投票日等の周知、横断幕・懸垂幕・のぼり旗の公共施設への設置、選挙公報の新聞折り込みによる各戸配布及び公共施設への設置、町内123カ所のポスター掲示場の早期設置、広報車及び防災無線によるアナウンス、図書館の貸し出しレシートへのお知らせの表記、選挙名や投票日を記載した啓発物品の配布など、啓発活動に取り組んできたところです。

また、昨年7月に実施された参議院議員通常選挙では、投票率の向上、混雑緩和及び投票環境の整備による有権者の利便性の向上を図ることを目的として、阿見町役場のほかに本郷ふれあいセンターに期日前投票所を新たに設置いたしました。

こうした中、4年前の参議院議員通常選挙では、県内44市町村中28位であった投票率の順位が、昨年は10位に上昇していることなどからも、期日前投票所の増設や選挙啓発活動の実施が、投票率の向上に一定の効果を与えたのではないかと考えております。

3点目の、今回の議員選挙における投票呼びかけの具体的事業についてであります。

投票の呼びかけについては、まず、期日前投票所を阿見町役場のほかに引き続き本郷ふれあいセンターに設置し、今後も期日前投票制度の周知を図ってまいります。また、投票所入場券を各世帯へ送付する前に、行政区を通して各世帯に選挙のお知らせチラシの配布を行い、有権者に対して重ねて選挙実施の周知を行います。そのほか、先ほど御説明しました選挙時の各種臨時啓発を行うとともに、ツイッター等のSNSを活用した若年層への情報の積極的な発信や、選挙広報物品を早期に設置するなど、これまで以上に投票の呼びかけに努めてまいりたいと考

えております。

4点目の、移動投票所や期日前投票循環バス等の運行についてであります。

投票所までの移動手段がないといった高齢者等の交通弱者に対する移動支援につきましては、人員確保や巡回ルート等の公平性の問題等もございますが、投票機会の確保の観点からも、大いに意義があるものであると認識しております。移動投票所等については、今後、近隣市町村の状況等を調査研究し、実施に向け検討してまいりたいと考えております。

5点目の、白バラ会など有権者啓発組織の組織化についてであります。

いわゆる白バラ会については、選挙が公正かつ適正に行われ、住民の意思を政治に反映させる選挙を行うことを目的とした明るい選挙運動の原動力として、自主的な選挙啓発活動を行っているボランティア団体であることは認識しております。また、市町村によっては、選挙に関する啓発及び広報活動の実施や、有権者の政治と選挙に対する意識向上のための企画及び調査研究などの事業を行うため、明るい選挙推進協議会を設置し、白バラ会などのボランティア団体を中心となり運営しているところもございます。

公益財団法人明るい選挙推進協会によれば、茨城県内において明るい選挙推進協議会が設置されている市町村は、8市町村とのことであります。本町としましても、有権者の政治的関心を深め、政治意識の向上を図っていくべき地道な運動を行うことが、行政として重要であると考えられることから、今後、他市町村の事例など調査研究してまいりたいと考えております。

6点目につきましては、教育長から答弁をいたします。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 次に、教育長湯原正人君。

○教育長（湯原正人君） はい。6点目の、中学校における選挙及び投票率向上に関する学習等についてであります。

中学校では、第3学年社会科公民的分野において、選挙に関する具体的な事例を取り上げながら、選挙に参加することの重要性についての理解を深め、主体的に政治に参加することについての自覚を養う主権者教育を行っております。それ以外にも、3年後に有権者となる「18歳のわたし」へ向けたメッセージハガキを書いたり、実際の選挙で使用される投票箱を使用して生徒会役員選挙を行ったりする活動を通して、選挙に対する関心を高めることができると考えております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は11時15分といたします。

午前11時03分休憩

---

午前11時15分再開

○議長（吉田憲市君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

海野議員。

○9番（海野隆君） 御答弁ありがとうございました。

それでは再質問をさせていただきます。

まず最初にですね、各自治体でそれぞれ工夫をした投票率向上のための方策の中で、美浦村の期日前投票バスの運行について、再質問をさせていただきます。答弁にもございました。

それで投票率と投票所の数は比例しているというふうに言われています。今、町内は多分17カ所、投票所があると思いますね。17カ所って言うと結構1番遠い人は結構ね、歩いていくのにはなかなか困難な状況にあると思います。もし、これを類似公民館、集会施設でね、全部やるとすれば、それは相当多分上がるんじゃないかなというふうに思います。

しかしこれはね、一定の予算の中、人員配置の中でやるので、それなかなか難しいと思いますが。私もですね、今、議会活動、政治活動の中でいろいろ歩いているところを見ると、なかなか投票所までこの人が1人で行くのは難しいなあという人が結構おります。本当に車に乗せて連れて行きたいぐらいな気持ちがあるんですが、それは置いといてですね、やっぱり障害者の人も、それから高齢者の人もですね、やはり身近に投票所があると、投票意欲、これ湧いてくるんじゃないかなと思います。

しかしそうは言ってもですね、人員的なね、ものがあるのでできないという状況の中で、今回美浦村が、さきの参議院選挙と今回の村議会議員選挙、この2回。で、さきの参議院選挙は、ちょっとこれは不確かなので教えてほしいんですけども、国のね、支援を受けているというふうに聞いたんですけども。期日前投票の巡回バス、これを実施したということなので、この状況について把握しているのをちょっと教えてください。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。小口部長。

○総務部長（小口勝美君） はい、お答えいたします。

議員御指摘のとおり美浦村では投票のための移動支援として、記述前投票のための巡回バスを運行しております。この巡回バスは、記述前投票期間中の1日のみですが、マイクロバスを2台使用しまして、村内全域を午前2ルート、午後2ルート、合計4ルートで運行しているようです。

利用実績としましては、4ルート全ルート合計の利用者になりますが、直近の村議選が11名、参議院選挙が9名とのことです。経費については、1日10万円前後というふうに伺っております。

また国の支援等ですが、これは国・県の選挙の場合は、通常選挙の経費として委託金で見られると。自治体単独の選挙の場合は、それぞれ自治体の一般財源からの支出ということになります。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 海野議員。

○9番（海野隆君） 経費についてはね、国・県の場合には国・県が出すということなので、負担はないということで。阿見町だったら、町長選挙とか町議会議員選挙はそれぞれ自分でやりなさいと。これ費用対効果からするとどうかなって感じはあるけども、試みとしてね、多分試行的にやられたものだというふうに思います。

それで今後ね、日本の投票制度が現行のようなままでずっといくのかどうか。これは多分そうはならないんじゃないかなと私は思います。今も税金については、ネットでね、自宅から申告ができるわけですね。ですから今後、本人認証の関係とか、いろいろ利用する人は限られるにしても、ひょっとしたら若い世代とか比較的投票率が低い世代について、インターネットを使ったね、投票が行われていくのではないかなと私は思います。実証的っていうか、試行的なね、実験はやっているようですけども。それは、しかし先の話なので、当面どうするかって話なんですけども。

それで、先ほどの答弁を聞くとね、さまざまな手だてを使ってね、選挙啓発それから投票率向上のために努力をされているというのは、それは認める場所ですけども、1つだけね、やってほしいということがあって、それは最近町外から移ってくる人たちもたくさんおります。3カ月間居住してれば投票権ありますよね、ですよね。そうすると、投票所、紙ベースではね、たくさん出てきますけれども、実際には行ったこともない、見たこともないっていう人がたくさんいるのではないかなと思います。

それで、例えば期日前投票所だったら、本郷ふれあいセンター。本郷ふれあいセンターはみんな知ってるかもしれないけれども、そこにですね、案内版の掲示をお願いしたいなど。よく我々が、国会議員なんかを呼ぶ場合ですね、「誰々さん来る」などと言ってですね、捨て看板というのを立てます。何月何日に撤去しますなんていう形でね。そうすると、視覚に訴えて人を呼ぶような形で使いますけれども、それと同じような効果があるのではないかなと。

案内所兼、やっぱり選挙啓発ということで、投票所案内掲示の看板設置を本郷ふれあいセンターだったら、そうね、30本ぐらい周囲にね、やっていく。カスミの前のあたりとかね、やっていくと、それなりに視覚的効果があつていいんじゃないかなあと。願わくば17カ所、町内の投票所周辺にですね、立てるといえることがあれば、投票率向上に有効ではないかなあというふうに思うんですね。

これは予算はもう、予算書出しちゃったと思いますが、捨て看板って安いものなので、捨て看板するか恒常的な看板にするかは別としてですね、そういう形でできないものかなあというふうに思うんですが、その点いかがでございましょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。小口部長。

○総務部長（小口勝美君） はい、お答えいたします。

投票所の場所等についての案内については、海野議員のほうからもおっしゃいましたが、町のホームページや投票所入場券に地図を掲載して周知しているところです。議員御提案の案内板の設置につきましては、確かに場所の案内とともに啓発的な意味もあるというふうには考えております。特にですね、今回新たに設置した期日前投票所本郷ふれあいセンターですね、その周辺においては、今回増設後間もないということですから、今回の町議選においては、その辺を中心に、案内看板を設置する方向で検討していきたいと思っております。

また、設置枚数については、ちょっと予算の範囲内で、より効果的に効果が図られるような形で、設置のほうをしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○9番（海野隆君） はい。前向きな御答弁、ぜひともね、実現できるようにお願いしたいと思えます。

次、白バラ会の関係なんですけれども、私が調査した段階ではね、白バラ会を設置している市町村はですね、設置してない市町村より投票率が高いというね、統計がありました。行動統計学っていう学問あるんですけども、その論文の中でもね、地域活動っていうのは投票行動をやっぴり促すという形になってるようなんです。それでなかなかね、そうは言っても、白バラ会高齢化したりしてね、やめてしまう、実質的にはあるんだけどやめているっていうところもあるようなので、町としては大学もたくさんあるので、若者による白バラ会活動っていうのかな、新たな。そういう形をぜひやっていただきたいなというふうに思います。これは後でじっくり検討していただいて、やっていただきたいなと思います。これは要望で終わりにしたいと思えます。

続いて、学校に関することなんですけれども、ごめんなさい。こっちか。

あ、その前に、新型コロナウイルスの関係なんですけれども、その投票所、17カ所。最近、私も映画会を企画して、そしたらキャンセルが結構多いんですね。それは結局人混みのところに行きたくない、こんな話で。マスクでも用意しようかなと思ってなけなしの60枚入りのね、マスクのケースを用意したんですけども。この投票所もやっぱり同じような形で人がたくさん出入りするんで、当然投票する人、それから投票を管理する人、こういう方に対してもですね、新型コロナウイルスに対する対応は必要だと思いますが、どういう対応になってるかちょっと

教えてください。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。部長。

○総務部長（小口勝美君） はい、お答えいたします。

新型コロナウイルスの対応につきましてですが、確かに議員おっしゃるとおり、非常に投票率にも影響しかねないような状況にもなっております。そういう中で、町として、町の選挙管理委員会としましては、全ての期日前投票所及び各投票所ですね、に消毒液を設置するなどの現在準備をしているところです。有権者の皆さんが安心して投票していただけるように、対策に万全を期していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 海野議員。

○9番（海野隆君） 町民に対してアナウンスしていただければありがたいと思います。

教育委員会のほうに入りますけれども。まずね、第1番目なんですけども、成人式典の関係なんですけども、成人式、議員とか学校、中学校のあれ、学校長会長だっけ。それと選挙管理委員長が、毎回来賓で呼ばれますね。それで議長はね、議会を代表してお話をする機会があって、町長と議長が新成人に対する祝辞を述べて、選挙管理委員長は余り出番がないんですよ。

お聞きすれば、いろいろ配布物の中に選挙啓発についてきちりあるんだと。成人式二つの大きな意味があると思うんですね。これから18歳になって、成人式そのものもね、どういうふうになるか、最終的には決定してないと思うんですけれども。1つはね、やっぱり選挙権を獲得すると。それからもう1つは契約行為が保護者なしにできると。言ってみると、自立した一人前の大人として認められるということだと思っんですね。

ですから、その2つの意味で重要。で、選挙権はやっぱり国、都道府県、市町村、これのやっぱり主体として政策決定に参加できると、間接的であれ。こういう意味合いがあるので、私は毎年選挙管理委員長にですね、今の栗山委員長にもですね、挨拶するように言ってなんていう話をしたんですけども。そういう機会をね、つくってもいいんじゃないかなと思いますが、これいかがでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長……。総務部長小口部長。

○総務部長（小口勝美君） 選挙管理委員会の委員長に関することですので、私のほうから答弁のほうさせていただきます。

議員御指摘のとおりですね、町の選挙管理委員会の委員長が成人式において出席して、新成人に直接選挙の意味について語りかけることについては、大変意義があるものと考えております。選挙管理委員会の委員長による式典での啓発については、今後所管の教育委員会のほうと

も調整を行いながら検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 海野議員。

○9番（海野隆君） これも検討していただけるということで、お願いをいたしたいと思えます。

これ最後の質問ですね。学校におけるね、特に中学校3年生ってさっき御答弁がありましたけども、その場で公民的分野で、実際の選挙について取り扱うということなんですけど、以前ね、あれ小学校6年生だったかな、5年生だったかな、こども議会というのやってですね、それでやっぱり議会の仕組みとか、そういうことを学習する機会をつくったということで、それはそれなりにですね、意義のあったことではないかなと思いましたが。何回か忘れちゃったけども、いつの間にかね、なくなっちゃって、どうなってるのかなと思ってるんですが。まずね、実施と、そのあとの成果みたいなものをですね、ちょっと言っていただければありがたいと思います。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長東治樹君。

○指導室長（東治樹君） はい、お答えいたします。

以前に、そういうこども議会等が実施されていたということですが、それについての検証結果というものは手元に資料がございませんので、後で確認してからお答えさせていただきたいと思えます。

○議長（吉田憲市君） 海野議員。

○9番（海野隆君） それなりにね、やっぱりその成果はあったのではないかと思います。それが直接的に成果になったかどうかかわかんない、これもね。小学校6年生だったら12歳だから、今となっては6年ね、前だっていうと8年ぐらいたつのでね。ただね、私はその当時、できればね、議会を、今の議会、今日誰も議会いませんけど、インターネットで見てるっていうのはあるかもしれないけど。ぜひね、中学校の生徒、1年生が2年生がわからないけども、3年生忙しいからね、そういう機会に議会をね、見ていただきたいという気持ちがあるんですね。

やっぱり実際、ほかの市町村でね、議会傍聴というのがあって、これはやっぱり感動してるわけですよ。やっぱり地域の大人たちが自分たちの学校とか教育とか福祉とか、いろんな問題について議論をして決めてくれると。こういうことで、ぜひね、議会傍聴を授業の一環として組み込んでくれればありがたいなというふうに思ってるんです。

こども議会はね、多分ね、学校も生徒も、これ準備に大変だと思うんですよ。執行部も大変だと思いますけれども。これを見てもらうっていうのはここに来てもらうだけで、しかも生の本当の議会になりますので、これを……。

○議長（吉田憲市君） 海野議員，時間が迫っております。

○9番（海野隆君） はい。これを検討していただけるかどうかということを知りたいと思います。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長東治樹君。

○指導室長（東治樹君） はい，お答えいたします。

学校とですね，児童生徒の意見，それから他市町村等の取り組みを確認しながら，前向きに検討してまいりたいと考えております。

○9番（海野隆君） はい，よろしく申し上げます。

○議長（吉田憲市君） これで，9番海野隆君の質問を終わります。

次に，8番永井義一君の一般質問を行います。

質問席に移動してください。

8番永井義一君の一般質問を許します。登壇願います。

〔8番永井義一君登壇〕

○8番（永井義一君） 皆さん，こんにちは。日本共産党の永井義一です。

早速，質問に移りたいと思います。

最初に住宅リフォーム助成制度についてです。

安倍内閣は，昨年10月に消費税率を8%から10%に上げました。内閣府が17日に発表した昨年10月から12月期の国内総生産速報値は，物価変動の影響を除いた実質で前年比1.6%の減で，同じペースで下落が1年間続いた年率換算では6.3%の大幅な落ち込みとなります。ちょっとこれ時事通信社のグラフなんですけども，こういった形ですがたんと落ちているということでもあります。これが今の日本経済の実態ではないでしょうか。

安倍内閣が強行した消費税率10%への増税が，家計と日本経済を直撃しているのです。イギリスの経済誌エコノミストの電子版では「安倍晋三は2度目の消費税率引き上げを行い，最大の経済的愚策を繰り返した」と報じています。記事では，日本の家計は消費税引き上げの痛みを極めて敏感だと。GDP縮小の要因をそう分析しております。この10月から12月の期間，これはクリスマスや年末商戦などの時期と重なっていますが，GDPの約6割を占める個人消費は2.9%の減となりました。また，住宅投資は増税後の新規着工件数の低下が響き2.7%の減ということになります。

このように経済が低迷しているときに，地域を活性化させる起爆剤となるのが，県内18市町村の実施している住宅リフォーム助成制度ではないでしょうか。御承知のとおり平成26年に小規模企業振興基本法が施行されました。全国385万の中小企業で，そのうち9割が小規模事業者と言われており，地域の経済や雇用を支える極めて重要な位置にあります。経済の好循環を

全国津々浦々まで届けていくためには、その活力を最大限に発揮させることが必要不可欠ではないでしょうか。

この住宅リフォーム助成制度で、県レベルで行っている秋田県では、利用件数が1万3,921件、19億7,190万円の助成で、300億の工事を行い、経済波及効果は1.55倍にも上っています。また、京都の与謝野町というところですが、3年間で2億6,400万円補助金として交付し、約40億の工事が町内で行われ、工事費に対して経済効果は1.61倍、補助金に対しては23.84倍にも及んだということが言われております。

この調査を行った京都大学では、町内商工業の活性化に資するという制度の目的を果たすものだったことを実証する結果が得られた。そのような結論をつけております。この制度の縛りは、当該市町村の業者に施工をお願いする、これが原則となっております。そのことで町内にお金が回る仕組みをつくっているということです。

土浦市ではこの事業を実施した結果、予算の17倍の経済波及効果を上げました。県内の18市町村でも工事費の10%、限度額10万円。これはほとんど18町村そうなんですけども、限度額10万円で実施しており、もちろんこの施工業者も土浦市に限定しているということです。この制度は、町内業者を使うことで町の活性化につながると思います。そのことから今回、この住宅リフォーム助成制度の実施について質問いたします。

よろしく申し上げます。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 永井議員の、住宅リフォーム助成制度についての質問にお答えいたします。

まず、中小企業の施策になりますが、地域経済対策として、町商工会が実施するプレミアム付商品券事業に対する支援を平成30年度に復活し、販売総額を5,000万円から1億円に拡大しております。また、中小企業金融支援事業として自治金融制度を活用し、事業資金の融資・保証の斡旋を実施しており、地域経済の活性化、消費促進並びに商工業の振興を図るため、支援事業に取り組んでおります。

次に、住宅施策についてですが、防災、減災を目的に、昭和56年以前に建築した木造住宅に対し、耐震性能を確保するために実施する診断、設計及び改修に対し、その経費の一部を支援する助成制度の運用を開始しております。しかしながら、部屋の模様替えや台所設備の取り替え等住宅リフォーム工事は個人の財産の価値を高める性格のものと考えており、現時点では、耐震、福祉を目的に行われる改修工事の支援を優先したいと考えております。

以上のことから、住宅リフォームの助成事業の創設は考えておりません。

なお、長期優良住宅化リフォーム推進事業等の国の支援制度については、積極的に周知を行ってまいります。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 永井議員。

○8番（永井義一君） 先ほども述べたんですけども、阿見町の経済状況、これは国と変わらないと思います、現状では。町では福祉関係でのリフォームとかですね、助成とか、定住促進の三世同居・近居促進事業、あと耐震診断、耐震改修などを行って、ここにも、回答にもありますけども、このプレミアム付商品券の実施も行って、町としてはお金を町内に循環させているという感覚があるかと思えますけども、今回の回答の中で、この住宅リフォーム助成制度についてですね、個人の財産の価値を高める性格のものという文章がありますけども、私これ2回目、3回目かな、質問したんですけども、前回の、前町長と同じようなことが書かれているということで、非常に残念な部分があるんですけども。しかしですね、現状の中で少しでも暮らしやすくするっていうことは、必要なことではないかと思えます。

この住宅リフォーム助成制度を行っている自治体の中で、境町の事業概要をちょっと見てみますと、「地元企業の活性化を図り、潤いのある快適な住環境づくりを支援するため、住宅リフォームに係る経費の一部を助成する」という形で事業概要が書いてあります。県内で18市町村がやられてるんですけども、ほとんど同じような形で、基本的に町内業者を使う中でお金を循環させて、町民・市民・村民の住宅環境をよくしようというような形でやられてるんですけども。

改めてちょっとお伺いしたいんですけども、町内にお金を循環させるという観点からあるこの住宅リフォーム制度なんですけども、そのところをですね、いろんな施策等々ありますけども、お金を町内に回すっていう観点での住宅リフォーム制度、そういった観点からは検討できないでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長湯原一博君。

○産業建設部長（湯原一博君） はい、お答えいたします。

町内にですね、金を回すためにリフォーム制度は有効じゃないかというようなことだと思います。その件につきましてはですね、確かに住宅のですね、建設、または建設だけじゃなくてリフォームにつきましては、非常に裾野が広いというふうに言われています。建設業者だけじゃなくてですね、波及効果とかいろいろあると思います。一次波及効果とか二次波及効果、いろいろな……。せっかく新しくしたんだからほかもやってみましょうとか、いろんなことがあるかと思えます。

ただですね、こちらのですね、制度について、全国的にですね、広がってるということは認識しております。ただですね、このことですね、町内業者に限定することで地域経済活性化につながるということはあるんですけども、このことにですね、町がどんなふうにかかわっていくかっていうことはですね、やっぱり個人の財産の価値を高めることになってしまう。ほかの施策のほうがいいんじゃないかというようなふうを考えるわけです。

特にですね、リフォーム業者とかですね、確かに裾野は広いんですけども、どっちかというところとやっぱり業者が偏ってしまうというふうに考えます。今、町が行ってるプレミアム商品券はですね、一応一定のですね、業種だけじゃなくてですね、いろんな業種に使える。そういう観点からですね、決してですね、リフォーム業者に渡すことが悪いとは言いませんけども、町としてはですね、全体にお金を回すという観点からですね、こういう施策をとっていきたいというふうに思ってます。

○議長（吉田憲市君） 永井議員。

○8番（永井義一君） 町としても商工業全体として、何て言うんですかね、潤うようになっていくんですか、というような考えがそうなんですけども、やはり今の状況の中で、やはり先ほど、このグラフにもあるとおり、かなり経済は冷え込んでいるわけですよ。私たち自身も、やはりその10%になってしまったということからなかなかその大きいお金の動かしてなかなかできない。

その中で、やはり家が、お風呂が壊れたとかいろんな形、水漏れするだとかいろんな状況がある中で、やはりそういったところで1つこの住宅リフォームがあれば、直す弾みになるのかなということを考えてんですよ。

で、ちょっとお伺いしたいんですけども、町のほうでですね、私質問のところでは18市町村ということで提起しましたけども、町のほうとしてその18市町村の実態等々は調べたことありますか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。湯原部長。

○産業建設部長（湯原一博君） はい。18市町村全部ということではないんですけども、近隣市町村についてはですね、どこまでってということありますけども、詳しくまではちょっとあれですけども、一応少し調べてみました。はい。調べてみましたけども、予算額とか件数とか、そういう程度ですけども、土浦市、かすみがうら市、桜川市、小美玉市、美浦村、それについてはですね、予算、件数等は調べてあります。

○議長（吉田憲市君） 永井議員。

○8番（永井義一君） いや、その予算と件数調べて、そのところで実態をどうだったのかってところは調べておりませんか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。湯原部長。

○産業建設部長（湯原一博君） 実態っていうかですね、売り切れてるとか、補正を取ってるとか、好評だったということはあるかと思えます。

○議長（吉田憲市君） 永井議員。

○8番（永井義一君） 最後のところがちょっと聞き取れなかったんですけど、もう一度お願いします。

○議長（吉田憲市君） 湯原部長。

○産業建設部長（湯原一博君） 当初予算を組みまして、そのあと補正してるということがありますから、好評だったんじゃないかというふうには推測できます。

○議長（吉田憲市君） 永井議員。

○8番（永井義一君） 今ね、部長のほうからも、答弁の中でも当初予算からなくなってしまったから、補正でそれを追加するというような形で行われていると。以前LEDのね、やつで、あれもなくなってしまったので補正したということで、かなり好評だったということがあると思うんですけども、やはり……。ちょっと待ってください。

ちよつとこちらのほうで調べた中で、2013年の段階で茨城県の中で12市町村だったんですけども、これが今回18町村に、そんだけ拡大しているということは、やはりそれなりのものがあったんじゃないかと私は推測するわけですよ。ですから、ぜひとも阿見町でという話をしたんですけども、今の回答はわかりました。

ちよつと、改めてもう1つお聞きしたいんですけども、この回答の中でですね、最後のほうにこの長期優良住宅リフォーム推進事業、これ国でやってる事業かと思うんですけども、これについてちよつと説明してください。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。湯原部長。

○産業建設部長（湯原一博君） 長期優良住宅化リフォーム制度、これは質の高い住宅ストックの形成及び子育てしやすい環境の整備を図るため、既存住宅の長寿命化や、第3世代同居の実施に資するリフォームに対し、国が事業の実施に要する費用の一部について支援する事業です。そういうことです。

○議長（吉田憲市君） 永井議員。

○8番（永井義一君） 私が持ってるやつと同じやつを多分持ってるのかな。同じ文面だったんですけども。これ補助率をちよつと教えてください。

○議長（吉田憲市君） 湯原部長。

○産業建設部長（湯原一博君） はい、補助率ですか。まず補助率は3分の1、いろいろなものがあると思います。上限がいろいろあるということですね。一応補助率が3分の1ということ

です。

○議長（吉田憲市君） 永井議員。

○8番（永井義一君） そうですね。私もこの補助率3分の1って見てちょっとびっくりしたんですけども、国のやってるところではかなり高い補助率だなと思うんですけども。今回ね、私のほうで調べた中では、この住宅リフォームに関しては上限10万円、または工事費の10%、どちらか高いほうということなんですけども。今の長期優良住宅リフォーム推進事業、これに関しては、別に町内云々かんぬん、そう縛りももちろんなくいろいろやられてるかと思うんですけども。この補助率3分の1ってあったんですけども。

この回答の中でもですね、積極的に周知を図ってまいりますということが回答の中で書かれているんですけども、阿見町の中でこれを利用している方とか世帯って言い方するのかな、はどのぐらいあるんですか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。林田課長。

○都市計画課長（林田克己君） はい、お答えいたします。

こちら国の補助金になりまして、申請が県のほうになります。町の申請ということではないので、直接どのくらいの件数が上がってるかというのは把握してございません。

○議長（吉田憲市君） 永井議員。

○8番（永井義一君） 把握してないわけ。これ県に聞けばわかることですよ。積極的に周知してまいりますという回答なのに、町で、じゃあどのぐらい使ったのか把握してないっていうのは、これちょっとおかしいんじゃないかと思うんですよ。こう書かれれば、こういう質問が来るんだなと想定はある程度できるかと思うんですけども。それちょっと今わからなければ、後で調べてもらえますかね。

○議長（吉田憲市君） 林田課長。

○都市計画課長（林田克己君） はい、お答えいたします。

お調べして、わかり次第回答させていただきたいと思います。

○議長（吉田憲市君） 永井議員。

○8番（永井義一君） はい、それひとつお願いします。

この中で、国の制度の中の長期優良住宅リフォーム推進事業、これはあくまでも国の制度で国のお金でということで、町としては関係ないんですけども。私が今回この住宅リフォーム制度に関しては、町の中でお金を回すことによって町を活性化する1つの方法じゃないかなということで質問しました。残念ながらね、考えておりませんという回答だったんですけども。

地方自治体はですね、やっぱり今、国が相当、先ほどのこの速報値でもわかるように、消費税増税、これからコロナウイルスなんかが多くなってくる中で、消費の非常に冷え込みが起き

て来るだろうと。観光業界なんか特にそうかと思うんですけどね。そういった状況の中からですね、国の状況、悪政からね、やっぱりその市民、町民を守るものが地方公共団体の役割じゃないかと私は思います。このね、今経済が落ち込んでるときに、それを助けるのがね、役目だと私は思っております。

その中でね、やはり先ほども言いましたけども、7年前の調査で、これ茨城県ですけども、12市町村だったのがね、18市町村に今度は拡大しているということはですね、やはり経済効果が実証されてて、各市町村、これ全県的にもそうだと思うんですけども、それがどんどん増えているんじゃないかと私は思います。

そういったこの制度の必要性を、市町村の中で感じたところがどんどん行われてると思うんですけども、阿見町としても、ぜひともね、この住宅リフォーム制度、今回、私のほうでこれ1つ質問しましたけども、またいろいろな機会において質問をしますので、ぜひとも検討していただきたいと思ひまして、これで1問目を終わります。

○議長（吉田憲市君） ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午後1時といたします。

午前11時57分休憩

---

午後 1時00分再開

○議長（吉田憲市君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、10番平岡博君、16番久保谷実君が退席いたしました。したがって、ただいまの出席議員は16名です。

湯原部長。

○産業建設部長（湯原一博君） 先ほどですね、永井議員から御質問があったですね、長期優良住宅化リフォーム制度の件数ですけども、平成28年度から制度がスタートいたしまして、28年度から現在まで県全体で5件、阿見町ではゼロです。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 8番永井義一君。

○8番（永井義一君） とりあえず、今の回答はわかりました、はい。

じゃあ、2問目に。

○議長（吉田憲市君） はい。

○8番（永井義一君） じゃあ2問目の防災行政無線についてお伺いします。

阿見町の共産党が昨年実施した町民アンケートの中で、防災行政無線に対して、聞きづらい聞こえないという声が寄せられています。幾つか意見を読みますと、声がこもってしまっている感じでよく聞こえない。特に雨が降っているときなど聞き取れない。雨・風のときは戸を閉

めていますのでよく聞こえません。近くにスピーカーのある方はうるさいと言っています。屋外に出ないと言っていることがわからない。何を言っているのかわかりません。

無線がほとんど聞き取れずスマホのメールで町の情報を受けています。スマホや携帯のない人には、戸別受信機をレンタルしたらどうでしょうか。あとは、若者には聞こえるが、高齢者には聞こえないかも。あと、騒音公害でしかない。近くの音声と重なり合って聞き取りにくい。防災メールに登録していますが、今回の台風のときのメールの多さに驚きました。もう少しまとめることはできませんか。妙にゆっくりのため、かえって聞き取れない。

このようなね、全部じゃないんですけども、同じような形で集めてもらったものをちょっと言いましたけれども、実態としてこういった意見が書かれておりました。集計してみるとですね、約72%の人が聞きにくい、聞きづらいというふうな形で答えています。それであと16%の人が戸別受信機が欲しいというような回答が寄せられています。前回の一般質問の中の回答では、まだ設置したばかりということを書いていましたが、設置して四、五年たちます。そろそろ抜本的な対策を考えるべきではないでしょうか。

また、戸別受信機にしても、先ほど言ったように16%の人が望んでいるということがありまして、改めて戸別受信機の各家庭への配置、これも求めたいと思います。

以上です。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） 防災行政無線についての質問にお答えします。

防災行政無線は、災害時の情報伝達を目的として設置しているものであり、迅速かつ確実に伝えるための手段として重要なものであります。しかし、音声で情報を伝達するため、聞こえ方や伝わり方が一定ではなく、気密性の高い屋内、特に雨戸やサッシ等で閉め切っている場合は、放送内容が聞き取りづらい、あるいは聞こえないことがあります。また、風雨等の気象状況によって音が遮られたり、反響が原因で、放送を聞く場所によっては聞き取りづらくなることもあり、防災行政無線の1つの手段だけで町内全域に情報を伝達するというのは、極めて困難であります。

そのため、防災行政無線の難聴補完策としましては、昨年の第4回定例会において難波議員の一般質問でもお答えしましたが、放送内容の確認手段として、専用フリーダイヤル「0120-131-813」を設けているほか、町ホームページ・あみメール・ツイッター・Lアラート等によるメディアからの報道、土浦ケーブルテレビの防災情報サービス、緊急速報メール——いわゆるエリアメールを活用し、でき得る限りの手段により情報発信を行っているところであり、情報伝達手段の多様化に取り組んでおります。

こういった防災情報の伝達手段につきましては、今後も広報あみを初め、さまざまな媒体を

通じて周知に努めてまいります。なお、防災行政無線の屋外子局の増設についても、今後の町内の都市基盤の整備状況等を勘案しながら、中長期的に検討してまいります。

次に、戸別受信機についてですが、現在戸別受信機は「阿見町防災行政無線戸別受信機取扱要綱」に基づき、町の行政施設やその他公共施設、公会堂等の集会施設、学校や病院・福祉関連施設、大規模商業施設や工業団地企業のほか、町内の土砂災害警戒区域の居住者などへ、計228カ所設置をしているところであります。

議員御指摘の、戸別受信機の各家庭への設置についてですが、戸別受信機を全世帯へ配布することは、財政的に厳しい状況でもありますので、現時点では土砂災害警戒区域以外の各家庭への設置は考えておりませんが、現在、戸別受信機の補完措置として、土浦ケーブルテレビ株式会社と「行政告知放送の再送信に関する協定」を締結し、各家庭に設置する土浦ケーブルテレビの専用端末から防災行政無線の放送内容を聞くことができるシステムも取り入れております。

今後も町民の皆さんへ、防災訓練や研修会等を通じて、防災情報の入手方法について周知啓発を行ってまいります。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 永井議員。

○8番（永井義一君） 再質問させていただきます。

町に今ある防災行政無線ですけども、これ他の市町村もね、同じような形でやられているかと思うんですよ。先ほどアンケートなんかの意見の中で聞きづらいとか聞こえないとかいろいろありましたけども、他の市町村でも同じような状況になってるのか。それちょっと、もしわかればお願いします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民生活部長高須徹君。

○町民生活部長兼生活環境課長（高須徹君） はい、お答えいたします。

地域によっても、地形とか状況も違うかと思えますけれども、近隣の市町村で設置しているところにおいては、同じような問い合わせ等が寄せられるというふうに聞いております。

○議長（吉田憲市君） 永井議員。

○8番（永井義一君） 大体ね、どこも同じような形で、市町村困っているかと思うんですけども、先ほどの質問の中で、前回の質問ではね、まだ設置して間がないということだったんですけども、四、五年たつわけなんですけども、町としてはその辺の聞きづらいついていうのは多分もう初年度から話が聞いているかと思うんですよ。そういった形で、その改善方法をもしやってればお願いします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。高須部長。

○町民生活部長兼生活環境課長（高須徹君） はい、お答えいたします。

聞き取りづらいついてというような地域等については、担当のほうで現場に実際に出向きまして、状況のほうを確認しております。また、ちょっと別になりますけれども、そういった防災無線も伝達方法の1つでございますので、多様な伝達手段で補完しているということも御説明させていただきながら、御利用いただいているという状況でございます。

○議長（吉田憲市君） 永井議員。

○8番（永井義一君） 町としても四、五年たつわけなんで、いろいろ改善なされているかと思うんですけども。あとですね、今回この防災無線、実際、最初の段階から金額的にはどのぐらいかかっておりますか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。高須部長。

○町民生活部長兼生活環境課長（高須徹君） はい、お答えいたします。

設置するに当たっての事前調査関係から、平成23年度ごろから始まりまして、実際に配備されたまでの総合的な経費につきましてははですね、約5億9,000万円程度費用が費やしております。

○議長（吉田憲市君） 永井議員。

○8番（永井義一君） 設置前からね、今、話で5億9,000万。かなりの金額がかかっているかと思うんですけども、とりあえず、これから先に関しても少しかかると思うんですけど、これちょっと事前に言っておかなかったんで、あれですけども、これから先の見通しってのはどのぐらいかかるか、もしわかればお願いします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。高須部長。

○町民生活部長兼生活環境課長（高須徹君） 例年の維持管理経費は引き続きかかりますし、また防災無線のこれからの増設とか、そういう点につきましてははですね、総合的にいろいろ検討した上で、まだはっきりとした増設計画とか、そういうことは打ち出しておりませんので、まだ具体的な防災無線に関してのことは、これからの中で検討してまいりたいと思っております。

○議長（吉田憲市君） 永井議員。

○8番（永井義一君） 今後はこれから検討……。でも、検討するにしても実際お金っていうのはかかるわけです。メンテナンスとかね。それはありますよね、はい。

それですね、5億9,000万今までにかかっているということで、かなりかかったなと思うんですけども。ちょっとこれこの前ね、常総水害があったときに住民の人、これは多分常総市で聞いたんだと思うんですけどね、避難指示等の入手手段として、屋外スピーカー——今回の防災無線ですね、屋外スピーカーと回答した住民が半数を占めたが、音声聞きづらかったと

の意見があったっていうことがあるんですけども、その中で戸別受信機がね、極めて有効な手段だということをはっきり言っているんですよ。

あと、これは県内ではないんですけども、平成28年の糸魚川大規模火災。延焼範囲内の世帯に戸別受信機が整備されており、火災発生が迅速に伝達された。こういった形で、やはり災害においてすぐに気がつく。特に火災ってというのは家の中にいて、ほかのところが燃えててもなかなか気がつかない部分があるかと思うんですけども。そういった形でね、戸別受信機がかなりこれから普及しようということで、これ国のほうから言っているんですけども。

あれ総務省のほうでね、ちょっと見てたらあったんですけども、総務省消防庁ですね。は、台風や大雨などの際に住民に避難情報を伝える防災行政無線の戸別受信機について、配備が十分進んでいない市町村を対象に計1万台程度の設置を支援する方針を固めた。2019年度補正予算に関連経費として盛り込むことで、国としても、この戸別受信機のほうをね、やっぱり推してというか、進めているという実態があるわけなんですけども。

今、町としてこの戸別受信機、ここに書かれてるとおり、町の行政施設や公共施設、公会堂とか集会施設、また福祉関係、病院、あとは土砂災害のね、地域ということで228カ所ということ書いてあるんですけども、町として、この戸別受信機をもうちょっと増やすという方針はありますか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。高須部長。

○町民生活部長兼生活環境課長（高須徹君） はい、お答えいたします。

ええ。いろいろな伝達手段の中での1つとしての戸別受信機というの、検討していらっしゃる所でございますけれども、戸別受信機につきましても、先ほど議員のほうからありましたように、国もですね、それに対して、ちょっとてこ入れみたいなのも考えているのを受けて、民間のそういった戸別受信機のメーカーさんであるとか、そういうところもですね、いろいろさらなる開発を進めているようでございますので、これからいろいろな改善と、コスト面でも軽減が図られるのではないかとこのところ踏まえて、今後手段の1つとして検討していく予定でございます。

○議長（吉田憲市君） 永井議員。

○8番（永井義一君） ぜひとも、そういった方向で進めていただきたいんですけども。今、部長のほうでコスト面の話がありましたけども、実際戸別受信機、もちろんぴんきりかとは思いますが、今の阿見町にある防災行政無線と合うようなデジタル関係のやつになってくるかと思うんですけども。今コスト面と話あったので、具体的にどのぐらいのものを……。まだ考えてなかったらこれから検討するでも構わないんですけども、もし検討しているのであれば、ちょっとそれ教えてください。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。高須部長。

○町民生活部長兼生活環境課長（高須徹君） はい。具体的な検討は入っておりませんが、既に県内でも設置されている戸別受信機を入れている自治体さんを聞きますと、現時点での導入、設置1台当たり約20万円程度というふうに聞いております。

○議長（吉田憲市君） 永井議員。

○8番（永井義一君） 20万円っていうのはかなりね、高額になってくるんで。ちなみに町で今228台入れてますけども、それは幾らのやつなんですか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。防災危機管理課長白石幸也君。

○防災危機管理課長（白石幸也君） はい、お答えします。

現状整備している、運用してる戸別受信機の費用ですよ。機械本体が三、四万から5万円、本体の金額ですね。プラス、阿見町の場合は、機械本体プラスアンテナを各配備箇所に配備しておりますので、それを合計して、その当時は、二百二十数基導入した当時は、たしか1基当たり十数万円だと思います。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 永井議員。

○8番（永井義一君） 1基当たり今、本体とアンテナを含めて十数万円という話でしたけども。もう配備してからね、何年かたつんで、多分もうちょっとコストダウンしているかなとは思いますが、ぜひともね、その辺は検討していただきたいんですけども。それはお願いします。

それで、あと回答の中にですね、土浦のケーブルテレビのことが書いてあります。ケーブルテレビ、私のところはまだ加入はしてないんですけども、このケーブルテレビで行政告知放送の再放送に関する協定というのを締結したということが書かれているんですけども、今まで阿見町の中でケーブルテレビ加入世帯ってというのはどのぐらいなんですかね。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。高須部長。

○町民生活部長兼生活環境課長（高須徹君） はい、お答えいたします。

御承知のようにケーブルテレビ阿見町内、まだ全域はカバーされておませんが、今契約世帯数ですか、こちらJ:COMさんの現在、令和2年の2月現在でございますけど、5,496世帯というふうに報告を受けております。

○議長（吉田憲市君） 永井議員。

○8番（永井義一君） そうですね、阿見町約1万9,000ちょっと世帯あるかと思うんですけどね、まだまだ世帯数があるんですけども。あとこのケーブルテレビなんんですけども、町内全部

はまだ、通信が行ってないっていうんですか、実際どのぐらいの面積ぐらいを網羅してるんですか。わかればお願いします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。高須部長。

○町民生活部長兼生活環境課長（高須徹君） はい。ただちょっと面積は、ちょっと把握しておりませんが、地域ということによればですね。まずですね、行政区別で申しますと、行政区の1つの行政区で全域が提供できる範囲ということで、まず、本郷、うずら野、住吉、曙、岡崎、青宿、西郷、中郷、中央、追原、上条、南平台、石川と、あと行政区の一部に提供されてるのが阿見地番ですかね、それから廻戸、掛馬、吉原、荒川本郷、若栗、大室、塙、飯倉、鈴木というふうに報告を受けております。

○議長（吉田憲市君） 永井議員。

○8番（永井義一君） 結構ね、たくさんの地域が入ってて、結構農村部のほうも思ったよりも入ってるんですね。ちょっとその辺少ないかなと思ってたんですけども、わかりました。

このね、ケーブルテレビにしても、やはり有料に、もちろんなるわけなんでね、ですから、これは入る入らないはね、各家庭の個人的な感覚だと思うんですけども、それも1つの住民の方に知らせる伝達方法としてはね、あるかと思うんですけども。私からのほうとしては、戸別受信機の話もそうですし、あと、このケーブルテレビのやつでも、こういう再放送のね、締結があれば入ろうかなって思う人がいるかとは思ってますよ。加入しようかなと。ですから、その辺これに関する町民への告知っていうのはどのような形でされてますか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。白石課長。

○防災危機管理課長（白石幸也君） はい、お答えします。

J：COMの機械を導入するきっかけになったのは、J：COMさんからお話をいただきまして、茨城県内全ての市町村が聞ける区域ではないんですけども、まず、こういったJ：COMの機械を導入して無線の放送聞かせることをやりたいということで、阿見町を茨城県内で1番にやりたいと、J：COMのその当時の担当者の方が阿見にいらっしゃった方で、どうしても阿見で1番にやりたいということで、阿見町で始まったものです。全国的には、70市町村ぐらいでもう既に、阿見町含めて、この機械を導入して運用はしているところでございます。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 永井議員。

○8番（永井義一君） それで町として、そういったのがやられてますよっていう告知の方法は何かあんですか。町としてJ：COMに加入しなさいとは、もちろんそれ言えないとは思ってますけども、こういうことをJ：COMさん、まあ土浦のケーブルテレビさんというのかな、で締結しましたよっていうのはね、何か告知はされてますか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。白石課長。

○防災危機管理課長（白石幸也君） はい、お答えします。

導入のときは、J：COMさんも力を入れて、加入世帯に機器の促進ということであっていただけでも、恐らく今はこういう機械がありますよということで、J：COMさんが積極的には営業はしていないと思います。民間企業が持っているサービスですので、なかなか町が率先してあつせんすることも難しいんですけども、今後ですね、J：COMさんのほうにさらなる働きかけをお願いしたいと思っております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 永井議員。

○8番（永井義一君） 町として個別企業のね、宣伝するわけにはなかなかいかないと思うんです。ですから、ホームページのバナー広告あたりJ：COMさんにお話しして、バナー広告で入れてもらうとかね、そういった形でもいろいろ方法としては考えられるのかなとは思って、その辺はぜひとも検討していただきたいと思っております。

今、国としても、日本がね、気候変動、これはもう世界的な気候変動になるかと思うんですけども。そういった中で日本も、この阿見町もね、いつ暴風雨になるかわかんないっていうようなね、状況がありますんでね、ぜひともね、そういった形で国としても率先してやられてる方向なんでね、町としてもやっていただきたいと思うんですよ。安心安全なまちづくりというのはね、やっぱり基本になるかと思っておりますのでね。町民のね、一人ひとりの命を守るということもね、含めて、ぜひともそういった伝達手段をね、改めて考えたいと思っております。

先ほどの戸別受信機でもね、多分今はもっと安く性能のいいような形になってると思うし、仮にたくさん発注すれば、スケールメリットがあるとは思ってんですよ。今回のランドセルもたくさん発注することによってね、ああいったいい物が安い単価で入るということもありますので、ぜひともね、そういったところも見据えた形でね、お願いしたいと思っております、以上で質問を終わります。

○議長（吉田憲市君） これで、8番永井義一君の質問を終わります。

次に、6番栗原宜行君の一般質問を行います。

質問席に移動してください。

6番栗原宜行君の質問を許します。登壇願います。

〔6番栗原宜行君登壇〕

○6番（栗原宜行君） 皆さん、こんにちは。

最後、通告に従いまして、一般質問のほうをさせていただきます。

今回私はですね、阿見町の遊具は、安全かということで、質問をさせていただきます。

昨年の12月、NHKのニュースでですね、「危険な遊具1万基」ということで、センセーショナルな題でですね、放送がされました。これは全国自治体に対してですね、NHKが独自に調査をしたことを基づいてですね、放送されましたけれども、全国の県庁所在地、そして中核都市としての政令都市及び、東京都23区合わせて106の自治体に対してですね、アンケートを実施し95の自治体から回答が寄せられたということでございます。

この95の自治体の中でですね、合わせておよそ9万基の遊具があって、そのうちの1万5,300余りがですね、命の危険や重い障害につながる事故の恐れがあるというふうに判定されていたことがわかったと。さらにこの66%に当たる1万基が、そのまま修繕もされないで使われ続けたということをニュースで放送されました。

またですね、消費者庁も遊具による子供たちの事故についてですね、注意喚起をしています。消費者庁の調べによればですね、平成21年の9月、国交省がですね、事故があるということで、各自治体に報告を求めた年ですけれども、そこから平成27年12月までの6年間の部分で、取りまとめたものでございます。それによるとですね、遊具による子供の事故は1,518件。そして、このうち入院を要する、または治療期間が3週間以上となる事故について、397件が報告されているということでございます。

そこでですね、私たちが住む、子供たちの安全を守らなきゃいけないこの遊具についてですね、阿見町はどういう取り組みをしているのか、以下5点についてお伺いいたします。

- 1つ、阿見町における遊具の設置状況はどのようになっていますか。
- 2、それぞれの遊具の管理はどのように実施していますか。
- 3、遊具が起因した事故は発生していますか。
- 4、国または県からの遊具の設置及び修繕費用は、どのくらい交付されていますか。
- 5、遊具の設置について、どのような方針で展開していくのですか。

以上、よろしくお伺いいたします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。初めに、町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 栗原議員の、阿見町の遊具は安全か、についての質問にお答えいたします。

阿見町において遊具を設置している施設は、公園、保育施設、学校があります。

学校の遊具については、教育長から答弁いたします。

1点目の、遊具の設置状況についてであります。

令和元年12月末時点における施設別の遊具の設置状況ですが、公園では92カ所の公園に299

基の遊具が設置されております。町が整備した都市公園以外に、民間の住宅開発等で整備した公園の遊具についても、開発事業者から移管を受けて町が管理しております。

保育施設では、3カ所の公立保育所に13基、7カ所の私立保育園等に50基、1カ所の児童館に3基の遊具が設置されております。

2点目の、それぞれの遊具の管理についてであります。

公園及び公立保育所や児童館の遊具につきましては、年1回の定期点検を専門業者に委託し、詳細な点検を実施しております。この定期点検の結果を受け、緊急性の高い遊具から修繕工事を行っています。また、定期点検以外には、公園では職員によるパトロールや、公園里親団体による遊具の日常点検を実施しており、早期の対処に努めております。

公立保育所及び児童館では、遊具を使用する際に保育士が安全確認を行うとともに、週1回、「遊具安全点検表」に基づき全ての遊具を点検しております。私立保育園等の点検については各施設に委ねているところです。しかしながら、県の監査資料等により、公立と同程度の点検をしていることを確認しております。

3点目の、遊具が起因した事故は発生しているかについてであります。

過去10年間で遊具の不具合により発生した事故は、公園の遊具で1件の事故が発生しております。公立保育所及び児童館では、遊具の不具合による事故は発生しておりません。また、私立保育園等からも、そのような報告はありません。

4点目の、国または県からの遊具の設置及び修繕費用の交付についてであります。

公園の遊具につきましては、新規の公園整備に伴うものであれば、国の交付金事業の採択を受けて遊具を設置することが可能です。近年では阿見吉原土地区画整理事業地内で、国の交付金を活用して遊具のある公園整備を実施しており、交付率は事業費の約40パーセントです。また、今後整備を予定している町営曙住宅跡地の公園についても、同様の交付金を活用して整備する予定であります。

遊具の修繕につきましては、国の交付金制度等があります。しかし、長寿命化計画に基づく大規模な修繕や更新が対象となるため、現在は採択の要件を満たしておらず、活用には至っておりません。また、保育施設の遊具の設置及び修繕につきましては、国・県からの交付金制度はありません。

5点目の、遊具の設置について、どのような方針で展開していくのかについてであります。

町が新たに整備する都市公園の遊具につきましては、地域住民の参加による公園ワークショップを開催し、地域のニーズや維持管理の軽減を考慮した遊具を選定しております。また、民間開発による公園の遊具につきましては、周辺の公園に設置されている遊具の状況を勘案し、必要と思われる遊具の設置を開発事業者へ依頼しております。既存の公園における遊具につき

ましては、老朽化した遊具の撤去や更新、要望に基づく遊具の新設等、利用者の声に応えられるよう検討してまいります。

公立保育所や児童館においては、現在設置している遊具を必要に応じて修繕及び更新をしながら、今後も適正に維持・管理してまいります。公園や保育施設の遊具は、子供たちの健全な成長・発達に欠かせない施設の1つであります。今後も安全・安心で快適に遊具が利用できるよう、さらなる対策に努めてまいります。

以上であります。

○議長（吉田憲市君） 次に、教育長湯原正人君、登壇願います。

〔教育長湯原正人君登壇〕

○教育長（湯原正人君） 阿見町の学校の遊具は安全か、についての質問にお答えします。

1点目の、遊具の設置状況についてであります。

現在、町立小学校7校に87基、町立中学校3校に9基、閉校した旧実穀小学校・旧吉原小学校に19基、合計12校115基の遊具が設置されております。

2点目の、それぞれの遊具の管理についてであります。

町立小中学校につきましては、各学校の先生により毎日の巡回確認と、月に1回の目視・動作点検等を実施しております。また、町立小中学校及び旧実穀小学校・旧吉原小学校では、年1回の定期点検を専門業者に委託し、詳細な点検を実施しております。

3点目の、遊具が起因した事故は発生しているか、についてであります。

町立小中学校では過去5年間で遊具の不具合による事故は発生しておりません。

4点目の、国または県からの遊具の設置及び修繕費用の交付についてであります。

遊具の設置に加えてグラウンド整備を行う場合は、屋外教育環境整備の一部として国庫補助の対象となるため、あさひ小学校の開校に当たってグラウンド整備等を含め総額1,803万2,000円の交付を受けております。既設遊具の修繕につきましては、国・県からの交付金制度はありません。

5点目の、遊具の設置について、どのような方針で展開していくのか、についてであります。

町立小中学校では、現在設置している遊具を必要に応じて修繕及び更新をしながら、今後も適正に維持・管理してまいります。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 栗原議員。

○6番（栗原宜行君） 御答弁ありがとうございます。

それでは再質問のほうさせていただきます。まず1点目のですね、遊具の設置状況でございますけれども、まず、都市公園のほうから先に伺いたいと思います。

都市公園数とですね、遊具の推移についてはどのようになっているのかということと、設置されている遊具についてですね、増加している、または減少している遊具については、どのようなものがあるのか、教えていただきたいと思います。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。湯原部長。

○産業建設部長（湯原一博君） まずですね、都市公園の数と遊具の数の推移ということです。

過去10年間のですね、都市公園数の推移は平成21年度が14公園、令和元年度が26公園となっております、12カ所の公園が整備されてるということです。また遊具の数の推移は、平成21年度が93基、令和元年度が151基と大幅に増加しています。これはですね、阿見吉原土地区画整理事業地内ですね、公園整備に伴い、遊具設置数が増加したことが要因であります。増加している遊具ではですね、大人が利用できる健康遊具を多く設置をしております。またですね、近年ではですね、回転系の遊具については設置しておりません。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 栗原議員。

○6番（栗原宜行君） ありがとうございます。

引き続きですね、今、御案内があった大人が利用する健康遊具ということなんですけれども、この健康遊具系の施設が設置されている公園というのは、どの公園があるんでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。湯原部長。

○産業建設部長（湯原一博君） はい。健康遊具が設置されている公園ですけども、町が管理する施設の公園のうちですね、9カ所の公園に27基の健康遊具施設が設置をされております。場所はですね、五本松児童公園が1基、本郷近隣公園が7基、本郷親水公園が1基、岡崎ふれあい公園が1基、岡崎いこいの森公園が2基、吉原ふれあいの杜公園が7基、山中あみだ公園が2基、新和ペリカン公園が1基、小佐野公園が5基です。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 栗原議員。

○6番（栗原宜行君） ありがとうございます。

私も今回質問させていただくに当たってですね、大人の方が使う健康遊具というのがあるというのがですね、なかなか理解しなかったんですけども、結局ぶら下がりストレッチとかですね、背伸ばし器だとか足伸ばし器とかというのが、実際に公園のほうに設置されているということでした。これもいろいろ調べてみるとですね、公園自体が子供たちが使うゾーンと、それから大人が使うゾーンと、そういう形で小さい公園であればですね、なかなかそういう部分での混在が生じているので、この辺の対策についてはどのようにとられてるんでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。湯原部長。

○産業建設部長（湯原一博君） はい。議員おっしゃるとおりですね、世代別——大人と子供というところのですね、利用者のですね、動線が交差しないように、そういう計画を立てて公園をつくっております。またですね、国のですね、方針、指針の中にですね、遊具ごとにですね、安全利用区を設けているので、それを重視しているというようなことです。

○議長（吉田憲市君） 栗原議員。

○6番（栗原宜行君） はい、ありがとうございます。

では遊具の安全、設置状況についてですね、御案内いただきましたけども、学校のほうはどのようになっているか、ちょっとお伺いしたいんですけれども、設置20年以上の遊具というのはですね、どのくらいあるのかということと、20年以上経った部分の更新、修繕スケジュールはどのようになっているんでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長朝日良一君。

○教育委員会教育次長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

学校の遊具はですね、グラウンドとあわせておおむね整備しておりますので、学校の大半の遊具がですね、恐らく設置20年以上のものかと思われま。具体的な更新、修繕スケジュールありませんが、点検結果に基づきまして、遊具の修繕・更新を行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 栗原議員。

○6番（栗原宜行君） はい、ありがとうございます。

では、設置されてる遊具の種類はどのようになっているんでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。朝日次長。

○教育委員会教育次長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

学校の種別ごとに言いますと、まず小学校では遊具として鉄棒、ブランコ、滑り台、ジャングルジム、登り棒などです。中学校では、遊具と言うほどではないんですけど、体育施設としまして鉄棒と砂場があります。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 栗原議員。

○6番（栗原宜行君） はい、ありがとうございます。

そうしますとですね、2点目の管理のほうに、再質問させていただきます。

国が必要に応じて実施するように求めている精密点検っていうのがありますけれども、これについてですね、都市公園のほうでは実施していらっしゃるでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。湯原部長。

○産業建設部長（湯原一博君） はい。精密点検ですけども、定期点検がですね、日常点検に遊具の躯体等に変化だとかですね、異常を発見したとき、必要に応じてですね、専門技術者がですね、分解作業やですね、測定機械などを使ってですね、行う詳細な点検ということで、阿見町においてもですね、必要に応じて実施をしているというところですよ。

○議長（吉田憲市君） 栗原議員。

○6番（栗原宜行君） ありがとうございます。

そうしますとですね、この遊具の安全基準はどのようになっているんでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。湯原部長。

○産業建設部長（湯原一博君） はい。安全基準ですけども、これはですね、国土交通省の通達ですね、遊具の安全確保に関する指針を踏まえまして、日本公園施設業協会——協会ですね、が策定した遊具の安全に関する基準を運用しております。

○議長（吉田憲市君） 栗原議員。

○6番（栗原宜行君） はい。その安全基準のもとにですね、定期点検等をやられているということですけども、点検の結果というのはですね、公表されてるんでしょうか。

○議長（吉田憲市君） 湯原部長。

○産業建設部長（湯原一博君） はい。申しわけありません。現在ですね、公表はしておりません。ただですね、利用者がですね、点検結果を確認することでですね、安心して遊具を利用できるのであれば、今後公表に向けて検討いたしたいと思っております。

○議長（吉田憲市君） 栗原議員。

○6番（栗原宜行君） はい、ありがとうございます。

実際に公表に至ってる所の自治体もですね、すごく少ないです。公表すると先進的な自治体というふうに使われていますので、それに向けてですね、子供たち、また大人の方が使うという部分での判断基準になればいいと思いますので、これにつきましてはですね、お願いしたいと思っております。

それと、公園の里親制度ということがありましたけれども、今これ、どのぐらいの団体数なのか、または具体的にはどのような活動をされているんでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。湯原部長。

○産業建設部長（湯原一博君） 公園里親制度団体ですけども、現在ですね、33団体が公園里親制度に加入しております。43カ所の公園・緑地で活動しております。活動内容といたしましてはですね、除草、清掃、低木の剪定、遊具及び施設のですね、点検を年4回以上は行っているということです。

○議長（吉田憲市君） 栗原議員。

○6番（栗原宜行君） はい、ありがとうございます。

里親制度のもとにですね、さらなる団体が増えていくことを願っております。

あと、この先進的な事例なんですけれども、ハザードマップ自体はさまざまところでやられてますけれども、公園に特化したハザードマップというのをつくっている自治体もあります。この公園ハザードマップというのは阿見町ではあるんでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。湯原部長。

○産業建設部長（湯原一博君） ハザードマップですけども、残念なところですね、現在ですね、阿見町ではですね、公園ハザードマップの作成はしておりません。ですけどもですね、遊具のですね、適正な利用方法を表示した看板とか、大雨時にですね、浸水するエリアを示した看板をですね、公園内に設置をしております、ハザードによる事故防止の対策等はしております。

公園はですね、子供たちのですね、健全な成長に欠かせない施設の1つでありまして、安心して遊べる環境づくりが重要ということで、公園ハザードマップについてはですね、公園内のですね、危険箇所を周知するためにですね、有効と考えられますけども、現在は現状どおり危険箇所の早期改善に努めてまいります。そうですね、なるべくそういう危険箇所がわかるようにですね、努めてまいりたいと思います。

○議長（吉田憲市君） 栗原議員。

○6番（栗原宜行君） はい、ありがとうございます。

同様の再質問になりますけれども、学校のほうでですね、の部分でちょっと同じように伺います。学校においてはですね、その精密点検は実施されているんでしょうか。

○議長（吉田憲市君） 朝日次長。

○教育委員会教育次長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

学校におきましては精密点検については、これまで実施しておりませんが、今後ですね、必要に応じまして、精密点検を実施していく考えでございます。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 栗原議員。

○6番（栗原宜行君） はい、済みません。安全基準ですけども、これは例えば、文科省は独自の安全基準があるのか、例えば今部長が言われたとおり、国交省の部分の指針を準用してるのか、準拠してるのか、安全基準についてはどのようになっているんでしょうか。

○議長（吉田憲市君） 朝日次長。

○教育委員会教育次長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

この安全基準につきましては、文部科学省では学校施設の遊具に係る指針や基準を策定して

いません。ですので、都市公園に関する指針等を準用して安全を確保するように通達をいただいております。実際、そういったことからですね、阿見町の小中学校の遊具につきましては、先ほども説明ありましたが、国土交通省通達の遊具の安全確保に関する指針を踏まえまして、点検をですね、年1回専門業者に委託して実施しております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 栗原議員。

○6番（栗原宜行君） はい、ありがとうございます。

点検結果なんですけれども、通常の都市公園のやる点検結果と、実際に学校で行う点検の結果というのはですね、日々やられてる部分があって方法が違うと思うんですけども、学校で行ってる点検結果については、公表についてどのようになっているんでしょうか。

○議長（吉田憲市君） 朝日次長。

○教育委員会教育次長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

点検結果につきましては、先ほども答弁でも説明しましたが、現在町立小学校では巡回確認と目視動作点検を行っております。あと専門業者によります年1回の、先ほども説明しました定期点検を行っている。で、どちらの点検につきましても結果は公表しておりません。ですが、この点検の結果につきまして、遊具の修繕をですね、検討する資料として活用してまして、それに基づいて次年度の予算に修繕費用を反映させるなどして行っております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 栗原議員。

○6番（栗原宜行君） はい、ありがとうございます。

先ほど1,518の事故例があったという形で、消費者庁の部分をお話ししましたが、各学校でやられている点検結果のですね、報告は教育委員会のほうにされているのか。また、もしされてるのであれば、その報告をどのように管理されているんでしょうか。

○議長（吉田憲市君） 朝日次長。

○教育委員会教育次長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

点検結果の報告・管理についてですけども、まずですね、先ほども説明しましたが、各小中学校で実施しております巡回確認、それと目視動作点検につきましては、緊急で対応を要する場合のみ、教育委員会に報告を受けております。ですので、そういったものは通常の点検ですので各学校で管理をしていただいと。今お話ししましたが、緊急で対応を要する場合に教育委員会で報告を受けた場合はですね、教育委員会で、まず担当者が現場に出向きましてその状況を確認して、すぐに修繕等の対応をしております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 栗原議員。

○6番（栗原宜行君） はい、ありがとうございます。

続いてですね、3点目の遊具起因の事故についてお伺いいたします。

遊具の耐用年数というのはですね、どのようになっているんでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。湯原部長。

○産業建設部長（湯原一博君） はい。遊具の耐用年数ですけども、国の指針ではですね、設置状況やですね、利用状況等によって大きく異なるためですね、遊具の耐用年数は規定されていません。ただですね、標準使用期間が設けられています。鉄製遊具の場合は約15年、木製遊具は約10年を目安にですね、標準使用期間が設定されています。ただですね、期間にですね、達したから遊具がすぐにですね、使えなくなるというわけではなくてですね、遊具のですね、状態やですね、維持管理等の履歴を踏まえまして、適切な更新を行うための参考期間となります。

○議長（吉田憲市君） 栗原議員。

○6番（栗原宜行君） はい、ありがとうございます。

そうしますとですね、あとは都市公園ではなく、保育所の関係でですね、保育所において事故防止マニュアルの作成ですとかですね、安全・救命に関する研修は実施されておりますか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。飯野部長。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えいたします。

まず、保育所における事故防止マニュアルでございますけども、町では安全マニュアルを策定いたしております。安全管理それから衛生管理、危機管理、それぞれの対応策をマニュアル化しております。この中で、安全管理におきましては、特に施設環境の安全点検は、児童の事故を未然に防止し安全を確保する上で重要であるということで、遊具を含めまして、施設内の点検が必要な箇所や点検方法を記載しまして、これに基づいて、遊具につきましては、答弁にもありましたけども、職員による1週間に1回の点検のほかですね、1日1回の安全確認を実施して使用しているということでございます。

それから次に、安全・救命に関する研修につきましては、保育所では、平成22年から全員3年ごとに救急救命講習を受けています。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 栗原議員。

○6番（栗原宜行君） はい、ありがとうございます。

それでは学校のほうなんですけれども、同様に事故防止マニュアルのほうは作成されていらっしゃるでしょうか。

○議長（吉田憲市君） 朝日次長。

○教育委員会教育次長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

事故防止マニュアルについてですけれども、学校のほうではですね、学校保健安全法によりまして、全ての学校に危険等発生時対処要領、いわゆる危機管理マニュアルの作成が義務づけられております。このため、町内の小中学校全学校ではですね、さまざま学校事故に対応した、この危機管理マニュアルを作成して対応しております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 栗原議員。

○6番（栗原宜行君） はい、ありがとうございます。

では、同じくですね、学校においてその点検の講習会というのは実施されているのでしょうか。

○議長（吉田憲市君） 朝日次長。

○教育委員会教育次長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

点検の講習会ですが、現在遊具点検のための講習会は実施しておりません。ですが、町立小中学校ではですね、遊具・施設等の点検表を独自に作成してまして、その点検表に基づいて点検して、教員が、先ほど言いました巡回確認と目視動作確認を行っております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 栗原議員。

○6番（栗原宜行君） ありがとうございます。

それではですね、4点目になります。

修繕費用についてですね、どれだけ交付されているかということでお伺いいたします。町独自のですね、修繕費用は年間どのくらいかかっているのでしょうか。

○議長（吉田憲市君） 湯原部長。

○産業建設部長（湯原一博君） はい。修繕費用ですけども、遊具のですね、修繕っていうのはですね、日常点検とか定期点検によってですね、その結果に基づいて、費用がかかることとなりますので、毎年ですね、同一ということじゃなくてですね、年度によってかなり差があるということになります。ということで、過去5年間の平均ということでやりますと、公園では約420万、保育施設では約30万円の費用を年間費やしてるということになってます。

○議長（吉田憲市君） 栗原議員。

○6番（栗原宜行君） はい、ありがとうございます。

学校のほうは、どのくらいかかっているんですか。

○議長（吉田憲市君） 朝日次長。

○教育委員会教育次長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

学校のほうのですね、遊具の修繕は、先ほどの説明と同じになりますが、日常点検とかですね、定期点検の結果に基づいて実施していることからですね、毎年の金額は変動してます。学校のほうとしましては、平成27年から令和元年度までの5年間で、平均で約460万円の費用がかかっております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 栗原議員。

○6番（栗原宜行君） はい、ありがとうございます。

それで修繕が必要だというふうな、報告がある、管理されている遊具は、現在どのぐらい残っているのでしょうか。

○議長（吉田憲市君） 朝日次長。

○教育委員会教育次長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

学校のほうで修繕が必要な遊具としましては、今年ですね、定期点検を実施しました。その結果に基づきまして、来年度、町立小中学校でですね、補修工事を必要とする遊具は6基、それと1基の撤去を予定しております。内容につきましては、阿見小学校でやぐらネットとか鉄棒、本郷小学校の鉄棒、君原小学校の登り棒、阿見第二小学校が滑り台、登り棒、阿見中の鉄棒などを、一応修繕を予定しております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 栗原議員。

○6番（栗原宜行君） はい、ありがとうございます。

5点目になります。どのような方針で展開していくかということなんですけれども、遊具の老朽化はですね、公園のあり方を見直すチャンスだというふうに思っています。安らぎとにぎわいが混在する公園からですね、パブリックパークやプレーグラウンドという形ですみ分ける公園が各地でできていますけれども、この公園の構想はありますか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。湯原部長。

○産業建設部長（湯原一博君） はい。公園のあり方っていうのをですね、その地域のですね、ニーズとか利用形態等を把握するということと、整備やですね、管理に要する費用を含めて総合的に考えなくちゃいけないもんだというふうに思います。現段階でですね、具体的な構想というものはないんですけども、今後ですね、行政区とか、公園里親制度団体等の意見を聞きまして、ワークショップ等によりですね、町民のニーズを捉えながらですね、老朽化が進む公園のリニューアルを検討していきたいというふうに思っております。

○議長（吉田憲市君） 栗原議員。

○6番（栗原宜行君） はい、ありがとうございます。

では、学校のほうの部分でいくと整備修繕基準というのは策定されているのでしょうか。

○議長（吉田憲市君） 朝日次長。

○教育委員会教育次長（朝日良一君） はい、お答えいたします。

学校のほうの整備修繕基準については、策定はしておりません。ですが、先ほども答弁で説明しましたけれども、整備修繕につきましては点検結果に基づきまして、修繕及び更新をしながらですね、遊具を適正に維持管理していきたいと考えております。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 栗原議員。

○6番（栗原宜行君） それではですね、この1問目の終わりに当たってですね、先ほどお話ししましたけれども、消費者庁の事故報告が6年間で1,518件ある、重大事故も317件ある中ですね、阿見町におきましては皆さんの御努力によりまして、都市公園または保育所等の部分については10年間で1件だけ、学校については5年間無事故という形で、本当に阿見町についてはですね、安全に運用されているということがわかりました。引き続きですね、御努力いただいて、1問目の質問を終わります。

○議長（吉田憲市君） ここで暫時休憩といたします。会議の再開は2時10分といたします。

午後 2時01分休憩

---

午後 2時10分再開

○議長（吉田憲市君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

6番栗原宜行君。

○6番（栗原宜行君） はい。では、2問目の質問をさせていただきます。

2問目はですね、阿見町の魅力度アップはできているかということで、質問させていただきます。

都道府県と市町村別の魅力度ランキング2019が昨年発表されました。これによりますとですね、茨城県は7年連続最下位ということでですね、知事が一生懸命にやられた施策もですね、なかなか功を奏していないということで7年連続の最下位という結果になりました。これもですね、この魅力度ランキングが公表されて11年になるそうです。そのうち10回ともですね、最下位が茨城県ということになってるということでございます。

これをですね、市町村それぞれ44市町村、茨城県の部分でですね、頑張っていくということの中でですね、阿見町は一体どのような魅力度アップができてるのか、それについて以下4点についてですね、質問させていただきます。

1つ……。

○議長（吉田憲市君） いいですよ。どうぞ、続けてください。

○6番（栗原宜行君） 第6次総合計画後期基本計画で、町の魅力度アップのための振興策はどのように策定されていたのですか。

2、阿見町への観光入込客数はどのように推移していますか。

3、ナショナルサイクルルートの認定を受け、阿見町はどのように活用し、どのように魅力度アップさせていくのですか。

4、ふるさと納税の取り組みと寄附額の推移はどのようになっていますか。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） 阿見町の魅力度アップはできているか、についての質問にお答えします。

1点目の、第6次総合計画後期基本計画における町の魅力度アップのための振興策についてであります。

町の魅力を高め、地域振興を図っていくことは、地域経済の活性化、雇用機会の創出、豊かな地域づくりにおいて、欠かせない取り組みでございます。第6次総合計画後期基本計画の策定に当たっては、阿見町の特性でもある、霞ヶ浦を初めとした豊かな自然環境、東京から約60キロメートルという優れた立地条件、圏央道等の恵まれたアクセス環境と町内に3カ所ある工業団地、あみプレミアム・アウトレットの高い集客力といった町が持つ優位性を活かしながら、町産品、歴史、文化、スポーツ等のさまざまな分野での観光資源の掘り起こしなどを通し、町ならではの振興施策を推進することといたしました。

後期基本計画では、こうした重点的に取り組む施策を「あみ・未来プロジェクト」として位置づけ、総合的・横断的に3つのテーマを定め、目まぐるしく変わる社会情勢と多様化する町民ニーズに的確に対応していくものです。

特に振興施策については、重点テーマ「賑わい」の中で、霞ヶ浦等の地域資源を活かした交流プロジェクト、及び地域経済の活力向上プロジェクトの2つの重点プロジェクトを設け、霞ヶ浦の水辺や自然環境、農業等の町の魅力を活かした新たな観光の創出や特産品の開発等に取り組み、交流・賑わいを生み出すまちづくりを推進することとしております。

引き続き、阿見町の持つ資源を最大限に活用し、町の魅力度を向上させるための施策を展開してまいります。

2点目の、観光入込客数はどのように推移、についてであります。

阿見町の観光入込客数については、茨城県観光客動態調査実施要領に基づき、予科練平和記念館、あみプレミアム・アウトレット、まい・あみ・まつり、さわやかフェアの4地点におい

て毎年の合計客数の把握を行い、昨年1年間の入込客数は、前年比98%の約346万人となっております。

過去10年間の観光入込客数の推移につきましても、平成21年7月にあみプレミアム・アウトレットが開業し、翌年の平成22年2月に予科練平和記念館が開館して以来、毎年350万人程度と、ほぼ横ばいで推移しており、県内でも5位または6位と上位の入込客数を継続しております。

3点目の、ナショナルサイクルートの認定を受け、阿見町はどのように活用し、どのように魅力度をアップさせていくのですか、についてであります。

ナショナルサイクルートの認定を受けた「つくば霞ヶ浦りんりんロード」は、旧筑波鉄道跡に整備した「つくばりんりんロード」と霞ヶ浦湖岸の道路を一体化した総延長約180キロメートルのサイクリングコースです。このうち阿見町を通る延伸は約7キロメートルと比較的短いため、サイクリストをいかに町内周遊につなげていけるかが魅力度アップに重要であると考えております。

昨日の野口議員の質問にお答えしたとおり、サイクルックの設置促進や割引優待サービスの充実を図るとともに、「つくば霞ヶ浦りんりんロード利活用推進協議会」との連携を強化し、ナショナルロゴを活用したオリジナル商品の開発のほか、本線から離れた観光資源や市街地への誘導・周遊をさせる「支線モデルコース」の開発に取り組み、町に存する観光資源や、観光協会が実施するスマホスタンプラリーや各種料理フェア等の既存事業を活かし、町の魅力度アップにつなげてまいりたいと考えております。

4点目の、ふるさと納税への取り組みと寄附額の推移、についてであります。

ふるさと納税につきましては、令和元年10月1日から大手ポータルサイトのふるさとチョイスにて本格的な運用を開始いたしました。

取り組み状況ですが、令和2年2月16日時点において66の返礼品を24の事業者に御協力をいただいております。現在、調整を進めているものもあり、22の返礼品を加え、近々88の返礼品をラインアップする予定です。町のPRや産業の振興につなげていくため、引き続き返礼品の充実を図ってまいります。

寄附額の推移ですが、平成31年4月1日から令和元年9月30日までは、2件の寄附で101万円、10月1日から令和2年2月16日まで430件で584万円の寄附をいただいております。

今後は、阿見町の魅力度アップと産業の振興につながるよう、ふるさと納税のさらなる充実に努めてまいります。

以上です。

○議長（吉田憲市君） 栗原議員。

○6番（栗原宜行君） 御答弁ありがとうございます。

それでは2点目についてですね、再質問のほうさせていただきます。

4地点ということで、入込客数の部分について調査しているということでございましたけれども、4地点別の入込客数は現在どのようになっているのでしょうか。

○議長（吉田憲市君） 湯原部長。

○産業建設部長（湯原一博君） はい、お答えいたします。

あみプレミアム・アウトレット、まい・あみ・まつりについては横ばい、さわやかフェアについては微増、予科練平和記念館は微減となっております。

○議長（吉田憲市君） 栗原議員。

○6番（栗原宜行君） はい、ありがとうございます。

6次総のですね、ところで、観光資源の活用と発掘、そして観光PRの推進という形のページがございます。この、現在の進捗状況はどのようになっているのでしょうか。

○議長（吉田憲市君） 湯原部長。

○産業建設部長（湯原一博君） はい。観光資源の活用と発掘につきましては、今年度から3カ年で、観光プロデュース推進事業に取り組んでおります。観光資源のブランド化や特産品の開発を進めております。特に今年度はですね、町において産地化を進めています阿見町産常陸秋そばにスポットを当てまして、12月から1月にかけてそば料理フェア、今月2日にはですね、「まいあみ そばの里」と題したPRイベントをそれぞれ初開催をしております。

また観光PRにつきましては、町公式マスコットキャラクター「あみっぺ」を帯同し、観光キャンペーンや各種イベントを展開しているほか、観光協会ホームページやフェイスブック等を活用して、観光情報やですね、町の魅力発信に努めております。

○議長（吉田憲市君） 栗原議員。

○6番（栗原宜行君） はい、ありがとうございます。

いろいろ施策を、イベント等をですね、やられてるとということがわかりました。ただ2023年度ですね、数値目標をかなり高めに設定されてると思いますけども、今実際に具現化されてるもの以外にですね、こういう形で追加策を今考えてるよというものがあればですね、お聞かせください。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。湯原部長。

○産業建設部長（湯原一博君） 予科練平和記念館を初めとする、町の霞ヶ浦周遊施設への観光客数の増加を図るためにですね、ナショナルサイクルルートに指定されたことを活かしまして、つくば霞ヶ浦りんりんロード利活用推進協議会との連携をさらに強化いたしまして、オリジナル商品開発のほかですね、町内周遊を促すサイクリングルートの開発等に取り組んでまい

ります。

○議長（吉田憲市君） 栗原議員。

○6番（栗原宜行君） はい、ありがとうございます。

あとですね、実は私が住んでる塙地区にですね、塙城址というものがございましてですね、これが何と大手旅行企画会社のツアーが去年12月ありました。来月もあります。私の家を通って行くんですけども、このツアーがすごく好評だということなんですけれども、このようにですね、町内周遊を企画会社と検討するようなお考えはありますか。

○議長（吉田憲市君） 湯原部長。

○産業建設部長（湯原一博君） はい。これまでもですね、議員おっしゃるとおりですね、予科練平和記念館と連携いたしまして、旅行企画会社とですね、商談会等に臨んでおりますけれども、町内を周遊する企画の実現には至っていない状況であります。

引き続きですね、塙城址のほかですね、町産品、歴史、文化、スポーツ等ですね、さまざまな分野での観光資源の掘り起こしを通しまして、町内周遊の企画実現に向け企画会社へ働きかけていきたいと思っております。

○議長（吉田憲市君） 栗原議員。

○6番（栗原宜行君） はい、ありがとうございます。

そうしますとですね、あと茨城県の公衆Wi-Fiが整備されました。庁舎内でもですね、事務局があるところまでは、何とかWi-Fi通るのかな通らないのかなって感じでありますけれども、とりあえず去年から比べると大きな進歩だと思っています。これを利用したですね、町独自の取り組み、例えばVRの活用などは検討されてるんでしょうか。

○議長（吉田憲市君） 湯原部長。

○産業建設部長（湯原一博君） まだWi-Fiの問題もありますし、現在のところですね、VRの活用などですね、町独自の取り組みの検討には至っていないという状況です。

○議長（吉田憲市君） 栗原議員。

○6番（栗原宜行君） はい、ありがとうございます。

あと阿見町出身の方ですとかですね、実際に町内在住・在勤の方の著名人の方が多数いらっしゃると思うんですけども、今実際にどのような方が出身の方でいらっしゃるのか、また著名人による活性化、また図書館などでですね、コーナー化などの検討はされてるんでしょうか。

○議長（吉田憲市君） 湯原部長。

○産業建設部長（湯原一博君） はい。町ではですね、町にゆかりがありですね、町に対する理解、関心及び愛着を持ったですね、それぞれの専門分野において活躍する著名な方ですね、あみ大使を委嘱してですね、町の魅力を発信していただくとともにですね、町の有益なですね、

情報の提供をいただいております。

現在ですね、あみ大使を委嘱しております8組のですね、うち阿見町出身またはですね、町内在住・在勤の人はですね、物まねタレントのノブ&フッキーさん、シンガーソングライターの薬師るりさん、ラジオパーソナリティーのですね、藤田加奈子さん、イラストレーターのですね、諏訪原寛幸さん、3姉妹のガールズバンドのですね、みならいモンスターさん、井坂流津軽三味線家元のですね、井坂斗絲幸さん、あと一般財団法人のですね、電気工事技術講習センター顧問のですね、深山英房さんがいらっしゃいます。

あみ大使のですね、皆様にはですね、これまでまい・あみ・まつり等ですね、ステージ出演とかイラスト展などでも御活躍をいただいております、引き続きですね、町の活性化につなげてまいりたいと思っております。

またですね、図書館などのですね、コーナー化につきましては、図書館や生涯学習課と連携を図りながら検討を進めてまいります。

○議長（吉田憲市君） 栗原議員。

○6番（栗原宜行君） はい、ありがとうございます。

さらなるですね、阿見町のPRのために、御尽力をお願いしたいと思っております。

では3点目のナショナルサイクルルートのことについてお伺いいたします。

まずナショナルサイクルルートは、昨日の野口議員の質問でもですね、概要については御案内がありました。その中でですね、今回3つ、国がですね、第一次ということで指定をしています。私たちが住むつくば霞ヶ浦りんりんロードが約180キロで、このところですね、野口議員にもありましたけれども、この利用者数、目標として約10万人を予定していると、目標にしているということでございます。で、ピワイチという琵琶湖の部分なんですけれども、これが約190キロについてですね、指定を受けていると。これが令和2年度の目標が16万5,000人という形になっています。

そして3つ目、しまなみ海道サイクリングロード、これ約70キロということで100キロ以上も短いサイクリングロードになっております。ただですね、令和2年度の目標がですね、約35万人ということでですね。実際、平成30年西日本豪雨のときでも33万人が来られたという形で、この3つについてはですね、国交省は外国人の方がどこ回っていても、日本をアピールできるという形の中で、第一次認定指定がされたということでございます。

そこでですね、再質問させていただきたいんですけども、この指定を受けてですね、令和2年度の阿見町独自のイベントというものを展開されるのか、また町民への啓発についてはどのようにされるのか、お伺いいたします。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。湯原部長。

○産業建設部長（湯原一博君） はい。今のですね、再質問の前にですね、先ほどですね、あみ大使8組の中にですね、ねばねば音頭をやられてるんですが、浅野勝盛さんが抜けてましたので、追加させていただきたいと、あと和泉さんですか、一緒にやっていらっしゃる。その方を追加させていただきたいと思います。

で、先ほどの再質問に行きますけども、予科練平和記念館を会場にですね、初夏とですね、秋の年2回実施していますまい・あみマルシェにおいてですね、レンタサイクルの利用促進とあわせまして、つくば霞ヶ浦りんりんロードのPRを図ってまいります。またですね、町民への啓発につきましてはですね、広報紙において特設ページをですね、設けて紹介するほかですね、観光協会ホームページを活用いたしまして、つくば霞ヶ浦りんりんロード公式ホームページのリンクを張るなど、周知を図ってまいります。

○議長（吉田憲市君） 栗原議員。

○6番（栗原宜行君） はい、ありがとうございます。

サイクリストの目線に立ったニーズの把握というのが大事だと思うんですけども、これほどのように行っているんでしょうか。

○議長（吉田憲市君） 湯原部長。

○産業建設部長（湯原一博君） これはですね、つくば霞ヶ浦りんりんロード利活用推進協議会におきまして、県及び沿線市町村とともにですね、進めていく予定としております。今後さらにですね、連携を密にいたしまして、サイクリストのですね、ニーズ把握、星野リゾートとの連携、サイクリストの受け入れ環境の向上に努めてまいりたいと思います。

○議長（吉田憲市君） 栗原議員。

○6番（栗原宜行君） はい、ありがとうございます。

今部長からありましたけど、星野リゾート。3月19日に土浦駅にオープンするというので、BEB5っていうですね、施設なんですけれども、それをオープンさせるというところで、阿見町のほうの紹介もですね、されてると。昨日も町長が、例えば北のほうに行かれるよりは南のほうに回ってもらってというような御答弁もあったかと思うんですけども、そういう形で、そういうふうに検討されているというので安心をいたしました。

それとですね、これは受付終了ということでですね、4月の5日日曜日、土浦&阿見うっとりお花見自転車散歩というのをですね、りんりんポート土浦出発で40キロ、初心者対象に募集かけたんですけど、すぐいっぱいになってしまったと。こういった、阿見もですね、PRしていただいと。これアウトドアクラブ霞ヶ浦Cycling Teamというのが、年間ずっと3年ぐらいからやられてるところで、今年度については1発目、4月の最初のときには阿見を取り入れていただいたというようなのがありますので、このようなところもですね、一緒

に連携を組まれていかれたらいいなというふうに思っています。

その中でですね、実際にこの指定を受けて喜んでばかりはいられないというところがあります。実は今言ったように、この3ルートについてはですね、第1次ということで、第2、第3があるんだろうというふうに言われています。例えば、北海道それから東北、中部それから九州。この部分がですね、全国網羅することによって、国交省が考えているサイクラーを引き入れるってということなので、3年から5年についてその見直しがあると。それが悪ければ指定を解除するってというようなことも、国交省の正式なコメントじゃなんですけども、そのように言われています。

そこで今回、ナショナルルートを指定に関する審査の評価結果ということで、指摘された項目、バツだよってところのりんりんロードについてはですね、5項目ですね、5項目の改善項目がありましたけれども、これの改善についてはどのようになってるんでしょうか。

○議長（吉田憲市君） 湯原部長。

○産業建設部長（湯原一博君） 霞ヶ浦湖畔のですね、コース上の駐車場、休憩、トイレ施設はですね、20カ所程度しかないんですけども、町内のコース上ではですね。予科練平和記念館にですね、駐車場及び休憩、トイレ施設があるほかですね、島津小公園に駐車場と休憩施設を設けております。で、サイクルサポートステーションにつきましては、これまでつくば霞ヶ浦りんりんロード利活用推進協議会においてですね、設置促進を図ってまいりましたが、今後はですね、近隣市町村の動向を勘案しながらですね、町独自でですね、サイクルラックの設置等の促進につきまして検討を進めていきたいというふうに思っております。

○議長（吉田憲市君） 栗原議員。

○6番（栗原宜行君） はい、ありがとうございます。

このサイクルルートの件では最後になりますけれども、さっき言いました総延長は180キロのりんりんロードの中の阿見町は約7キロだっていうことだったんですけども、私はそうは考えていないんです。つまりロケーションを考えると、この14市町村の中で1番トップが阿見町だと思ってます。ですから180分の7じゃなくて、やっぱり1なんですよね。トップ、阿見町はトップ。その気持ちを持ってですね、いろんな施策をやっていただきたい。

で、土曜・日曜日になりますと、今ちょっと飯倉・塙のところまで工事していただいているので、サイクラーの方たちは来られませんけれども、アウトレットからずっと来られて、塙を通過して追原のセブンイレブンで休憩して、また下に行くってようなことをずっとやられてるんですよ、回ってるんですよ。そういったところの人たちも、どういうニーズがあるのかとか。例えば、大井川知事が茨城県にサイクラーを呼ぼうとしたときに、ターゲットは台湾の方だと。台湾の方はすごい自転車好きだっていうことだったんですけど、そのときに指摘され

たのは、台湾の方は温かい昼食じゃないと食べないよってということがわかったと。それを、大井川知事が、ああ、そうなのかと。ただ単に冷たいお弁当を用意しただけじゃだめなんだということを言われてました。

これもですね、実際に、すぐ受付終了になりましたけど、3,000円かかるんです。有料なんですね。有料なのいっぱいになっちゃうんですよね。ですから、やっぱり私たちが知らないサイクラーの気持ちってのがありますので、それを受けて180分の7ではないということですね、頑張っていたきたいというふうに思っております。

続けて、4点目、ふるさと納税についてお伺いをいたします。

この中でですね、大手のポータルサイトふるさとチョイスに決定された理由は何なんでしょうか。

○議長（吉田憲市君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。湯原公室長。

○町長公室長（湯原幸徳君） はい、お答えをいたします。

ふるさと納税につきましては、それを運用するに当たりましては、全国の自治体ポータルサイトを活用して運用してるっていうのが、ほとんどでございます。そんな中で、大手ポータルサイトふるさとチョイスとさとふるが、2大サイトになってるわけですけども、町としても、それら比較検討をさせていただきました。その結果ですね、ふるさとチョイスに関しては、返礼品を提供している事業者に対して、通常その発注方法についてはメールでのやりとりが原則なんですけれども、ふるさとチョイスについては、それを発注をする業者、業務代行業者を立てた中で、もしメールで難しいということであれば、宅配業者による注文書の事前手渡しというシステムを行えるということで、非常に確実性が高いというふうなことでございます。

さとふるの場合には原則メールだけの形になりますので、なかなか発注業者の人は高齢者だとか、あるいはメールですとか、そういう機器にふなれな方が提供されるというふうなところで、なかなか確実性が難しいということになりますと、職員もそれに動員をしなければならぬような状況も考えられるということから、そういった理由から第1にふるさとチョイスを選定させていただいたということでございますし、費用につきましても、ふるさと納税、それとJA全農さんを業務代行方式の委託業者に据えるということを比較してみても、経費の面でも有利であるということから、ふるさとチョイスほうを選んだということでございます。

○議長（吉田憲市君） 栗原議員。

○6番（栗原宜行君） ありがとうございます。

ふるさと納税につきましてはですね、今年の6月1日新制度が新たにスタートいたしました。これについてですね、4自治体については対象外という形になりましたけれども、それ以降、6月1日以降ですね、寄附件数などについて変化はあったんでしょうか。

○議長（吉田憲市君） 湯原公室長。

○町長公室長（湯原幸徳君） 昨年の6月に、ふるさと納税制度を有する自治体については認可制度に移行するというごさいますけれども、阿見町は10月1日から本格的に、返礼品をそろえてふるさと納税を実施したということで、9月までは10件でしたので、それほどの影響は考えられない。ただ、10月1日から、先ほど町長が答弁したとおり、2月16日まで430件の寄附をいただいているということですので、その部分については大きく阿見町のふるさと納税の寄附額としては変化があったというふうなごさいます。

○議長（吉田憲市君） 栗原議員。

○6番（栗原宜行君） はい、ありがとうございます。

ルールを守りながらですね、この今、室長が言われた、430件に伸ばされたということで、すごく安心いたしました。ただ、2023年の目標件数はですね、1,400件という形になっておりますので、これの達成に向けた何か施策があったら教えていただきたいと思ひます。

○議長（吉田憲市君） 湯原公室長。

○町長公室長（湯原幸徳君） はい。10月からふるさと納税を本格的に、町として返礼品を提供しながら実施するというごさいますので、先ほども答弁の中で、今現在66の返礼品でございませけれども、近々88まで高めていくということですが、まだまだ足りないというふうにも思っておりますし、寄附をしていただいた方に返礼品の選択肢を広げていただくというふうなところもやっぱり必要になってくると思ひますので、返礼品の充実はこれからも随時していくというふうなごさいます。

また阿見町の認知度でございませけれども、なかなか認知度を高めるごさいますので、今までは難しかったというふうなごさいます。来年度ですね、2年度からは、広報戦略室というものをつくって、阿見町の認知度を内外に広めていくという施策を進めていかなければならないと。それによって、阿見町のふるさと納税へつなげていければというふうなごさいますので、そういった施策も展開していきたいというふうなごさいます。

それともう1点は、阿見町には工業団地が3つございませ。非常にすばらしい優良企業でございませ。優良企業は全国に展開している企業でございませので、できれば阿見町の認知度を上げる、あるいはそのふるさと納税の部分についてでもですね、社内広報ですとか、そういった部分で御協力をいただけるような働きかけもしていきたいなというふうには考えております。その部分については、毎年行われる工業に関する懇談会ですとか、あるいはいろいろ工場の方も町長のほうに御挨拶に来る機会もあろうかと思ひますので、そういう機会を活用しましてですね、お願いをしていくような形をしていきたいなというふうなごさいます。

○議長（吉田憲市君） 栗原議員。

○6番（栗原宜行君） はい。ありがとうございます。

2問目の質問、阿見町の魅力度はアップできてるか、それについては4項目について伺いました。

阿見町がですね、さらに住みやすく魅力度のある町になりますように、執行部とともにですね、頑張っていきたいと思います。今後ともよろしく願いいたします。

これをもって私の質問は終わりにいたします。

○議長（吉田憲市君） これで、6番栗原宜行君の質問を終わります。

---

#### 議案第28号の撤回について

○議長（吉田憲市君） 日程第2、議案第28号の撤回についてを議題といたします。

提案者から撤回の理由について説明を求めます。町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 本定例会に上程いたしました議案第28号の土地の処分についてであります。契約の相手方から仮契約の解除の申し出がありましたので、議案の撤回をさせていただきたく、阿見町議会会議規則第20条第1項の規定により議会の許可を求めます。

議員各位には大変御迷惑おかけいたしました。心よりお詫びを申し上げます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（吉田憲市君） 以上で説明を終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第28号の撤回についてを許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議なしと認めます。よって、議案第28号の撤回についてを許可することに決しました。

ただいま撤回許可による、去る2月19日に付託いたしました議案第28号、土地の処分については、産業建設常任委員会に付託しないとともに、お手元に配付いたしました議案付託表から削除いたします。

---

#### 休会の件

○議長（吉田憲市君） 次に日程第3、休会の件を議題といたします。

委員会審査及び議案調査の都合により、2月22日から3月5日までを休会にしたいと思いません。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議なしと認め、さよう決定をいたしました。

---

#### 散会の宣告

○議長（吉田憲市君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これで散会します。御苦労さまでした。

午後 2時42分散会

第 4 号

[ 3 月 6 日 ]

## 令和2年第1回阿見町議会定例会会議録（第4号）

令和2年3月6日（第4日）

### ○出席議員

1番	吉田憲市君
2番	石引大介君
3番	井田真一君
4番	高野好央君
5番	樋口達哉君
6番	栗原宜行君
7番	野口雅弘君
8番	永井義一君
9番	海野隆君
10番	平岡博君
11番	久保谷充君
12番	川畑秀慈君
13番	難波千香子君
14番	紙井和美君
15番	柴原成一君
16番	久保谷実君
17番	倉持松雄君
18番	佐藤幸明君

### ○欠席議員

なし

### ○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町	長	千葉繁君		
副町	長	坪田匡弘君		
教	育	長	湯原正人君	
町	長	公室	長	湯原幸徳君

総務部長	小口勝美君
町民生活部長兼 生活環境課長	高須徹君
保健福祉部長	飯野利明君
産業建設部長	湯原一博君
教育委員会教育次長	朝日良一君
会計管理者兼 会計課長	佐藤吉一君
政策秘書課長	佐藤哲朗君
総務課長	青山広美君
財政課長	黒岩孝君
管財課長	飯村弘一君
町民課長兼 うずら出張所長	飯山裕見子君
社会福祉課長	遠藤朋子君
都市計画課長	林田克己君
道路公園課長	浅野修治君
上下水道課長	井上稔君
生涯学習課長兼 中央公民館長	煙川栄君

○議会事務局出席者

事務局長	小倉貴一
書記	野口和之

令和2年第1回阿見町議会定例会

議事日程第4号

令和2年3月6日 午前10時開議

日程第1	議案第1号	阿見町あみ人材育成基金条例の制定について
日程第2	議案第2号	阿見町行政不服審査会条例の一部改正について
	議案第3号	阿見町町界町名地番整理審議会条例の一部改正について
	議案第4号	阿見町職員の給与に関する条例の一部改正について
	議案第5号	阿見町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
	議案第6号	阿見町の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について
	議案第7号	阿見町職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正について
	議案第8号	阿見町監査委員条例の一部改正について
	議案第9号	阿見町印鑑条例の一部改正について
	議案第10号	阿見町町営住宅管理条例の一部改正について
	議案第11号	阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について
	議案第12号	阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
	議案第13号	阿見町ふるさと創生基金条例の廃止について
日程第3	議案第14号	令和元年度阿見町一般会計補正予算（第6号）
	議案第15号	令和元年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
	議案第16号	令和元年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
	議案第17号	令和元年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）
	議案第18号	令和元年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第4号）
	議案第19号	令和元年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
	議案第20号	令和元年度阿見町水道事業会計補正予算（第3号）
日程第4	議案第21号	令和2年度阿見町一般会計予算
	議案第22号	令和2年度阿見町国民健康保険特別会計予算
	議案第23号	令和2年度阿見町介護保険特別会計予算
	議案第24号	令和2年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算

- 議案第 25 号 令和 2 年度阿見町水道事業会計予算
- 議案第 26 号 令和 2 年度阿見町下水道事業会計予算
- 日程第 5 議案第 27 号 財産の取得について（阿見町小学校入学祝い品支給ランドセル購入）
- 日程第 6 議案第 29 号 町道路線の廃止について  
議案第 30 号 町道路線の認定について
- 日程第 7 議案第 31 号 損害賠償の額を定めることについて
- 日程第 8 阿見町選挙管理委員及び補充員の選挙
- 日程第 9 土地利用調査について
- 日程第 10 議会運営委員会及び常任委員会の閉会中における所管事務調査について

午前10時00分開議

○議長（吉田憲市君） 皆さん、おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

本日の議事については、お手元に配付をいたしました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

ここで執行部より意見を求められておりますので、これを許します。

産業建設部長湯原一博君。

○産業建設部長（湯原一博君） おはようございます。

前回ですね、産業建設特別委員会のほうでですね、予算特別委員会のほうでですね、永井議員のほうからですね、老朽管布設工事、主要施策の概要ですけども、この延長がですね、1,200メートルとなっていることにいたしまして御指摘されましたけども、これは1,500メートルの間違いです。これにつきまして、後でですね、ホームページ等もですね、訂正したいと思えます。どうも済みませんでした。

○議長（吉田憲市君） それでは、会議を再開いたします。

---

議案第1号 阿見町あみ人材育成基金条例の制定について

○議長（吉田憲市君） 日程第1、議案第1号、阿見町あみ人材育成基金条例の制定についてを議題といたします。

本案につきましては、去る2月19日の本会議において、所管常任委員会に付託をいたしました。委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

民生教育常任委員会委員長久保谷実君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長久保谷実君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（久保谷実君） 皆さん、おはようございます。

それでは、命によりまして、民生教育常任委員会に付託されました議案について、審査の経過と結果について、会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は、令和2年2月25日、午後1時58分に開会し、午後2時50分まで慎重審議を行いました。出席委員は全員の6名で、議案説明のために、執行部から千葉町長をはじめ20名、議会事務局から2名の出席をいただきました。なお、傍聴者は1名でした。

まず初めに、議案第1号、阿見町あみ人材育成基金条例の制定について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、人材育成海外留学補助金について、いろいろな留学の仕方があると思うのですが、どのような規定があるのですかとこの質疑があり、それに対し、龍ヶ崎の学校が発行する入学許可証、または受け入れたということを確認した証明が必要であって、1年以上留学する見込みがあることが条件です。語学留学等で1年未満の短期留学の場合は該当しません。現在、3名程度の応募を想定していますが、応募者が多い場合は補正予算を組んで対応したいと考えていますとの答弁でした。

次に、奨学金返還支援補助金の中で満30歳未満となっているが、今現在在学中で奨学金を受けている方は対象になるのかとの質疑があり、それに対して、現在在学中の方は対象外です。卒業後、奨学金の返済をしている方が対象にしていますとの答弁がありました。

次に、海外留学奨学補助金は、阿見町に戻ってきてからの条件はあるんですかとこの質疑があり、それに対し、町内の企業に就業するとか、町内に在住するとかの条件はありません。国際的に活躍できる人材の育成と考えていますので、ふるさと阿見町を代表して活躍をしていただければと考えているのが答弁でした。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第1号、阿見町あみ人材育成基金条例の制定については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（吉田憲市君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第1号についての委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案どおり可決することに決しました。

---

議案第2号	阿見町行政不服審査会条例の制定について
議案第3号	阿見町町界町名地番整理審議会条例の一部改正について
議案第4号	阿見町職員の給与に関する条例の一部改正について
議案第5号	阿見町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の

	一部改正について
議案第6号	阿見町の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について
議案第7号	阿見町職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正について
議案第8号	阿見町監査委員条例の一部改正について
議案第9号	阿見町印鑑条例の一部改正について
議案第10号	阿見町町営住宅管理条例の一部改正について
議案第11号	阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について
議案第12号	阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
議案第13号	阿見町ふるさと創生基金条例の廃止について

○議長（吉田憲市君） 次に、日程第2、議案第2号、阿見町行政不服審査会条例の一部改正について、議案第3号、阿見町町界町名地番整理審議会条例の一部改正について、議案第4号、阿見町職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第5号、阿見町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、議案第6号、阿見町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について、議案第7号、阿見町職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正について、議案第8号、阿見町監査委員条例の一部改正について、議案第9号、阿見町印鑑条例の一部改正について、議案第10号、阿見町町営住宅管理条例の一部改正について、議案第11号、阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について、議案第12号、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第13号、阿見町ふるさと創生基金条例の廃止について、以上12件を一括議題といたします。

本案については、去る2月19日の本会議において、所管常任委員会に付託をいたしました。委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長佐藤幸明君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長佐藤幸明君登壇〕

○総務常任委員会委員長（佐藤幸明君） 皆さん、おはようございます。

命により、総務常任委員会に付託されました議案について、審査の経過と結果について、会議規則第77条の規定により、御報告申し上げます。

当委員会は、令和2年2月25日、午前9時59分に開会し、午前11時3分まで慎重審議を行い

ました。出席委員は全員の6名で、議案説明のため執行部より、千葉町長をはじめ19名、議会事務局から2名の出席をいただきました。なお、傍聴者は1名でした。

まず初めに、議案第2号、阿見町行政不服審査会条例の一部改正について、質疑を許しましたところ、質疑、討論ともになく、採決に入り、議案第2号、阿見町行政不服審査会条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第3号、阿見町町界町名地番整理審議会条例の一部改正について、質疑を許しましたところ、町界町名地番整理審議会が主になって町名を整理していくような形になるのか。また、町名が整理される地区はあるかとの質疑に対し、町界町名地番整理審議会の中で町界町名整理の基本計画を策定し、現在進めているところです。本年度は、阿見吉原地区の西南工区を実施し、これから先の地番整理については決まっていませんという答弁がありました。

そのほか質疑なく、討論に入り、討論なく、採決に入り、議案第3号、阿見町町界町名地番整理審議会条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第4号、阿見町職員の給与に関する条例の一部改正について、質疑を許しましたところ、会計管理者の職務を7級から6級にした理由についての質疑に対し、今回の人事院勧告とは別の理由で、現在7級部長級となっているが、今回の組織機構の見直しを行うときに、ほかの部と比較して職務の範囲が狭いこと、また、管理する職員数が限られていることから、課長級職員でも十分対応できるだろうということで、7級から6級に改正するものとの答弁がありました。

また、ほかの市町村ではどのようなになっているかとの質疑に対し、各自治体で部長級、課長級というのはさまざまですとの答弁がありました。

そのほか質疑なく、討論に入り、討論なく、採決に入り、議案第4号、阿見町職員の給与に関する条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第5号、阿見町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、質疑を許しましたところ、第1条関係と第2条関係の意味合いはどういうものかとの質疑に対し、第1条関係については、現行の期末手当の支給率が6月、12月、一緒に100分の167.5です。これを12月分に限って100分の172.5に改正するもので、人事院勧告により昨年4月にさかのぼって実施するため、今年度の昨年12月の期末手当0.05月分を引き上げるといふ改正です。

第2条は、次年度の令和2年4月以降の支給率について改正するものです。現行100分の167.5を、今年度は12月分だけの0.05引き上げますが、令和2年4月以降は6月と12月で平準化して100分の170とするもので、年間を通せば0.05月分引き上げる改正となりますとの答弁がありました。

そのほか質疑なく、討論に入り、討論なく、採決に入り、議案第5号、阿見町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第6号、阿見町の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について、質疑を許しましたところ、質疑、討論ともになく、採決に入り、議案第6号、阿見町の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第7号、阿見町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について、質疑を許しましたところ、別段の取り扱い等はどういう意味合いかとの質疑に対し、正職員においては、新たに職員となったものについては、任命権者または任命権者の定める上級の公務員の面前において、宣誓書に署名をしなければならないという規定があります。会計年度任用職員に対しての別段の定めというところは、その任命権者の面前での宣誓書の署名を要さないということで、あらかじめ署名した宣誓書を提出することで足りるというようなことで考えています。

次に、会計年度任用職員を3項に含めるということにより、全ての職員が網羅されるということかとの質疑に対し、宣誓書については全ての職員ということになるが、現在においても、臨時職員は宣誓書でなく誓約書というような形で徴取していますとの答弁がありました。

そのほか質疑なく、討論に入り、討論なく、採決に入り、議案第7号、阿見町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第8号、阿見町監査委員条例の一部改正について、質疑、討論ともになく、採決に入り、議案第8号、阿見町監査委員条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第9号、阿見町印鑑条例の一部改正について、質疑を許しましたところ、今までの成年後見人について、このように緩和されますという町民に対する案内はどのようなスケジュールで行うのかとの質疑に対し、議決をいただいた後に広報を考えたいとの答弁がありました。

このほか質疑なく、討論に入り、討論なく、採決に入り、議案第9号、阿見町印鑑条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第13号、阿見町ふるさと創生基金条例の廃止について、質疑を許しましたところ、いつごろから、どのような目的で基金を設立したのかとの質疑に対し、当時の竹下内閣の竹下総理大臣が発案した全国の自治体に1億円を配るといふ、ふるさと創生事業という事業があり、まい・あみ・まつり事業に1,100万円の補助金としてずっと充ててきましたが、最

最終的に平成20年にそれを充て切れなくなり、中止してまいりましたとの答弁がありました。

次に、今年度実施のまい・あみ・まつり事業に充当したのかとの質疑に対し、今年度30周年記念事業ということから、事業費の1,100万円に残額の全額を充てるもので、実際には3月6日に議決いただいてから投入し、基金を廃止するものですとの答弁がありました。

そのほかに質疑なく、討論に入り、討論なく、採決に入り、議案第9号、阿見町の印鑑条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（吉田憲市君） それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は10時32分といたします。

午前10時22分休憩

---

午前10時39分再開

○総務常任委員会委員長（佐藤幸明君） 大変失礼をいたしました。

よく聞いてた方は間違いがわかったかと思えます。そうでない方は、よく聞くようにしていただきたいと思えます。

13号の質疑の内容から、再報告させていただきます。

続きまして、議案第13号、阿見町ふるさと創生基金条例の廃止について質疑を許しましたところ、いつごろから、どのような目的で基金を設立したのかとの質疑に対し、当時の竹下内閣の竹下総理大臣が発案した、全国の自治体に1億円を配るという、ふるさと創生事業という事業があり、まい・あみ・まつり事業に1,100万円の補助金をずっと充ててきましたが、最終的に、平成20年にそれに充て切れなくなり中止してまいりましたとの答弁がありました。

次に、今年度実施のまい・あみ・まつり事業に充当したかとの質疑に対し、今年度30周年記念事業ということから、事業費の1,100万円に残額の金額を充てるもので、実際には3月6日に、議決いただいてから投入して、基金を廃止するというものですとの答弁がありました。

そのほかに質疑なく、討論に入り、討論なく、採決に入り、議案第13号、阿見町ふるさと創生基金条例の廃止については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

失礼いたしました。

○議長（吉田憲市君） 次に、民生教育常任委員会委員長久保谷実君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長久保谷実君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（久保谷実君） それでは、先ほどに引き続きまして、議案第11号、阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について、御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、削除する学校安全実践委員会について質疑があり、この事業は、県の委託を受けた今年度限りの事業なもので、今年度で終了いたします。ただ、今後も取り組んでいきたいと考えていますので、例えば、警察署のほうで同じような講師を派遣していただく事業もあるということなので、今後も児童生徒の交通安全対策に取り組んでいきたいとの答弁でした。

次に、今年度新しい事業になる地域自立支援協議会について内容の質疑があり、それに対し、今までは個別支援協議会ということでありましたが、ケーススタディーのような形で対応していましたが、町内の各機関の方が集まって、自立支援協議会をつくりサービスの提供をしていこうということで設置いたしました。メンバーは、相談支援事業者、サービスの提供事業者、保健医療関係者、民生委員児童委員、教育関係者の代表者、子育て支援の代表者、就労関係の機関の代表者、そのほか学識経験を有する方と関係団体の代表者ということで考えていますとの答弁でした。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し採決に入り、議案第11号、阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決されました。

続きまして、議案第12号、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、新しく加わった学校運営協議会の中身について質疑があり、これに対して、学校運営協議会は、町内の小・中学校のなど現場において、地域との連携をもとにコミュニティ・スクールを実践するための組織です。現状では、地域と学校の関係を見てみますと、阿見第二小学校が一番ふさわしいのではないかということから、阿見第二小学校をモデルに進めていきたいと考えています。

委員からは、阿見第二小学校を視察しますと、地域が学校を支えているというのがひしひしと伝わってきます。この学校をモデルとして、学校運営協議会が全町に広めていってほしいとの要望がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。採決に入り、議案第12号、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げます、委員長報告といたします。

○議長（吉田憲市君） 次に、産業建設常任委員会委員長、野口雅弘君登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長野口雅弘君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（野口雅弘君） おはようございます。

それでは、命によりまして、産業建設常任委員会に付託されました議案について、会議規則

第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は、令和2年2月26日午前9時58分に開会し、10時59分まで慎重審議を行いました。出席委員は6名で、議案審査のため、執行部より千葉町長をはじめ9名、議会事務局から2名の出席をいただきました。なお、傍聴者は1名でした。

まず初めに、議案第10号、阿見町町営住宅管理条例の一部改正について、質疑を許しましたところ、条例改正の概要の入居者資格の緩和についての質疑があり、執行部からは、これまでの条例では、国保税及び地方税を滞納していましたら、もう入居の資格はなかったのですが、条例を改正しまして、まず、税の種類につきましては、町で調査可能な町税及び国保税に限定しました。そして、一定の要件を満たしていれば入居できるように緩和しました。具体的には、税の滞納があったとしても、分納契約を守り納税されている方で3カ月ぐらい継続して納めていただいた方を、一定の要件を満たしたと認めようと考えておりますとの答弁がありました。

そのほか質疑なく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第10号、阿見町町営住宅管理条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

当委員会の決定に対しましては、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告とさせていただきます。

○議長（吉田憲市君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第2号から議案第13号までの12件については、委員長報告は原案可決であります。

本案12件は委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議なしと認めます。よって、議案第2号から議案第13号までの12件は、原案どおり可決することに決しました。

---

議案第14号	令和元年度阿見町一般会計補正予算（第6号）
議案第15号	令和元年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
議案第16号	令和元年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
議案第17号	令和元年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）

- 議案第18号 令和元年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第4号）  
議案第19号 令和元年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）  
議案第20号 令和元年度阿見町水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（吉田憲市君） 次に、日程第3、議案第14号、令和元年度阿見町一般会計補正予算（第6号）、議案第15号、令和元年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）、議案第16号、令和元年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）、議案第17号、令和元年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）、議案第18号、令和元年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第4号）、議案第19号、令和元年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）、議案第20号、令和元年度阿見町水道事業会計補正予算（第3号）、以上7件を一括議題といたします。

本案につきましては、去る2月19日の本会議において、所管常任委員会に付託をいたしました。委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長佐藤幸明君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長佐藤幸明君登壇〕

○総務常任委員会委員長（佐藤幸明君） それでは、先ほどに引き続き、議案第14号、令和元年度阿見町一般会計補正予算（第6号）うち総務常任委員会所管事項について、御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、国民体育大会事業の事業委託料の減額と、国民体育大会施設整備事業の草刈り委託料、工事請負費の減額理由とはとの質疑に対し、草刈り委託料は、県道沿いの草刈りを予定していたが、県施工で実施していただいたため、それ以外は契約差金ですとの答弁がありました。

次に、防災対策事業の防犯カメラ設置工事の減額理由とはとの質疑に対し、予定どおり設置し、減額は契約差金ですとの答弁がありました。

次に、ふるさと納税事業の電算システム使賃料の増額理由とはとの質疑に対し、契約先のポータルサイトへの掲載順位をよりPR効果を狙って上位に掲載することにしたため、当初定額での支払いを予定したものを、寄附額の1%と変更したため増額したものですとの答弁がありました。また、業務委託料の減額理由についてはとの質疑に対し、ふるさと納税の歳入見込みを2,000万円から1,000万円に減額計上しています。現在の実績が約680万円ですから、年度末に1,000万円を目指しており、それに応じて委託料も成果型のため、50%減額していますとの答弁がありました。

次に、消防費の団員教育訓練費の報酬及び費用弁償の削減理由はとの質疑に対し、報酬は当初の予定よりも団員数が少なかったことと、費用弁償は訓練や会議への出席実数から減額したものですとの答弁がありました。

次に、被服類購入費について、削減理由はとの質疑に対し、契約差金と、計上していた女性消防団の新規入団者がいなかったため減額しました。消防団員への新基準の活動服は、令和元年度・2年度の2カ年で支給を予定していますとの答弁がありました。

次に、防災無線保守点検委託料の減額理由と点検内容はとの質疑に対し、減額は契約差金によるもので、また町民から聞こえづらいとの声に対し、これまで拡声器の角度などの調整をしたことはありませんとの答弁がありました。

次に、税務総務費の時間外手当の減額理由はとの質疑に対し、秋の台風被害に係る罹災証明書の調査及び発行業務と療養休暇取得者分の業務が増加したためと答弁がありました。また、税務課以外に、台風災害の対応により本務ができず時間外勤務が増えた課はありますか、との質疑に対し、税務課以外にはありませんとの答弁がありました。

次に、住民基本台帳事務費の通知カード、個人番号関連事務費負担金の増額理由はとの質疑に対し、マイナンバーカードの取得促進が進んだことで、中央公共団体情報システム機構へ納付する負担金が増加したものですとの答弁がありました。また交付状況についての質疑に対し、2月9日時点で14.8%との答弁がありました。

そのほか質疑なく、討論に入り討論なく、採決に入り、議案第14号、令和元年度阿見町一般会計補正予算（第6号）うち総務常任委員会所管事項については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（吉田憲市君） 次に、民生教育常任委員会委員長久保谷実君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長久保谷実君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（久保谷実君） それでは、先ほどに引き続きまして、議案第14号、令和元年度阿見町一般会計補正予算（第6号）のうち民生教育常任委員会所管事項について、御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、児童手当の減額の額が多いので、児童福祉扶助費の減額の理由について質疑があり、それに対して、当初予算が7億5,000万円と大きいものですから多少余裕を持った見方をしていることはあるのですが、6月と10月に支払いしているものがおよそ4億7,000万、2月に2億3,500万、これからは随時払い、精算払いの形になるんですが、最終的に支払いが約7億2,000万になると思い、今年度見込みということで、3,300万円強の減額ということですとの答弁がありました。

次に、校内通信ネットワーク整備事業について質疑があり、それに対して、政府におかれまして、2024年度までに児童生徒1人に1台端末を整備するということをうたってまして、GIGAスクール構想に基づいて整備するものです。パソコンとかタブレットの整備ではなく、Wi-Fiの整備ですとの答弁でした。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第14号、令和元年度阿見町一般会計補正予算（第6号）のうち民生教育常任委員会所管事項については、全委員が賛成し、原案どおり可決されました。

次に、議案第15号、令和元年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。討論に入り討論なし。採決に入り、議案第15号、令和元年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）については、全委員が賛成し、原案どおり可決されました。

次に、議案第18号、令和元年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第4号）について、御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ質疑なし。討論に入り、討論なし。採決に入り、議案第18号、令和元年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第4号）については、全委員が賛成し、原案どおり可決されました。

次に、議案第19号、令和元年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第19号、令和元年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）については、全委員が賛成し、原案どおり可決されました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（吉田憲市君） 次に、産業建設常任委員会委員長野口雅弘君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長野口雅弘君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（野口雅弘君） それでは、先ほどに引き続きまして、議案第14号、令和元年度阿見町一般会計補正予算（第6号）うち産業建設常任委員会所管事項について、質疑を許しましたところ、浄化槽設置事業で641万円の減額になっている理由についての質疑があり、執行部からは、今回の減額の理由は、こちらは国県補助対象の浄化槽補助金、これに町の単独事業費を足しまして支払っている浄化槽への切り替えの補助金となっております。こちら、当初見込んであった件数は73件でしたが、実際の申し込みは62件だったことから減額となりますとの答弁がありました。

次に、農業委員会費の報酬183万円増額の理由についての質疑があり、執行部からは、阿見町特別職で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例におきましては、農業委員さんと推進委員さん、それぞれの基本報酬が記載されています。そのほかに、別枠で年額能率報酬というものが記載されております。今回この補正額は、ここの部分、能率報酬に当たるものでございますとの答弁がありました。

次に、道路橋梁維持補修の中の工事請負費、建築工事、交通安全工事の増額補正についての質疑があり、執行部からは、いずれも国交省所管の交付金の補正予算が交付されましたので、それを実行するための補正予算です。内容としては、交差点の歩行者だまりを守るためのガードパイプやボラードの設置による交差点の安全対策、これを12カ所、次に交差点のカラー舗装、これを1カ所、グリーンベルトの設置を1カ所、そのほかに未就学児のお散歩コースの安全対策としまして路面の標示や歩道の段差解消、それから側溝のふたの設置など10カ所の対策を行います。そして最後に、サイクリングロードの矢羽根マークの設置を行いますとの答弁がありました。

次に、寺子飯倉線の整備事業の補償金についての質疑があり、執行部からは、これも先ほどと同じく、国の補正予算で交付金を受けることによる補正です。内容については、土地購入費が1億2,000万円で22名の地主さんが対象です。あと14件の補償費で、このうち6件は工作物、コンクリートの構造物や看板等でございます。残り8件は立ち木の伐採費用ですとの答弁がありました。

そのほか質疑がなく、質疑を終結し、討論に入り討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第14号、令和元年度阿見町一般会計補正予算（第6号）うち産業建設常任委員会所管事項は、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

続きまして、議案第16号、令和元年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について質疑を許しましたところ、霞ヶ浦湖北流域下水道の管理負担金の減額の理由はどの質疑があり、執行部からは、こちらは町から流域下水道事務所のほうに放流しています污水排水量に応じて流域下水道に支払う負担金となっています。こちらは、30年度の汚水量調整分と、令和元年度、今年度の最終実績見込み量で算出したところ、当初予算よりも少なかったので減額しましたとの答弁がありました。

そのほか質疑がなく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第16号、令和元年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

続きまして議案第17号、令和元年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）について、質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を

終結し、採決に入り、議案第17号、阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

続きまして、議案第20号、令和元年度阿見町水道事業会計補正予算（第3号）について質疑を許したところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第20号、令和元年度阿見町水道事業会計補正予算（第3号）については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

当委員会の決定に対しましては、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告とさせていただきます。

○議長（吉田憲市君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第14号から議案第20号までの7件については、委員長報告は原案可決であります。

本案7件は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議なしと認めます。よって、議案第14号から議案第20号までの7件は、原案どおり可決することに決しました。

ここで暫時休憩といたします。会議の再開は11時16分といたします。

午前11時06分休憩

---

午前11時17分再開

○議長（吉田憲市君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

議案第21号	令和2年度阿見町一般会計予算
議案第22号	令和2年度阿見町国民健康保険特別会計予算
議案第23号	令和2年度阿見町介護保険特別会計予算
議案第24号	令和2年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算
議案第25号	令和2年度阿見町水道事業会計予算
議案第26号	令和2年度阿見町下水道事業会計予算

○議長（吉田憲市君） 次に、日程第4、議案第21号、令和2年度阿見町一般会計予算、議案第22号、令和2年度阿見町国民健康保険特別会計予算、議案第23号、令和2年度阿見町介護保険特別会計予算、議案第24号、令和2年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算、議案第25号、令和2年度阿見町水道事業会計予算、議案第26号、令和2年度阿見町下水道事業会計予算、以上6件を一括議題といたします。

本案につきましては、去る2月19日の本会議において、予算特別委員会に付託をいたしました。委員より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

予算特別委員会委員長佐藤幸明君、登壇願います。

〔予算特別委員会委員長佐藤幸明君登壇〕

○予算特別委員会委員長（佐藤幸明君） それでは、命によりまして、予算特別委員会に付託されました議案につきまして、審査の経過と結果について、会議規則第77条の規定により、御報告申し上げます。

当委員会は、2月27日、28日、3月2日の3日間にわたり、議案説明のため、執行部より千葉町長をはじめ、関係職員の出席をいただき慎重審議を行いました。

審査の結果につきましては、初めに、議案第21号、令和2年度阿見町一般会計予算については、反対討論が1件ありましたが、賛成多数により原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第22号、令和2年度阿見町国民健康保険特別会計予算については、反対討論が1件ありましたが、賛成多数により原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第23号、令和2年度阿見町介護保険特別会計予算については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第24号、令和2年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算については、反対討論が1件ありましたが、賛成多数により原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第25号、令和2年度阿見町水道事業会計予算については、反対討論が1件ありましたが、賛成多数により原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第26号、令和2年度阿見町下水道事業会計予算については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

なお、審議の詳細につきましては、全議員が当委員会の委員でありますので、割愛させていただきます。

当委員会の決定に対して、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（吉田憲市君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

まず原案に反対者の発言を許します。

永井議員。

○8番（永井義一君） 私はですね、議案第21号、令和2年度阿見町一般会計予算、議案第22号、令和2年度阿見町国民健康保険特別会計予算、議案第24号、令和2年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算、議案第25号、令和2年度阿見町水道事業会計予算に反対をいたします。

まず一般会計ですが、マイナンバーカードの問題があります。平成27年、2015年度から始まったこの事業ですが、この5年間の予算ベースで見ると、国からの補助金が9,210万に対して、歳出では7,581万4,000円となっております。阿見町の人口を4万9,000人と考えて、この歳出で考えると、日本全体ではこの5年間で1,949億3,748万円をマイナンバー事業に費やしたことになります。しかし、阿見町での申請割合は14.8%ですから、どれだけお金を使っても普及しないことがわかります。

国では、マイナンバーカードを公務員に強制的につくらせようとしたり、またその家族にもつくってもらうため、ポイントがたまる制度などを導入し、健康保険証にもひもづけしようとしています。このマイナンバーカード制度、莫大な税金を投入しながら国民の理解が得られないまま推進してきた結果です。今、国がお金を投入するのは新型コロナウイルスなどの感染拡大を防ぐための施策です。根本的に税金の使い方が間違っています。阿見町でも、コンビニ交付などでマイナンバーカードを普及させようとしています。個人情報流出の可能性も大きな問題ではないでしょうか。

国が強引にマイナンバーカードを使わせる、その裏には大企業の利潤が隠れています。町はそれを無批判に行おうとしていることは大きな問題です。個人情報の漏えいにも懸念があるこのマイナンバー事業を含む、この一般会計予算には反対をいたします。

次に、国民健康保険税特別会計です。国保に関しましては、一昨年からの県への移譲で、保険料率が上がりました。予算特別委員会の議論の中で、県の見積もりが甘かったということが言われていますが、町としては保険料率をもとに戻すことを考えるべきではないでしょうか。また、令和3年から行われようとしているマイナンバーカードへの健康保険へのひもづけで、国から制度関係業務事業費補助金として68万1,000円が予算計上されています。これも国による税金の無駄遣いです。

国が行うべきことは、全国知事会や全国町村会などで要望している協会けんぽの保険料並みに引き下げのための、1兆円の公費負担増ではないでしょうか。そして今、町が行うべきことは、保険料を払いたくても払えない人への助成や、保険料率の引き下げではないでしょうか。

以上のことから、令和2年度国民健康保険税特別会計予算にも反対をいたします。

次に、後期高齢者医療特別会計予算です。これは、平成20年から始まった制度です。発足当時、2年ごとに保険料の見直しが行われるということでした。しかし、平成24年から令和元年までは、後期高齢者医療費準備基金を活用することによって、保険料の値上げは抑えられていました。それが、今年の2月に、令和2年度・3年度の保険料で、均等割が6,500円増、所得割が0.5%増となってしまいました。被保険者が年々増加する中、給付費も上がっています。

日本共産党は、もともとこの75歳からの別枠での保険を設置する後期高齢者医療保険制度に反対をしてきました。よって、令和2年度後期高齢者医療特別会計予算にも反対をいたします。

最後に水道会計です。水道会計では、平成30年4月から料金体系が1立方メートルからの従量制に移行し、単身者や夫婦2人だけの家庭では大変喜ばれております。しかし、10立方メートル以上使う家庭では料金は変わらず、相変わらずの高いままに推移しています。他の市町村から引っ越してきた家庭では、阿見町の水道料金の高さに驚いています。純利益で言いますと、料金体系変更前の平成29年度の決算で約1,855万3,000円、改定後の平成30年度決算では、約1億7,180万ですね、ごめんなさい。さっきちょっと間違えました。1億8,553万の間違いです。ということで、1,373万円の落ち込みで済みました。

老朽管の布設替え等でもお金がかかりますが、水道は生活になくてはならないものです。さらなる水道料金の引き下げを求め、この令和2年度阿見町水道事業会計予算にも反対をいたします。

以上です。

○議長（吉田憲市君） ほかに反対者はございますか。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） じゃあ次に、原案に賛成者の発言を許します。

海野議員。

○9番（海野隆君） 私は、反対討論のあった、議案第21号、令和2年度阿見町一般会計予算、議案第22号、令和2年度阿見町国民健康保険特別会計予算、議案第24号、令和2年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算、議案第25号、令和2年度阿見町水道事業会計予算に、賛成の立場から討論をいたします。

言うまでもなく、一般会計予算は、令和2年度に実施される阿見行政の全ての事務事業を執行する予算が網羅されております。予算の議決権は議会のみが有する権限であり、この議決なくしては確定せず、執行することはできません。会計予算は、歳入歳出一体のもので、昨年9月から始まり、今日まで財政的な制約から、次年度以降に繰り越さざるを得ない政策もあったと思われませんが、本予算取りまとめには、事業課職員と財政担当課職員との真摯な議論が積み重ねられ、さらには町長及び教育長の政策判断によって、本予算は編成されております。

本予算には、阿見町に若い世代を呼び込む新たな事業である病児保育施設整備事業、18歳までの医療費無料化、認定こども園施設整備事業費補助金、保育士等処遇改善助成金など、子育て支援の一連の政策が盛り込まれております。また、6億円を超える障害のある方々が安心して暮らせる福祉サービスである障害者介護給付金、始まったばかりの移動販売車による高齢者買い物支援事業なども予算化されております。

さらには、町の骨格道路をつくる都市計画道路の整備、安心して快適な道路環境を維持・改善する予算、生活道路や歩道の整備などにも多くの予算が計上されております。商工業や農業など産業基盤を支える予算、防災にも多くの予算が計上されております。教育委員会関係では、第3子以降の対象者を拡大した給食費無料化の拡大、新たな事業である人材育成奨学金支援事業、老朽化が進む学校施設の改修にも予算が計上されております。

議会は町民生活に密接にかかわる本予算を成立させ、執行部は、無駄のない効率的な予算の執行を行わなければなりません。本予算を通じて、町民生活を支援することが最も重要だと指摘して、本予算に賛成いたします。

続いて、議案第22号、令和2年度阿見町国民健康保険特別会計予算について、賛成の立場から討論いたします。

国民健康保険制度は、病気やけがをした場合に、安心して医療を受けることができるよう、加入者が医療費の負担を支え合う助け合いの制度で成り立っています。全ての人が何らかの医療保険に加入することとなっている我が国の国民皆保険制度の中核として、地域住民の医療の確保と健康の保持増進に大きく貢献しております。

しかし、加入者は、自営業や農業・漁業に従事している方、パート、アルバイト、退職して職場の健康保険をやめた方、3カ月を超える在留資格が決定された住所を有する外国籍の方々などです。したがって、保険基盤は弱く、医療費が増加するにつれ、市町村国民健康保険制度運営が困難に直面いたしました。平成30年度からは、都道府県が国民健康保険財政の運営主体となる国保広域化が実施されましたが、基本的な状況は変化していません。

阿見町でも、一般会計から約3億9,000万円内外の繰り入れを行っています。また、世帯収入状況により、保険税の免除及び軽減を行っています。私自身も、国民健康保険に加入しております。確かに、国保税が高いと感じることもあります。町民からのアンケートでも、国保税が高いという意見が寄せられています。しかし、加入者が医療費の負担を支え合う助け合いの制度だと理解しております。

医療費の増加傾向の中で、町は限られた財源の中で国保制度を維持するのにぎりぎりの支援を続けていることから、今後、東京医大や県立医療大学などとともに、健康づくり課などが主導して、予防医学など適正な受診を行うために全力を尽くされることを望みたいと思います。

課題はあるにしても、本予算を成立させて、国保に加入する町民が、病気やけがをした場合に安心して医療を受けることができるようにすることが最も重要だと指摘して、本予算に賛成いたします。

続いて、議案第24号、令和2年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算に賛成の立場から討論をいたします。

後期高齢者医療制度は、原則的に75歳以上の方が加入する独立した医療制度です。高齢者の医療費が増大傾向にある中で、1983年に制定された従来の老人保健制度を見直し、2008年に後期高齢者医療制度が施行されることになりました。いろいろと議論はあったものの、財源の一部を75歳以上の高齢者が負担するということになりました。従来の老人保健制度の財源は、公費が50%、国民健康保険と社会保険からの支援金が50%で成り立っていましたが、後期高齢者医療制度では、国保と社保からの支援金の負担割合を40%に減らし、削減した10%を75歳以上の高齢者の保険料で割り当てることにいたしました。

導入当時、収入状況によっては3割を負担することから、高齢者いじめなどという批判がありました。しかし、他の健康保険制度全体とバランスをとりながら、国民皆保険制度を守るために、後期高齢者医療制度の保険税は、都道府県ごとに設置された広域連合によって決められております。都道府県によってかなり差がありますが、茨城県は全国平均よりは少し安いという水準になっております。阿見町も、負担分として一般会計から5億5,000万を繰り入れています。

増大する高齢者の医療費は、日本の大きな社会問題の1つです。さまざまな課題はあるにしても、本予算を成立させて、今日まで国の発展に貢献してくれた高齢者たちが病気やけがを完治し、健康で元気な生活を取り戻すことが最も重要だと指摘して、本予算に賛成いたします。

最後に、議案第25号、令和2年度阿見町水道事業会計予算に賛成の立場から討論をいたします。

阿見町の水道は、昭和32年に茨城県・土浦市・阿見町の3者共同事業として、一部事務組合である霞ヶ浦水道組合を設立して発足をいたしました。その後、昭和39年に霞ヶ浦水道組合を解散すると同時に、3者の事業分担により、阿見町は茨城県から上水の供給を受ける形で、独立経営に切り替えて今日に至っております。

その後、事業拡張を続け、平成21年3月に制定した阿見町水道ビジョンに基づいて水道施設の基盤整備を行い、給水の安全と安定供給を図る事業運営が続けられています。阿見町水道事業は、町内全ての地域に水道を普及させるために、給水普及率を平成32年には90%を目標としています。しかし、他の市町村と比較して、その普及率は低位となっており、町民の要望も強いものがあります。

私の実施したアンケートでも、水道料金が他市町村と比較して高いという意見が多く寄せられました。阿見町は、深井戸による自己水源が全給水量の約22%を占めているものの、大半は茨城県から契約受水しており、水道料金の低減は容易ではありません。阿見町の水道事業は、業務見直しが数次にわたり行われており、収納業務なども広域化、民間委託を行って、収支の改善に努めています。

また、先ほど反対討論者からありましたが、町民の要望を取り入れる形で、料金体系も見直して、使用状況に応じた料金体系を導入するなど、改善も実施されております。

水道事業は、町内全域への拡張、深井戸による自己水源の浄化の改善や更生、老朽管の更新など、多くの課題を抱えています。水道は、最も必要とされる社会インフラの1つであり、本予算を成立させて、安心して飲める水道、いつでも安定した水道、経営基盤の強い水道、環境に配慮した水道などの基本方針のもとに進めていく必要があるということを指摘して、本予算に賛成いたします。

以上です。

○議長（吉田憲市君） ほかに、賛成者の討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第21号から議案第26号までの6件については、委員長報告は原案可決であります。

本案6件は、委員長報告どおり可決することに御異議ございますか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議がありますので、順次採決いたします。

初めに、議案第21号を採決いたします。

本案についての委員長報告は原案可決であります。

議案第21号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議がございませんので、起立によって採決いたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（吉田憲市君） はい、結構です。

起立多数であります。よって、議案第21号は原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第22号を採決いたします。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。

議案第22号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 御異議がございますので、起立により採決をいたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（吉田憲市君） はい、結構です。

起立多数であります。よって、議案第22号は原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第23号を採決いたします。

本案についての委員長報告は原案可決であります。

議案第23号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議なしと認めます。よって、議案第23号は原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第24号を採決いたします。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。

議案第24号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 御異議がありますので、起立によって採決をいたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（吉田憲市君） はい、結構です。

起立多数であります。よって、議案第24号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第25号を採決いたします。

本案についての委員長報告は原案可決であります。

議案第25号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 御異議がございますので、起立によって採決いたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（吉田憲市君） はい、結構です。

起立多数であります。よって議案第25号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第26号を採決いたします。

本案についての委員長報告は原案可決であります。

議案第26号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議なしと認めます。よって、議案第26号は、原案どおり可決することに決しました。

---

議案第27号 財産の取得について（阿見町小学校入学祝い品支給ランドセル購入）

○議長（吉田憲市君） 次に、日程第5、議案第27号、財産の取得について（阿見町小学校入学祝い品支給ランドセル購入）を議題といたします。

本案につきましては、去る2月の19日の本会議において、所管常任委員会に付託をいたしました。委員より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員より審査の経過と結果の報告を求めます。

民生教育常任委員会委員長久保谷実君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長久保谷実君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（久保谷実君） 先ほどに引き続きまして、議案第27号、財産の取得について（阿見町小学校入学祝い品支給ランドセル購入）についてを御報告いたします。

質疑を許しましたところ、予定数が445個前後となっておりますが、入学直前に転校してきた子供への支給はどのようなになっているのかとの質疑があり、それに対し、予備を昨年の段階で発注しておりまして、ストックを持っています。よその町から阿見町に転入していただくときに、ランドセルをお持ちになって転入する方が多い状況だと考えますが、入学祝い品ですので、確認の上、受け取るという方には差し上げていますとの答弁でした。

次に、子供たちにはどのような形で渡しているのかとの質疑があり、これに対し、役場と本郷ふれあいセンターで受け渡しをしています。現在、66.7%が引き渡しを終わっています。来年度につきましては、学校で入学説明会がありますので、そのときにお渡しするようなことを考えていますとの答弁でした。

次に、この契約は1者特命の随意契約という形なのですが、その内容について質疑があり、それに対して、昨年各業者から見本品を持ってきてもらいましたところ、各社ばらばらでした。その中でしっかりしたものを選定したわけですが、年によって差がつくよりは、安定的に同じようなものを贈呈したほうがよいとの判断で、おおむね3年を目安に契約を考えていますとの答弁でした。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。採決に入り、議案第27号、財産の取得について（阿見町小学校入学祝い品支給ランドセル購入）は、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（吉田憲市君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第27号についての委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議なしと認めます。よって、議案第27号は、原案どおり可決することに決しました。

---

議案第29号 町道路線の廃止について

議案第30号 町道路線の認定について

○議長（吉田憲市君） 次に、日程第6、議案第29号、町道路線の廃止について、議案第30号、町道路線の認定について、以上2件を一括議題といたします。

本案につきましては、去る2月19日の本会議において、所管常任委員会に付託をいたしました。委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長野口雅弘君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長野口雅弘君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（野口雅弘君） それでは、先ほどに引き続きまして、議案第29号、町道路線の廃止について、質疑を許したところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第29号、町道路線の廃止については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

続きまして、議案第30号、町道路線の認定について、質疑を許したところ、認定のところ、整理番号9番638号線が、廃止のところ、適用が未使用、今度は距離が短くなって適用が未使

用で、ここが県道になっているのはなぜですかとの質疑があり、執行部からは、これは一旦町道の認定を廃止、再認定という形になります。それによって310メートル短く認定となりました。

そして、ここで変わっていることがありまして、この認定路線は、まさに県道でございます。県道なのに町道にも認定していることになっておりまして、これは県道の竜ヶ崎阿見線のバイパスの事業化に伴って、8年度に茨城県と阿見町の間で覚書を取り交わしております。その内容としましては、竜ヶ崎阿見線のバイパスが完成した暁には、県道としての役目を終えた旧道は、阿見町の町道として引き継ぎましょうという内容ですとの答弁がありました。

そのほか質疑がなく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第30号、町道路線の認定については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

当委員会の決定に対しましては、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告とさせていただきます。

○議長（吉田憲市君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第29号から議案第30号までの2件については、委員長報告は原案可決であります。

本案2件は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議なしと認めます。よって、議案第29号から議案第30号までの2件は、原案どおり可決することに決しました。

---

### 議案第31号 損害賠償の額を定めることについて

○議長（吉田憲市君） 次に、日程第7、議案第31号、損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

本案については、去る2月19日の本会議において所管常任委員会に付託をいたしました。委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長野口雅弘君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長野口雅弘君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（野口雅弘君） それでは、先ほどに引き続きまして、議案第31号、損害賠償の額を定めることについて、質疑を許したところ、場所や倒木した本数とか被害について教えてくださいとの質疑があり、執行部からは、場所は中央にある町民の森でございます。被害は、台風15号によって町民の森に生息していた高木が2本倒木したため、共同住宅の屋根の部分とフェンスを破損したための損害賠償ですとの答弁がありました。

そのほか質疑がなく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第31号、損害賠償の額を定めることについては、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

当委員会の決定に対しましては、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告とさせていただきます。

○議長（吉田憲市君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第31号についての委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議なしと認めます。よって、議案第31号は原案どおり可決することに決しました。

---

#### 阿見町選挙管理委員及び補充員の選挙

○議長（吉田憲市君） 次に、日程第8、阿見町選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議なしと認め、さよう決定をいたします。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議なしと認め、さよう決定をいたします。

それでは、阿見町選挙管理委員に、坪田龍二君、友保杉夫君、長沼正男君、長谷川義洋君、以上4名の諸君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました4名の諸君を、阿見町選挙管理委員の当選人に定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議なしと認め、坪田龍二君、友保杉夫君、長沼正男君、長谷川義洋君、以上4名の諸君が阿見町選挙管理委員に当選されました。

次に、阿見町選挙管理委員補充員については、小泉治久君、高橋泰子君、掛馬忠君、田上昌美君の、以上4名の諸君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました4名の諸君を、阿見町選挙管理委員補充員の当選人に定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議なしと認め、小泉治久君、高橋泰子君、掛馬忠君、田上昌美君、以上4名の諸君が阿見町選挙管理委員補充員に当選されました。

---

#### 土地利用調査について

○議長（吉田憲市君） 次に、日程第9、土地利用調査について。本案につきましては、土地利用調査特別委員会に付託されている案件であります。委員長より、委員会の調査の経過と結果の報告を求めます。

土地利用調査特別委員会委員長井田真一君、登壇願います。

〔土地利用調査特別委員会委員長井田真一君登壇〕

○土地利用調査特別委員会委員長（井田真一君） それでは、命により、土地利用調査特別委員会の調査結果について、御報告申し上げます。

お手元の土地利用調査に関する報告書を御参照願います。

本委員会は、去る令和元年6月18日の第2回定例会終了日に、委員会設置の目的である常磐線ひたち野うしく駅及び牛久阿見インターチェンジ周辺地区の早期事業化に向け、対策を調査するために設置されました。

調査項目は、地域を取り巻く現状と課題、開発がもたらすメリット、整備推進方策のあり方とし、当該地区のポテンシャルの高さや、その開発メリット、有効な開発手法等について、県内外5地区の先進地区を視察実施するとともに、関係する行政区長とのヒアリングを行うなど、調査研究を行ってまいりました。

まず、地域の現状としては、圏央道や周辺道路インフラの拡充により工業用地のニーズが高まっており、それを裏づけるように、五霞町から稲敷市に至る全ての沿線自治体において工業用地は上昇しております。しかし、町内では工場進出の照会はあるものの、工業専用の用地地域はなく、本格的な製造業工場の立地は見込めない状況であります。また、上本郷中根区域は、ひたち野うしく駅からおおむね500メートルから1キロと徒歩圏に位置し、県南の常磐線沿線では唯一駅徒歩圏で、牛久の東端穴地区と同様に、新たなまちづくりが可能な市街化調整区域であります。

開発のメリットとしては、固定資産税等による町税の増収や雇用の増加、そしてインフラ促進等について、事例等で検証することができました。これはまさに、今現在、当町の地方創生総合戦略において求めている、町民の雇用機会の創出と確保、並びに町への人の流れをつくるという基本目標そのものであります。

整備推進方策のあり方に関して、まず、牛久阿見インターチェンジ周辺地区については、県による未来産業基盤強化プロジェクトの支援もあり、事業期間の短縮と保留地処分、及び資金調達の確実性によりリスク回避を図るとともに、優良企業誘致が早期の地域活性化を見込めることから、組合土地区画整理事業の一括業務代行方式を中心に検討することが望ましいと考えます。一方、上本郷中根区域は、同じ駅勢圏である牛久市との連携も視野に入れ、構想段階から、将来のまちづくりのための調査等に着手することが望ましいと考えます。

以上が、調査結果の概要ですが、今回の事案は、開発のスピード感が特に重要視されており、当委員会では、調査と並行して執行部に対し開発の重要性を訴えてきました。しかし、残念ながら、来年度の予算では当該地区の開発に向けて新たに計上された予算はなく、中間報告で要望した土地開発計画を専門に担当する係の設置の実現にも至っておりません。

本委員会では、この報告書のほか提言書を作成しましたので、議長から町に提出する予定であります。執行部におかれましては、提言書をしっかりと受け止めていただき、まちづくりの千載一遇のチャンスを逃すことなく、開発の検討をお願いいたします。当該地区の土地利用が進み、阿見町がさらに発展していくことを願って、委員会の報告とさせていただきます。

○議長（吉田憲市君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

土地利用調査について、委員会報告書のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議なしと認めます。

土地利用調査については、土地利用調査特別委員会報告書のとおり承認することに決しました。

これもちまして、土地利用調査についてを終了いたします。

---

#### 議会運営委員会及び常任委員会の閉会中における所管事務調査について

○議長（吉田憲市君） 次に、日程第10、議会運営委員会及び常任委員会の閉会中における所管事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長から、閉会中における所管事務調査の申し出があります。

お諮りいたします。本件に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田憲市君） 異議なしと認め、さよう決定をいたします。

---

#### 閉会の宣告

○議長（吉田憲市君） これで、本定例会に予定されました日程は全て終了いたしました。

ここで町長から発言を求められておりますので、発言を許します。町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 令和2年第1回定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は、令和元年度補正予算及び令和2年度予算が主要な案件で、議員各位には、慎重審議の上、全議案とも議決いただきましたことを、心から御礼を申し上げます。

さて、本定例会初日の施政方針でも申し上げましたが、私が町長に就任してから、早いもので間もなく2年が経過しようとしております。この間、町民の皆様とお約束した政策公約を推

進するとともに、議員各位からいただいた御意見に耳を傾けながら、安全安心な町民生活の確保に必要な事業を着実に進めることはもちろん、人口減少、超高齢化社会が進展する中であっても、将来を担う子供たち、そして将来の世代までが幸せに暮らしていける、未来に責任を持つ魅力あるまちづくりの実現に向け、町政運営を推進してまいりました。

特に平成30年7月以降の記録的な猛暑では、空調設備が整備されていない学校の教育環境は、心配される数多くの御意見が寄せられることから、児童生徒の健康と安全を第一に考え、阿見第一小学校、阿見第二小学校、君原小学校についても、令和元年7月までに空調設備を完備できるよう予算措置を行い、整備が完了いたしました。

また、議員各位を初め、多くのボランティアの皆様、そして関係者の皆様の御協力のもと、天皇陛下御即位記念いきいき茨城ゆめ国体2019セーリング競技会を、1万人近い来場者をお迎えし、成功裏のもと無事開催することができました。そして昨日、解散総会をとり行い、全て完結をいたしました。

このように、さまざまな事業が実現できましたのも、ひとえに議員各位の御尽力と御協力の賜物と心から御礼を申し上げます。

さて、皆様は3月31日をもって議員の任期が満了となります。今期をもって御勇退される皆様、大変にお疲れさまでございました。特に、お2人には、20年前の私の初当選から、よき先輩としていろいろと御指導を賜りました。この場をおかりしまして、厚く御礼を申し上げます。本当にありがとうございました。今後も、一町民として、町政運営に御支援、御協力を賜りますようお願いを申し上げますとともに、これからの人生がより実り多いものとなりますよう御祈念を申し上げます。

また来る3月22日の町議会選挙に御出馬される皆様、そして井田議員におかれましても、この場所でまたお会いできますことを心より御期待を申し上げます。

結びになりますが、季節の変わり目でもあります。議員各位には御自愛の上、健康に十分御留意され、ますます御活躍されますことを御祈念申し上げ、閉会に当たりましての御挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長（吉田憲市君）　ここで、議員任期最後となる定例会の閉会に際して、議長として一言御挨拶申し上げます。

議員各位におかれましては、時節柄何かと御多忙中にもかかわらず、終始熱心に審議を尽くされ、ここにその全てを議了し、滞りなく閉会の運びとなりましたこと、厚く御礼を申し上げます。次第でございます。

また、議長職を務めさせていただきました平成30年4月から2年間、阿見町議会の運営が円滑に本日までまいりましたこと、議員の皆様方の御協力に心より感謝を申し上げます。次第でござ

います。

来るべく3月31日をもって任期を満了いたしますが、町議選に再出馬されない議員の皆様におかれましては、これまでの議員活動により、阿見町発展に大きく貢献されましたことに対し、心より敬意を表するとともに感謝を申し上げる次第でございます。これからも健康に留意され、議員経験者として、御指導、御協力いただきますことを切にお願いを申し上げる次第でございます。

結びになりますが、議員各位並びに町長をはじめ執行部各位の御協力に深く感謝を申し上げるとともに、この上とも御自愛、御健勝を御祈念申し上げます。

これもちまして、令和2年第1回阿見町議会定例会を閉会といたします。皆さん御苦労さまでした。

午後 0時07分閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 吉 田 憲 市

署 名 員 柴 原 成 一

署 名 員 久保谷 実

## 参 考 资 料

## 令和2年第1回定例会 議案付託表

総務常任委員会	<p>議案第2号 阿見町行政不服審査会条例の一部改正について</p> <p>議案第3号 阿見町町界町名地番整理審議会条例の一部改正について</p> <p>議案第4号 阿見町職員の給与に関する条例の一部改正について</p> <p>議案第5号 阿見町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について</p> <p>議案第6号 阿見町の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について</p> <p>議案第7号 阿見町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について</p> <p>議案第8号 阿見町監査委員条例の一部改正について</p> <p>議案第9号 阿見町印鑑条例の一部改正について</p> <p>議案第13号 阿見町ふるさと創生基金条例の廃止について</p> <p>議案第14号 令和元年度阿見町一般会計補正予算（第6号） 内 総務常任委員会所管事項</p>
民生教育 常任委員会	<p>議案第1号 阿見町あみ人材育成基金条例の制定について</p> <p>議案第11号 阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について</p> <p>議案第12号 阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について</p> <p>議案第14号 令和元年度阿見町一般会計補正予算（第6号） 内 民生教育常任委員会所管事項</p> <p>議案第15号 令和元年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）</p> <p>議案第18号 令和元年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第4号）</p> <p>議案第19号 令和元年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）</p> <p>議案第27号 財産の取得について（阿見町小学校入学祝い品支給ランドセル購入）</p>

<p>産 業 建 設 常 任 委 員 会</p>	<p>議案第10号 議案第14号 議案第16号 議案第17号 議案第20号 議案第28号 議案第29号 議案第30号 議案第31号</p>	<p>阿見町町営住宅管理条例の一部改正について 令和元年度阿見町一般会計補正予算（第6号） 内 産業建設常任委員会所管事項 令和元年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号） 令和元年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号） 令和元年度阿見町水道事業会計補正予算（第3号） 土地の処分について 町道路線の廃止について 町道路線の認定について 損害賠償の額を定めることについて</p>
<p>予算特別委員会</p>	<p>議案第21号 議案第22号 議案第23号 議案第24号 議案第25号 議案第26号</p>	<p>令和2年度阿見町一般会計予算 令和2年度阿見町国民健康保険特別会計予算 令和2年度阿見町介護保険特別会計予算 令和2年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算 令和2年度阿見町水道事業会計予算 令和2年度阿見町下水道事業会計予算</p>

## 閉会中における委員会（協議会）の活動

令和元年12月～令和2年2月

### 1. 委員会（協議会）の活動

委員会名	月 日	場 所	事 件
議会運営委員会	2月12日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1回定例会会期日程等について</li> <li>・その他</li> </ul>
土地利用調査 特別委員会	1月21日	本郷ふれあい センター	意見交換会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・経過報告</li> <li>・対象行政区の状況確認</li> <li>・意見交換</li> </ul>
	2月4日	中央公民館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提言書のとりまとめについて</li> <li>・その他</li> </ul>
議会だより 編集委員会	1月9日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会だより第163号の発行について</li> <li>・その他</li> </ul>
	1月23日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会だより第163号の発行について</li> <li>・その他</li> </ul>
全員協議会	1月27日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年度阿見町予算内示について</li> <li>・町民参加型予算（地域予算）の導入について</li> <li>・県南広域水道用水供給事業及び県西広域水道用水供給事業の統合案に係る同意について</li> <li>・その他</li> </ul>

全 員 協 議 会	2月10日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第2期阿見町人と自然が織りなす，輝くまち創生総合戦略の策定状況について</li> <li>・ 道の駅整備検証委員会の状況について</li> <li>・ 阿見町職員の給与に関する条例等の一部改正について</li> <li>・ 個別施設計画の策定状況について</li> <li>・ プラチナタウン事業の進捗状況について</li> <li>・ 阿見町荒川本郷地区（Bブロック）町有地の売却について</li> <li>・ 阿見町町営住宅管理条例の一部改正について</li> <li>・ 令和2年度阿見町下水道事業会計予算について</li> <li>・ 新入生入学祝い品事業について</li> <li>・ 学校再編計画について</li> <li>・ あみ人材育成基金条例の制定等について</li> <li>・ 廃校施設の利活用について</li> <li>・ その他</li> </ul>
-----------	-------	--------	---

2. 一部事務組合議員活動状況

組 合 名	月 日	事 件	議決結果等	出 席 者
龍ヶ崎地方衛生組合	2月18日	<p>全員協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年第1回組合議会定例会提出予定案件の説明</li> </ul>		<p>久保谷充 永井義一</p>
牛久市・阿見町齋場組合	2月13日	<p>定例会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・牛久市・阿見町齋場組合会計年度任用職員の任用，勤務条件等に関する条例について</li> <li>・牛久市・阿見町齋場組合会計年度任用職員の給与等に関する条例について</li> <li>・牛久市・阿見町齋場組合職員の特殊勤務手当に関する条例を廃止する条例について</li> <li>・令和元年度牛久市・阿見町齋場組合一般会計補正予算（第2号）</li> <li>・令和2年度牛久市・阿見町齋場組合一般会計予算</li> <li>・牛久市・阿見町齋場組合監査委員の選任について</li> </ul> <p>鴨目 秀夫氏</p>	<p>原案可決</p> <p>原案可決</p> <p>原案可決</p> <p>原案可決</p> <p>原案可決</p> <p>原案同意</p>	<p>柴原成一 難波千香子 野口雅弘</p>

<p>稲敷地方広域市 町村圏事務組合</p>	<p>2月12日</p>	<p>全員協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年度稲敷地方広域市町村圏事務組合予算（案）</li> <li>・令和元年火災・救急・救助件数</li> <li>・議員派遣の件について（案）</li> </ul>		<p>平岡 博 樋口達哉 石引大介</p>
----------------------------	--------------	---	--	-------------------------------